

大阪府こころの健康総合センター 所報・紀要

令和3年度

精神保健福祉に関する最新の情報を
ホームページで提供しています

こころのオアシス

<http://kokoro-osaka.jp/>

発 刊 に あ た っ て

令和3年度の当センターの活動の概要を報告いたします。

当センターでは、相談事業として、「依存症相談」「自死遺族相談」「発達障がい相談」の専門相談等に加えて、「こころの電話相談」「わかぼちダイヤル」「こころの健康統一ダイヤル」などの電話相談を行っています。また、地域の関係機関からの要請や相談を受けて地域活動への支援を行い、保健所への心理職の派遣、ひきこもり支援コーディネーターによる市町村等への後方支援や電話相談を行っています。

研修事業として、府職員及び関係機関職員を対象に、初任者から経験のある職員に対して、精神保健福祉研修・事例検討を行い、人材育成・資質向上に努めています。

また、精神医療審査会事務局、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証交付審査、精神科病院実地指導・精神科病院入院者実地審査、療養環境検討協議会事務局（大阪市・堺市と共同で運営）、措置診察や移送の手続き、精神科救急医療情報センターなどの事業を行っています。

府民への啓発や相談窓口・医療機関等の情報提供、保健所や市町村等の人材養成のため依存症・災害時こころのケア・こころの健康等に関する刊行物の発行をしています。これらはホームページ「こころのオアシス」で公開しています。また、精神保健医療福祉関係者向けに「こころのオアシス通信」を配信しています。携帯電話用ホームページにおいては、様々な分野の相談窓口の情報を掲載していますのでご活用ください。

調査研究として、「大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」（令和2年3月策定）に基づき、大阪府におけるギャンブル等依存症に関する実態を把握し、今後の大阪府におけるギャンブル等依存症対策を考えるための資料とするため、「ギャンブル等と健康に関する調査」を実施しました。報告書を掲載しましたので、ぜひご参照ください。あわせて、「高齢者の飲酒問題に関するアンケート調査」の結果報告書も掲載しています。

令和3年度、非常に痛ましい事件が起きました。令和3年12月17日（金）午前10時20分頃、大阪市北区の心療内科クリニックで火災が発生し、通院患者とスタッフなど27名がお亡くなりになりました。クリニックの院長も亡くなり、通院していた患者は転院を余儀なくされました。通院患者による放火とされ、連日のように事件に関して様々な情報が報じられ、多くの人に多大な衝撃を与えました。当センターでは、事件の起きた令和3年12月17日から令和4年3月末まで通院患者の治療継続に関する支援や、被害者とその家族、事件に影響を受けた住民へのこころのケアなど、関係団体と連携しながら対応を行いました。

令和3年度も、新型コロナウイルスの波状的な感染拡大により、日常生活に大きな影響が出ました。当センターでは、引き続き新型コロナウイルス感染症による府民の不安やストレス等に対応するためこころのケアに関する情報提供や相談体制の充実を図りました。また、災害時対応として、新型コロナウイルス感染拡大を鑑み、令和2年度は中止としました大阪 DPAT 養成研修を1年ぶりに開催し、併せて大阪 DPAT 隊員登録者対象に技能維持研修をWeb 配信で開催しました。災害時等のメンタルヘルスについて理解を深め、COVID-19 流行下におけるストレスや支援者のメンタルヘルスについて学ぶことを目的としてWeb 配信による研修を実施しました。新型コロナウイルスの感染拡大が一日も早く収束することを願っております。

当センターでは、今後も府民のこころの健康づくりを進める拠点として、関係機関・団体等との連携・協力をさらに深め、課題解決に取り組んでまいります。府民の皆様、関係機関・団体の皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

令和4年12月

大阪府こころの健康総合センター
所長 籠本 孝雄

目 次

I. 概 要	頁
1. 設立の目的及び業務	1
2. 基本理念・基本方針	2
3. 沿 革	2
4. 施設概要	2
5. 機 構	3
6. 決算の状況	3
II. 事 業	
1. 精神保健福祉に関する企画	4
（1）災害時等のこころのケア活動に関すること	4
（2）産業保健分野との連携事業	5
（3）公民協働事業	6
2. 普及啓発	8
（1）刊行物による情報提供・普及啓発	8
（2）ホームページによる情報提供・普及啓発	8
（3）こころの健康図書コーナーの図書数	8
3. 府職員及び関係機関職員への研修（人材育成）	9
4. 調査研究	14
5. 自殺対策	15
（1）大阪府自殺対策推進センター	15
（2）技術支援	19
6. 依存症対策	20
（1）普及啓発の強化	20
（2）相談支援体制の強化	22
（3）治療体制の強化	25
（4）切れ目のない回復支援体制の強化	26
（5）「ギャンブル等と健康に関する調査」の実施	28
7. 精神医療審査会	29
8. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）	30
9. 精神科病院実地指導・精神科病院入院者実地審査	31
10. 精神科医療機関療養環境検討協議会	32
11. 措置診察	34
12. 医療保護入院等のための移送	36
13. 精神科救急医療情報センター	37

14. 地域活動への支援	38
(1) 地域活動への支援	38
(2) その他の地域支援に関する取組み	40
(3) 保健所心理業務	40
(4) 大阪府措置入院者等退院後支援事業	40
15. 相談	41
(1) 精神保健福祉相談（依存症・自死遺族相談・発達障がいに関する専門相談を含む）	41
(2) 集団支援	44
(3) 電話相談	47
(4) 保健所心理業務	56
(5) ひきこもり地域支援センター事業	57
16. こころのケア	60
(1) 新型コロナウイルス感染症流行時のこころのケア	60
(2) 大阪市北区のビル火災に関するこころのケア	63
17. 会議出席・講師派遣・事業協力・国などの研修への参加	64
(1) 会議等出席	64
(2) 講師派遣	66
(3) 事業協力	68
(4) 国などの研修への参加	68

紀 要

大阪府こころの健康総合センターにおけるクリニック放火事件への対応（報告）	69
公民協働事業「飲酒防止教育の普及」の取組について	79
「高齢者の飲酒問題に関するアンケート調査」結果報告書	90
「ギャンブル等と健康に関する調査」報告書	129

資 料

I. こころの健康総合センターの統計	190
II. 大阪府の精神保健福祉統計	195
III. 大阪府の精神保健福祉施策年表	212

I. 概 要

1. 設立の目的及び業務

大阪府こころの健康総合センター（以下「センター」という。）は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第6条に規定される精神保健福祉センターであり、精神保健福祉に関する中核施設として条例により設置されている。当センターは保健所や、社会復帰関連施設、医療機関をはじめとする地域関係機関、団体に対する支援やネットワークづくりを進めることを大きな使命としている。さらに、精神保健福祉法の理念にのっとり、従来の精神保健福祉センターでは十分に取組みられてこなかった、広く府民のこころの健康づくりの保持、増進を図ることに取り組むこととしている。

センターは、次の業務を行うこととしている（大阪府こころの健康総合センター処務規程より）。

- (1) 精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための事業の企画に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る調査研究に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る行政機関及び関係団体との連携及び調整に関すること。
- (4) 災害時におけるこころのケア活動に関すること。
- (5) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る情報の提供及び普及啓発に関すること。
- (6) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る人材育成及び相談に関すること。
- (7) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二章第四節に規定する自立支援医療費の支給（精神障害者に係るものに限る。）に関すること。
- (9) 大阪府精神医療審査会の事務に関すること。
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項の意見の陳述に関すること及び第二十六条第一項の技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助に関すること。
- (11) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の六第一項の規定による精神科病院への立入検査に関すること。
- (12) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項の規定による精神保健指定医に関すること。
- (13) 精神障害者の権利譲渡を図るための関係行政機関及び関係団体との連携に関すること。
- (14) 保健所における精神保健及び精神障害者の福祉に係る業務の支援に関すること。
- (15) 精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るものの活動の支援に関すること。
- (16) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項に規定する精神保健指定医の診察及び法第二十九条第一項の規定による入院に関すること。
- (17) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十四条の規定による移送に関すること。
- (18) 自殺対策推進センターの運営に関すること。
- (19) (1)～(18)に掲げるもののほか、府民の精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るため必要なこと。

2. 基本理念・基本方針

【基本理念】

「私たちは、府民のこころの健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障がい者の人権の尊重と福祉の増進をめざします。」

【基本方針】

- (1) 精神障がい者の医療及び福祉の向上を図ります。
- (2) 時代のニーズに応じた専門相談及び技術支援を行います。
- (3) 地域の精神保健福祉を支える人材を育成します。
- (4) 関係機関との連携を進め、地域の課題解決に向けたネットワークづくりを支援します。
- (5) 精神保健に関する調査研究・情報発信を行います。

3. 沿革

昭和 27 (1952) 年 8 月	大阪府精神衛生相談所設置
昭和 37 (1962) 年 4 月	大阪府立公衆衛生研究所に精神衛生部開設
平成 6 (1994) 年 4 月	大阪府精神衛生相談所及び大阪府立公衆衛生研究所精神衛生部を廃止し、大阪府立こころの健康総合センターとして新築オープン
平成 14 (2002) 年 4 月	大阪府こころの健康総合センターに改称

4. 施設概要

所在地	〒558-0056 大阪市住吉区万代東3丁目1-46 TEL : 代表 06-6691-2811 FAX : 06-6691-2814 E-mail : kenkosogo@sbox.pref.osaka.lg.jp ホームページ : http://kokoro-osaka.jp/
施設規模	鉄筋 コンクリート地上4階、地下1階 敷地面積 約 1,900 m ² 建築面積 約 850 m ² 延床面積 約 3,300 m ² (3階部分は、令和3年度から大阪府難病相談支援センターが使用)
最寄りの交通機関	大阪シティバス「府立総合医療センター」、阪堺電軌上町線「帝塚山四丁目」、JR 阪和線「長居」、Osaka Metro 御堂筋線「長居」、南海電鉄高野線「住吉東」

5. 機 構

当センターにおける職員配置及び事務分掌は以下のとおり。

(令和4年3月31日現在)

所 属	職 名	現員	職 種	事 務 分 掌
所 長	技術職員	1	医師	
次 長	事務職員	1	事務	(兼総務課長)
参 事	技術職員	1	医師	
総 務 課	事務職員	6	事務	6 ①庶務 ②予算 ③庁舎管理 ④自立支援医療費の支給認定に係る事務 ⑤他課分掌外事務
事業推進課	技術職員	6	課長(ケースワーカー) 1 ケースワーカー 2 保健師 1 心理技師 2	①企画・調整 ②教育研修・普及啓発 ③調査・研究 ④精神保健福祉関連団体への支援 ⑤自殺対策に関すること ⑥災害時こころのケア活動に関すること
相談支援・ 依存症対策課	技術職員 事務職員	11 1	課長(ケースワーカー) 1 医師 2 事務 1 ケースワーカー 7 心理技師 1	①精神保健及び精神障害がいの者の福祉に係る相 談に関すること ②電話相談 ③依存症対策に関すること ④地域精神保健福祉活動への支援
医療審査課	技術職員	10	課長(ケースワーカー) 1 ケースワーカー 8 運転手 1	①精神障害者保健福祉手帳の判定に係る事務 ②精神医療審査会 ③精神科病院への立入検査 ④措置診察業務に関すること ⑤精神科救急医療に関すること
計		37		
非常勤職員等		47		

6. 決算の状況

令和3年度の決算状況は、以下のとおり。

(千円)

歳 入		歳 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
使用料及び手数料	24	(款) 総務費	7,167
手数料	24	(項) 総務管理費	7,167
国庫支出金	8,607,401	(目) 一般管理費	7,167
国庫負担金	8,607,401	(款) 福祉費	163,262
諸収入	10,798	(項) 障がい者福祉費	163,262
延滞金、加算金	3	(目) 障がい者福祉推進費	163,262
雑入	10,795	(款) 健康医療費	17,385,056
		(項) 公衆衛生費	17,385,056
		(目) 公衆衛生総務費	10,162
		(目) 予防費	885
		(目) 精神衛生費	17,374,009
		(款) 住宅まちづくり費	4,488
		(項) 住宅まちづくり管理費	4,488
		(目) 公共建築費	4,488
合 計	8,618,223	合 計	17,559,973

Ⅱ. 事 業

1. 精神保健福祉に関する企画

概要

精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るための取組みや事業を企画・実施し、事業評価を行っている。

(1) 災害時等のこころのケア活動に関すること

1) 大阪 DPAT 養成研修

災害等が発生した際には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、各種関係機関等との連携、マネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要であり、このような活動を行うために大阪府によって組織される専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム（DPAT）を養成する研修を平成29年度より年1回開催している。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大を鑑み中止としたが、令和3年度は1年ぶりに開催した。講義はWeb配信とし、大阪DPAT 隊員登録者の技能維持研修としても開催した。また、演習は密を避けるため、各グループ毎に会場を分け、インターネットで中継するなど感染防止対策に配慮し、机上で活動拠点本部の立上げ、病院支援、避難所支援の大規模災害時訓練演習を行った。

また、当センターDPAT 担当者は、DPAT 事務局主催の「令和3年度 DPAT 訓練」（オンラインによる机上訓練）及び、「令和3年度 DPAT 体制整備共有会議」に参加し、知識の向上・技能維持を図った。

＜表 1- (1) - 1. 大阪 DPAT 養成研修及び技能維持研修内容＞

日 時	研修名	内 容	対 象	参加者数
9月6日 (月) 9時～ 9月24 日(金) 17時 (大阪府 公式 YouTube 配信)	大阪 DPAT 養成研修 及び技能 維持研修	講義「DPATとは」 当センター 参事 平山 照美 講義「大阪府の災害時医療保健活動体制について」 大阪府健康医療部保健医療室医療対策課 救急・災害医療グループ 若杉 亮 講義「災害現場における指揮命令・諸機関との連携、最 近のDPATの活動状況について」 DPAT事務局インストラクター 緑川 大介 講義「災害時医療のロジスティクス①」 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター(日本DMAT) 診療放射線技師 西 健太 講義「災害時の情報管理」 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター 四町田 悟 講義「災害時等こころのケアの基礎知識」 当センター 事業推進課 西 則子	府内の精神 科医療機関 の職員等 (精神科医 師、看護師、 精神保健福 祉士、事務 職員等) 大阪 DPAT 隊員登録者	51

日 時	研修名	内 容	対 象	参加者数
10月16 (日) 10時～ 13時	大阪 DPAT 養成研修	講義・演習「災害時医療のロジスティクス②」 当センター 相談支援・依存症対策課 岡 信浩 演習「大規模災害時訓練」	府内の精神 科医療機関 の職員等 (精神科医 師、看護師、 精神保健福 祉士、事務 職員等)	33
		講義・演習「災害時医療のロジスティクス②」 当センター 相談支援・依存症対策課 岡 信浩 演習「大規模災害時訓練」 DPAT 事務局インストラクター 緑川 大介 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター 四町田 悟 太田 誉子 社会医療法人北斗会 さわ病院 新海 大祐 村上 恵子 医療法人杏和会 阪南病院 松島 章晃 楠田 修司 大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 当センター 事業推進課、相談支援・依存症対策課 大阪市こころの健康センター・堺市精神保健課		

2) 災害時等こころのケア研修

災害時等のメンタルヘルスについて理解を深め、COVID-19 流行下におけるストレスや支援者のメンタルヘルスについて学ぶことを目的として Web 配信形式による研修を実施した。なお、本研修は精神保健福祉従事者研修と合同開催とした。

<表1- (1) -2. 災害時等こころのケア研修>

配信期間	内 容	対 象	参加者数
12月20日 (月) ～ 1月21日 (金) (大阪府公 式YouTube 配信)	テーマ「災害や事件・事故など、危機的な状況を経験した人に接するときに、誰もが知っておきたいこと～COVID-19 流行下におけるストレスや支援者のメンタルヘルス～」 講義①「災害時等のメンタルヘルスについて」 当センター 事業推進課 西 則子 講義②「COVID-19 流行下におけるメンタルヘルスについて」 当センター 参事 平山 照美 講義③「支援者のメンタルヘルスについて」 当センター 参事 平山 照美	保健所職員、市町村の保健福祉・災害時等の対応に従事する職員、府内の精神科病院・精神科病床を有する病院・精神科診療所等の職員、相談支援事業所等の職員	①視聴回数： 501回 ②視聴回数： 387回 ③視聴回数： 347回 受講確定者数： 306 アンケート提出 数：188

(2) 産業保健分野との連携事業

勤労者のこころの健康問題への対応力の向上を図るため、産業保健活動を行っている大阪産業保健総合支援センターと連携し、企業の健康管理業務や人事労務の担当者を対象に、こころの健康づくりに関する講習会を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症対策として例年より対象人数を会場定員の3分の1に設定するとともに、Web 研修に変更して実施した。

＜表 1- (2) -1. 講習会内容＞

日 時	会 場	内 容	対 象	参加者数
6月22日 (月) 14時～16時	エル・おおさか 南 1023	テーマ：職場におけるゲートキーパー養成講座 (初級編) 当センター 事業推進課 杉原 亜由子 大岩 奈穂	産業医・看護職・衛生 管理者・労務担当者等	12
9月1日 (水) 14時～16時	オンライン	テーマ：アルコール健康障がいと依存症 医療法人和気会 新生会病院 院長 和気 浩三		28 (申込者)
10月6日 (水) 14時～16時	オンライン	テーマ：職場におけるゲートキーパー養成講座 (中級編) 当センター 事業推進課 南 由美 西 則子 大岩 奈穂		5

(3) 公民協働事業

1) 飲酒防止教育普及研修

保健所や学校等が飲酒防止教育を行う上での必要な知識やポイントについて学ぶことができるよう、飲酒防止教育普及研修を開催した。

＜表 1- (3) -1. 普及研修内容＞

日 時	方 法	内 容	対 象	参加者数
12月24日 (金) 14時～ 16時30分	オンライン	講義「20才未満の人の飲酒問題について考える～大人が知っておくべき大事なこと～」 医療法人和気会 新生会病院 院長 和気 浩三 体験談「アルコール依存症当事者の体験談」 岸和田断酒新生会 講義「飲酒防止教室を実施するにあたって」 当センター 事業推進課 西 則子 報告「飲酒防止教室の取組みについて」 和泉市立小学校 養護教諭 和泉保健所 地域保健課 忍 華子	保健所、府内の教育 機関関係職員 (小・中・高等学校、 支援学校)	23

2) 飲酒防止教室

平成30年度に作成した『大阪府版飲酒防止教室実施者用テキスト』を活用して、府内の学校で実施された飲酒防止教室は計1回で、参加者数は106人であった。新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数は1大学のみとなった。

＜表 1- (3) -2. 飲酒防止教室＞

種類	機関数 (実数)	受講者数 (実数)	講師内訳
小学校	0	0	
中学校	0	0	
高等学校	0	0	—
大学	1	106	保健所職員、アルコール依存症当事者
計	1	106	

3) 教材について

平成 30 年度に作成した『大阪府版飲酒防止教室実施者用テキスト』について、3 年間活用した実績をふまえて改訂するため、大阪府断酒会、関西アルコール関連問題学会や保健所との検討会議を開催した。実施者である保健所担当者やアルコール専門医、アルコール依存症当事者等からの意見を集約し、改訂版を発行した。

4) 報告会について

平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間実施した公民協働事業（飲酒防止教育の普及）について、関西アルコール関連問題学会と保健所を対象に報告会を開催した。

＜表 1- (3) -3. 報告会内容＞

日時	方法	内容	参加者数
2月2日 (水) 13時30分 ～ 15時30分	オンライン	事業報告①「本事業における飲酒防止教育の実施状況について」 当センター 事業推進課 甲田 恵美 事業報告②「大阪府版飲酒防止教室実施者用テキスト（改訂版）」について 当センター 事業推進課 西 則子 講義「アルコール依存症の親をもつ 20 歳未満の人への対応について」 医療法人和気会 新生会病院 院長 和気 浩三 意見交換「今後の飲酒防止教育の普及について考える」	12

2. 普及啓発

概要

当センターでは、こころの健康づくりを推進するため、府民が利用できる「こころの健康図書コーナー」を開設するとともに、各種刊行物やホームページにおいて、こころの健康づくりに関する情報提供・普及啓発と医療機関・相談機関などの社会資源に関する情報提供を行っている。

事業実績

(1) 刊行物による情報提供・普及啓発

1) 大阪府内で精神疾患の診療を行う機関

府内の精神保健福祉関係相談窓口及び精神科医療機関を対象に「大阪府内で精神疾患の診療を行う機関一覧」を発行した。また、詳細なデータを随時更新し、ホームページにおいて情報提供した。

2) 新規作成刊行物

<表 2- (1) -1. 新規作成刊行物>

名 称	内 容	形 態	発行月
支援していた人を自死で失った支援者のこころのケア	支援していた人を自死で失った支援者のこころの健康についての啓発	3つ折りリーフレット	2月

3) メールマガジン「こころのオアシス通信」

市町村や医療機関等関係者向けに、当センターが実施する事業や作成したリーフレット、新着図書などを広報し、地域の精神保健福祉活動を推進することを目的に、メールマガジン「こころのオアシス通信」を、計 11 回配信した。併せて、精神保健福祉業務に役立つ国や全国の動きなどを情報提供した。

(2) ホームページによる情報提供・普及啓発

1) 「こころのオアシス」 (<http://kokoro-osaka.jp/>)

ホームページ「こころのオアシス」において、精神保健福祉に関する総合的な情報提供を行った。また、携帯電話用ホームページにおいて、様々な分野の相談窓口の情報を提供した。

2) 「庁内 Web」 (庁内限定) 配信

大阪府庁内イントラネット上に「精神保健福祉情報」を掲載し、庁内の精神保健福祉関係業務に従事する職員向けに、業務の円滑な推進に資する各種の情報を提供した。

(3) こころの健康図書コーナーの図書数

今年度の新規図書数、蔵書総数は、表 2 - (3) - 1 に示すとおりである。

<表 2- (3) -1. 図書数>

本の区分	新 規	蔵書総数
図 書	26	8,555
雑 誌	89	12,816
A V	3	1,126
資 料	135	13,798
参考図書	6	165
計	259	36,460

※蔵書の整理を実施し、紛失や長期貸出図書の未返却について、蔵書からの抹消処理をした。

3. 府職員及び関係機関職員への研修（人材育成）

概要

精神保健福祉業務に従事する職員（府健康医療部等精神保健福祉担当職員、市町村・福祉事務担当職員、医療機関職員、障害者総合支援法に規定する障がい福祉サービスを行う事業所職員等）の資質向上を目的に、広く関係者の育成を図った。

「健康医療部等精神保健福祉担当職員研修」はケースワーカー・保健師・心理職員等に対する研修で、表 3-1 の体系に基づき階層別に開催した。また、「関係機関職員研修」として、市町村・福祉事務所・医療機関・障がい福祉サービス事業所等で精神保健福祉業務に従事する職員に対する研修を表 3-2 のとおり実施した。

なお、開催にあたっては、（一社）大阪精神科病院協会と（公社）大阪精神科診療所協会の後援を受けた。階層別研修は、対象者を精神保健福祉業務に従事した年数に分けて実施する研修であり、新転任者、2 年目、3 年目、4 年目以上の職員、主査級職員の 5 階層となっている。

新転任者対象のベーシック研修は、新たに精神保健福祉業務に従事することになった職員が、実務知識を習得するための講義を中心とした基礎的な研修である。

2 年目、3 年目の職員を対象としたステップアップ研修では、地域での実践を振り返りながら相談支援のスキルを高めることができるよう、事例検討や演習を行った。

例年 4 年目以上を対象としているスキルアップ研修については、災害時等こころのケア研修を実施した。

スーパーバイズ研修は、保健所の精神保健福祉チーム主査級職員を対象に、スーパーバイズの技術を身につけることができるよう、講義と事例検討を行った。

また、地域課題の取組みに関する研修として、「精神科領域におけるトラウマインフォームドケア（TIC）」をテーマに実施した。

<表 3-1. 健康医療部等精神保健福祉担当職員研修体系>

区 分	研修名	対 象
階層別研修	ベーシック研修 A	1 年目
	ステップアップ研修 A	2 年目
		3 年目
	スキルアップ研修 A	4 年目以上
	スーパーバイズ研修 A	主査級

<表 3-2. 関係機関職員研修体系>

区 分	研修名	対 象
新任転任研修	ベーシック研修 B	1 年目
現任研修	ステップアップ研修 B	2 年目
		3 年目
	スキルアップ研修 B	4 年目以上

＜表 3-3. ベーシック研修 A＞

日 時・会 場	内 容 ・ 講 師	参加者数
4月26日(月) 9時30分 ～ 17時05分 当センター4階 研修室	講義「保健所における精神保健福祉業務の実際」 大阪府藤井寺保健所 地域保健課 平井 由香	21
	講義「こころの健康総合センターについて(精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療費含む)」 当センター 事業推進課 甲田 恵美	
	報告「家族の思いと家族会活動」 大阪府精神障害者家族会連合会	
	講義「精神疾患の基礎知識Ⅰ」 当センター 参事 平山 照美	
	講義「支援者のメンタルヘルス」 当センター 事業推進課 大岩 奈穂	
	グループワーク 当センター 事業推進課 甲田 恵美・大岩 奈穂	
4月27日(火) 9時30分 ～ 17時 当センター4階 研修室	講義「精神保健福祉の歴史・精神保健福祉法について、大阪府の精神保健福祉行政における課題と方向性について」 大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 参事 上野 千佳	24
	グループワーク 当センター 事業推進課 甲田 恵美・大岩 奈穂	
	講義「精神疾患の基礎知識Ⅱ」 当センター 参事 平山 照美	
	体験談「当事者の体験談より学ぶ」 当事者	
	講義「自殺に関する相談支援について～未遂者相談支援・自死遺族相談～」 当センター 事業推進課 甲田 恵美 当センター 相談支援・依存症対策課 飯田 未依子	
	講義「措置診察、移送、精神科救急」 当センター 医療審査課 今川 和子・的場 泉美	
7月1日(木) 13時 ～ 17時05分 当センター4階 研修室	体験談・講義「依存症の本人家族への相談支援について」 大阪府断酒会 当事者および家族 当センター 相談支援・依存症対策課 道崎 真知子	20
	講義「障がい者の支援制度、施策について～障害者総合支援法を中心に～」 大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課 笠野 真由	
	講義「心神喪失者等医療観察法」 大阪保護観察所 社会復帰調整官	
	講義「精神科病院実地指導・精神医療審査会・療養環境検討協議会・各種届出書類について」 当センター 医療審査課 西椋 陽子	
7月2日(金) 9時30分 ～ 17時05分 当センター4階 研修室	講義「精神保健福祉相談の進め方」 桃山学院大学 教授 辻井 誠人	19
	講義「高次脳機能障がいについて」 大阪府障がい者自立相談支援センター身体障がい者支援課 安部 紫	
	講義「大阪府における母子保健の現状と課題」 大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 上椋 真由美 当センター 参事 平山 照美	
	講義「精神障がい者の地域移行について」 大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課 中川 尚代	
	講義「災害時のこころのケア」 当センター 相談支援・依存症対策課 湯浅 安津子	
	グループワーク 当センター 事業推進課 甲田 恵美・大岩 奈穂	

＜表 3-4. ベーシック研修 B＞

配信期間	内 容 ・ 講 師	視聴回数	市町村	障がい福祉サービス事業所等	医療機関	その他	参加者総数
7月1日 (木) 9時～ 7月30日 (金) 17時 (大阪府公式 YouTube 限定配信)	講義「精神保健福祉の歴史・精神保健福祉法について、大阪府の精神保健福祉行政における課題と方向性について」 大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 参事 上野 千佳	265	受講確定者数…15 アンケート提出数…9	受講確定者数…30 アンケート提出数…29	受講確定者数…11 アンケート提出数…10	受講確定者数…16 アンケート提出数…13	受講確定者数…72 アンケート提出数…61
	講義「こころの健康総合センターについて」 当センター 事業推進課 甲田 恵美	164					
	講義「精神障害者保健福祉手帳について」 当センター 医療審査課 池 慎太郎	143					
	講義「自立支援医療費（精神通院）について」 当センター 総務課 阪口 耕平	116					
	講義「精神疾患の基礎知識Ⅰ」 当センター 相談支援・依存症対策課 藤田 知巳	157					
	講義「精神疾患の基礎知識Ⅱ」 当センター 相談支援・依存症対策課 藤田 知巳	132					
	講義「精神保健福祉相談の進め方」 桃山学院大学 教授 辻井 誠人	125					
	講義「障がい者の支援制度、施策について～障害者総合支援法を中心に～」 大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課 笠野 真由	110					
	講義「精神障がい者の地域移行について」 大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課 中川 尚代	104					
	体験談・講義「依存症の本人・家族への相談支援について」 大阪府断酒会 当事者および家族 当センター 相談支援・依存症対策課 道崎 真知子	109					
	講義「高次脳機能障がいについて」 大阪府障がい者自立相談支援センター身体障がい者支援課 安部 紫	93					
	体験談「当事者の体験談より学ぶ」 当事者及び支援者	102					
	報告「家族の思いと家族会活動」 大阪府精神障害者家族会連合会	93					
	講義「支援者のメンタルヘルス」 当センター 事業推進課 大岩 奈穂	86					

※「精神障がい者支援体制加算」の対象者は、「演習（個人ワーク）」も実施。

＜表3-5. ステップアップ研修A・B(2年目)＞

日 時	内 容 ・ 講 師	A	B				参加者総数
		参加者数	市町村	障がい福祉サービス事業所等	医療機関	その他	
8月30日(月) 13時～17時 当センター4階研修室	講義と演習 「専門職としての面接技術を学ぶ」 桃山学院大学 社会学部 教授 辻井 誠人	12	9	2	0	1	12
9月2日(木) 9時30分～17時 当センター4階研修室	事例検討 桃山学院大学 社会学部 教授 辻井 誠人	5	/				5

＜表3-6. ステップアップ研修A・B(3年目)＞

日 時・会 場	内 容 ・ 講 師	A	B				参加者総数
		参加者数	市町村	障がい福祉サービス事業所等	医療機関	その他	
11月19日(金) 13時30分～16時30分 当センター4階研修室	講義と演習 「地域支援の方法を学び支援の質を高める」 武庫川女子大学 文学部 准教授 大岡 由佳	7	4	4	1	0	16
12月9日(木) 9時30分～17時 当センター4階研修室	事例検討 当センター 事業推進課 松川 祥恵 相談支援・依存症対策課 原 るみ子	7	/				7

＜表3-7. スキルアップ研修A・B＞ (再掲) 「災害時等こころのケア研修」と合同開催。

配信期間	内 容	対 象	参加者数
12月20日(月) ～ 1月21日(金) (大阪府公式YouTube配信)	テーマ「災害や事件・事故など、危機的な状況を経験した人に接するとき、誰もが知っておきたいこと～COVID-19流行下におけるストレスや支援者のメンタルヘルス～」 講義①「災害時等のメンタルヘルスについて」 当センター 事業推進課 西 則子 講義②「COVID-19流行下におけるメンタルヘルスについて」 当センター 参事 平山 照美 講義③「支援者のメンタルヘルスについて」 当センター 参事 平山 照美	保健所職員、市町村の保健福祉・災害時等の対応に従事する職員、府内の精神科病院・精神科病床を有する病院・精神科診療所等の職員、相談支援事業所等の職員	①視聴回数：501回 ②視聴回数：387回 ③視聴回数：347回 受講確定者数：306 アンケート提出数：188

<表 3-8. スーパーバイズ研修 A>

日 時	内 容 ・ 講 師	参加者数
7月16日(金) 9時45分～12時	講義・演習 「精神保健福祉相談業務におけるスーパービジョン」 桃山学院大学 教授 辻井 誠人	7
3月14日(月) 9時45分～17時	スーパーバイズ事例検討 桃山学院大学 教授 辻井 誠人	5

<表 3-9. 地域課題の取組みに関する研修>

日 時	内 容	対 象	参加者数
2月22日(火) 13時30分～ 16時30分 (オンライン)	講義及びグループディスカッション テーマ「精神科領域におけるトラウマインフォ ームドケア (TIC) を学ぶ」 武庫川女子大学 文学部 教授 大岡 由佳	保健所、保健センター等の精神 保健福祉担当職員 大阪府内（政令市を除く）の市 町村（障がい福祉担当、自殺対 策担当）、精神科医療機関、相 談支援事業所等の職員	62

4. 調査研究

概要

精神保健及び精神障がい者の福祉に係る調査研究を行っている。

【調査研究】

○高齢者の飲酒問題に関するアンケート調査

大阪府依存症関連機関連携会議アルコール健康障がい対策部会における意見をもとに、高齢者の飲酒問題に関するアンケート調査を令和2年度に実施し、報告書を作成した。また、飲酒問題のある高齢者への支援に関する啓発資材を部会で検討し、リーフレットを作成した。

＜報告書は紀要 90～128 頁に掲載＞

○ギャンブル等と健康に関する調査

「大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」（令和2年3月策定）に基づき、大阪府におけるギャンブル等依存症に関する実態を把握し、今後の大阪府におけるギャンブル等依存症対策を考えるための資料とすることを目的に令和2年度に実施した「ギャンブル等と健康に関する調査」について結果検討会議を開催し、報告書を作成した。

＜報告書は紀要 129～188 頁に掲載＞

5. 自殺対策

概要

全国の自殺者数は、平成10年以降3万人を超える状態が続いていたが、平成22年から減少傾向となり、平成24年に3万人を下回り、令和3年は21,007人であった。

大阪府の自殺者数も全国と同様に推移し、平成10年に2千人を超えて以降、高止まりの状態推移していたが、平成23年から減少し始め2千人を下回り減少傾向であったが、令和3年は前年より178人増の1,409人（警察庁の自殺統計）となっている。

大阪府においては、国の「自殺総合対策大綱」を踏まえ、平成30年3月に基本指針の一部改正を行った。本指針は、平成28年4月に自殺対策基本法の一部が改正されたことを受けて、都道府県自殺対策計画として位置付けられ、「毎年、府内の自殺者数の減少を維持する」「早期に府内各市町村が自殺対策計画を策定するように支援する」ことが新たな目標として掲げられた。

当センターでは、平成21年度設置の自殺予防情報センターを平成28年4月に「大阪府自殺対策推進センター」とし、関係機関と連携を図りながら、市町村における自殺対策計画の推進の支援や、保健所や市町村等に対する適切な助言や情報提供、地域における自殺対策の関係者に対して研修などを行い、地域の状況に応じた自殺対策の総合的な推進を図った。

(1) 大阪府自殺対策推進センター

保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関（以下「関係機関」という。）と連携を図りながら、保健所や市町村等に対し適切な助言や情報提供、自殺に関する専門的な相談の対応、地域における自殺対策の関係者に対する研修等を行った。

また、厚生労働省が設置している「こころの健康相談統一ダイヤル」を利用した回線を当センター内に3回線配置し、自殺予防のための電話相談の充実を図るとともに、自殺予防週間のある9月と自殺対策強化月間である3月の1か月間においては、24時間体制で「集中電話相談」（一部民間団体に委託）として実施した。

さらに、平成27年度途中から40歳未満の人を対象に、毎週水曜日に若者専用電話相談電話「わかぼちダイヤル」を実施し、様々な悩みを抱えた若者の相談に対応することで、自殺予防につなげる取組みを行った。

1) 自殺対策に関する情報提供・普及啓発

○ホームページによる情報提供

『こころのオアシス』（<http://kokoro-osaka.jp/>）に「自殺対策」のページを設け、大阪府の自殺対策や悩みの相談窓口などの情報提供を行うとともに、悩みの相談窓口について、QRコードからもアクセスできるよう工夫した。

○大阪府内の各市町村における自殺の状況

警察庁から提供を受けた自殺統計原票データに基づき、厚生労働省が集計を行った「地域における自殺の基礎資料」を用いて、各市町村等における地域の月別及び年間の自殺者の状況をまとめ、各地域での自殺対策に役立ててもらえるよう情報提供を行った。

○自殺対策普及啓発

9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間にロビーでの啓発展示や、『こころのオアシス』の啓発バナーの設置、厚生労働省作成のポスター等の関係機関への配布などを行った。

2) 自殺対策研修

保健所・市町村等地域の相談体制の整備や精神保健福祉にかかわる職員が社会問題として共通認識を持ち、地域の自殺予防のゲートキーパーの役割を果たし、適切な対応ができるよう相談従事者を対象にした各種研修会を企画・開催し、人材育成を図った。新型コロナウイルス感染拡大につき、対面研修に限らず、オンライン研修を実施した。

＜表5- (1) -1. 自殺対策研修＞

※J-1については＜表5- (1) -4＞に再掲

日 時	会 場	研修名	内 容	対 象	参 加 者 数
5月13日 (木) 13時30分 ～17時	オン ライン	J-1 大阪府版 ゲートキー パー養成研 修テキスト 講習会	講義「大阪府版ゲートキーパー養成 研修テキスト講習会」 当センター事業推進課 南 由美 杉原亜由子 大岩 奈穂	保健所の精神保健福祉業務担当 職員、市町村自殺対策担当職 員、市町村がゲートキーパー研 修を委託している事業所職員	30
6月10日 (木) 14時 ～17時	当セン ター4階 研修室	J-2 自殺未遂者 支援研修	講義「自殺未遂をした人をどのよう に理解し支援するか～支援者のここ ろの反応とセルフケア・組織対応～」 グループワーク 龍谷大学短期大学部こども教育学科 准教授 赤澤 正人	保健所、市町村の保健・福祉関係 部署で精神保健福祉業務を含む 相談支援業務に従事する職員（政 令市を除く）、精神科医療機関や 三次救急の医療機関の職員、福祉 関係機関で相談支援業務に従事 する職員	20
8月24日 (火) 13時30分 ～16時	オン ライン	J-3 『SOSの出 し方教育』 テキスト講 習会	講義「若年者の自殺対策について」 テキスト「こころの健康について考 えよう！」の説明・演習 テキスト使用の手順 当センター事業推進課 南 由美 甲田 恵美 杉原亜由子	保健所、市町村の保健・福祉関 係部署で精神保健福祉業務を含 む相談支援業務に従事する職員 （政令市を除く）、（政令市を 除く）小学校、中学校、高等学 校、支援学校の教職員・教育関 係者	57
9月16日 (木) 13時30分 ～ 16時30分	オン ライン	J-4 若年層向け 自殺対策研 修	講義「コロナ禍における大学生、大 学院生のメンタルヘルスについて」 兵庫教育大学大学院教授・保健管 理センター所長 野田 哲朗 地域の実践報告 吹田市保健所 三浦 佳子 泉佐野保健所 中澤 承子 大阪府の自殺の概要、「大阪府こ ころのほっとライン（大学生向けS N S相談）」 地域保健課 三場 知香 大阪府版ゲートキーパー養成研修と SOSの出し方教育について 当センター 杉原亜由子	府内大学の学生支援センター、保 健管理センターなどの相談窓口 の担当者 府保健所・中核市保健所等の精神 保健福祉業務担当職員	40
10月1日 (金) 10時 ～16時	ドーンセ ンター5 階 特別 会議室	J-5 若年層向け 電話相談対 応研修	講義「自殺に傾いた人への電話相談 支援～若者のこころの特徴と対応 ～」 演習・グループワーク 関西福祉科学大学大学院 教授 都村 尚子	保健所・保健福祉センター、市町 村保健・福祉関係部署で精神保健 福祉業務を含む相談支援業務に 従事する職員（政令市を除く）、 高等学校、大学、専修・各種専門 学校等教育機関職員	35
11月8日 (月) 14時 ～17時	オン ライン	J-6 若年層向け 電話相談対 応研修	講義「大切な家族を自死で失った子 どもの理解と支援」 龍谷大学短期大学部社会福祉学科 教授 黒川 雅代子 報告「自死遺族相談の実際」 グリーンサポート・リヴ 代表理事 佐藤 まどか グループワーク「より良い支援のた めに」	（堺市を除く）保健所・保健福 祉センター、市町村保健・福祉 関係部署等で精神保健福祉業務 を含む相談支援業務に従事する 職員、（堺市立を除く）小・ 中・高等学校、大学、専修・各 種学校等教育機関職員、精神科 医療機関職員、子ども家庭セン ター職員	67

3) 自死遺族相談

平成 21 年 10 月から自死遺族等を対象に来所による個別専門相談を行い、安心して話せる場所や必要な情報提供などを行っており、令和 3 年度の自死遺族相談に関する相談は、電話相談が実 54 件（延 61 件）、来所相談件数は実 18 件（延 115 件）であった。

また、相談従事者を対象に相談対応力を向上し、支援に役立てるため、自死遺族相談事例検討会を 3 回開催した。

＜表 5- (1) -2. 自死遺族相談事例検討会＞

日 時	内 容	対 象	参加者数
6 月 17 日 (木) 9 時 30 分～12 時	講義 「自殺という問題と向き合う」	自死遺族相談従事者（当センター職員・保健所職員等）	12
10 月 21 日 (木) 9 時 30 分～12 時	事例検討 神戸大学大学院人間発達環境学研究科		8
2 月 21 日 (木) 9 時 30 分～12 時	教授 吉田 圭吾		4

4) こころの健康相談統一ダイヤル ＜「15. 相談」に詳細掲載（51 頁参照）＞

大阪府では、国が運用している「こころの健康相談統一ダイヤル（以下「統一ダイヤル」という。）」に、平成 24 年 9 月から加入し、自殺予防のための電話相談を実施している。

令和 3 年度は、「統一ダイヤル」による電話相談を 3 回線で開催した。相談件数は 5,678 件であった（190 頁表 1-1 参照）

5) 「こころの健康相談統一ダイヤル」集中電話相談 ＜「15. 相談」に詳細掲載（53 頁参照）＞

平成 24 年度から、夜間休日の相談を民間団体に委託し、集中電話相談を実施している令和 3 年度は自殺予防週間のある 9 月と、自殺対策強化月間の 3 月の各 1 か月間 24 時間電話相談を実施した（190 頁 表 1-1 参照）。

6) 若者専用電話相談 ＜「15. 相談」に詳細掲載（49 頁参照）＞

様々な悩みを抱えた若者の自殺予防を図るため、平成 27 年度から、毎週水曜日 9 時 30 分から 17 時とし、若者（40 歳未満の方）を対象とした電話相談「わかぼちダイヤル～わかものハートぼちぼちダイヤル～」を開設した。令和 3 年度の総相談件数は 540 件、うち対象者が 40 歳未満の相談が 77 件であった。

7) 電話相談従事者養成研修

「統一ダイヤル」「若者専用電話相談」「こころの電話相談」に従事する電話相談員等を対象に、ゲートキーパーとしてのスキルを学び高めることができるようゲートキーパー養成研修を実施するとともに、相談者に対する理解を深め、適切な援助が提供できるよう事例検討を行うことにより、電話相談員等の資質向上を図った。

＜表 5- (1) -3. 電話相談従事者養成研修・事例検討会＞

内 容	日 時	参加者延数
ゲートキーパー養成研修	① 5 月 11 日 (火) 9 時 30 分～11 時	13
	② 5 月 17 日 (月) 11 時 00 分～12 時 30 分	
	③ 5 月 19 日 (水) 13 時 30 分～15 時	
	④ 5 月 27 日 (木) 14 時～15 時 30 分	
事例検討会	① 7 月 30 日 (金) 13 時 30 分～15 時 30 分	26
	② 8 月 30 日 (月) 17 時 45 分～19 時 45 分	
	③ 9 月 28 日 (火) 17 時 45 分～19 時 45 分	
	④ 10 月 25 日 (月) 17 時 45 分～19 時 45 分	
	⑤ 11 月 19 日 (金) 17 時 45 分～19 時 45 分	

8) 大阪府版ゲートキーパー養成研修

保健所と共同で作成した『大阪府版ゲートキーパー養成研修講師用テキスト』（「基礎情報編・ロールプレイ編」、「基礎情報編・若年者支援編」）及び受講者用『大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト』（「基礎情報編」①初級編・②中級編・③若年者支援編、「ロールプレイ編」①傾聴技法初級・②傾聴技法中級・見るロールプレイ・④シナリオロールプレイ・⑤実践ロールプレイ）を用いて、ゲートキーパー養成研修テキスト講習会と、各地域で実施されるゲートキーパー養成研修の講師協力を行った。

○大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト講習会

開催回数は1回で、受講者は23機関、30人であった。

＜表5-(1)-4. 大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト講習会＞

(再掲)

日時	内容	対象	参加者数
5月13日 (木) 13時30分 ～17時	講義 「大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト講習会」 当センター 事業推進課 南 由美 杉原亜由子 大岩 奈穂	府保健所・中核市保健所等の精神保健 福祉業務担当職員、府内市町村自殺対 策担当職員、市町村がゲートキーパー 研修を委託している事業所職員	30

○ゲートキーパー養成研修

『大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト』を活用して、府内で開催されたゲートキーパー養成研修は、計34回で、参加者は延747人であった（J-1研修含む）。

＜表5-(1)-5. 大阪府版ゲートキーパー養成研修＞

実施主体	機関数 (延数)	参加者数	受講者内訳
府保健所	3	40	行政職員19人、医療機関2人、ボランティア・地域住民2人、その他17人
中核市 保健所	10	392	行政職員33人、医療機関1人、教育機関304人、福祉事業所等50人、 その他4人
市町村	15	229	行政職員69人、教育機関56人、福祉事業所等4人、 ボランティア・地域住民17人、その他83人
当センター	5	78	行政職員85人、医療機関11人、教育機関8人、福祉事業所等1人、 ボランティア・地域住民1人、産業保健分野25人、不明1人
その他	1	8	行政職員8人
計	34	747	

9) こころの健康について考えよう！（SOSの出し方教育）の普及

○こころの健康について考えよう！（SOSの出し方教育）テキスト講習会

令和2年度、SOSの出し方教育のツールとして作成した冊子「こころの健康について考えよう！」の普及をめざし、保健所、市町村自殺対策担当課職員、小・中・高等学校の教職員対象に講師養成を目的とした自殺対策研修（J-3）テキスト講習会（オンライン研修）を行った。

○こころの健康について考えよう！の普及

希望のあった府立高校1校（3年生）、小学校1校（6年生）を対象に実施した。

＜表5-(1)-6. こころの健康について考えよう！＞

日時	実施校	内容	参加者数
10月25日(木) 14時20分～15時10分	大阪府立千里青雲高等学校 3年生	講義「こころの健康について考えよう！」 当センター 事業推進課 南 由美	200
1月25日(火) 10時40分～11時25分 11時30分～12時15分 13時45分～14時30分	大東市立四条小学校 6年生	甲田 恵美 杉原 亜由子	81

10) 市町村自殺対策計画推進支援

平成 28 年に改正された自殺対策基本法の第 13 条第 2 項において、「市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の事情を勘案して、地域自殺対策計画を定めるもの」とされ、令和 2 年度末、41 市町村（政令市を除く）、全てにおいて地域自殺対策計画が策定された。当センターは、大阪府内の市町村・保健所に対して、自殺対策計画策定のために電話・メールで助言・情報提供などの支援を 1 件行い、中核市（2 市）における計画策定会議に 2 回（2 市）出席（1 市は書面開催）した。（未開催の 2 市うち、1 市は延期、1 市は中止）

11) 自殺対策関係会議への出席・協力 <「17. 会議出席・講師派遣・事業協力・国などの研修への参加」に詳細掲載（65 頁参照）>

- 大阪府の自殺対策推進にかかる会議に出席・協力するとともに、大阪府及び中核市保健所で開催される自殺対策に関する会議に出席し、情報提供や技術支援等を行った。
- 市町村自殺対策主管課担当者会議に出席し、技術支援を行った。

(2) 技術支援

1) 大阪府妊産婦こころの相談センター

大阪府では、精神的に不安定な時期のある妊産婦へのサポート体制強化により妊産婦の自殺防止を目的として、平成 28 年 2 月から大阪母子医療センター内に「大阪府妊産婦こころの相談センター」を設置し、メンタルヘルスに不調を抱えている妊産婦及びその家族・パートナーに対して専任の相談員が相談支援・適切な支援機関へのつなぎ・関係機関への助言等を行っている。

当センターは、相談員への助言、運営会議及び実務担当者会議への出席などを通し、精神保健福祉領域での技術支援を行った。

6. 依存症対策

概要

依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能であるが、依存症であるという認識を持ちにくいといった依存症の特性や、専門医療機関や地域における支援体制が十分整っていないことなどから、依存症の本人及び家族が必要な支援を受けられていないという状況である。

大阪府、大阪市、大阪府警本部の三者が協力して取組みを行う「あいりん地域を中心とする環境整備の取組み（5か年計画）」の一つである、「薬物依存症者等ケア強化事業」（平成26年度～30年度）を開始し、当センターでは、大阪市こころの健康センターと協働し、府内全体の依存症の本人や家族へのケア水準の向上を目的として、事業に取り組んできた。

平成30年度からは、依存症への社会的認知や対策の需要の高まりを受けて、相談・治療・回復支援について、切れ目のない体制を整備すべく、「依存症対策強化事業」として対策を強化することになった。令和元年度には、「薬物依存症者等ケア強化事業」から続けてきた事業の柱を、「①普及啓発の強化」「②相談支援体制の強化」「③治療体制の強化」「④切れ目のない回復支援体制の強化」の4つに再編した。

令和3年度は、4本柱を中心に事業を実施するとともに、令和2年度に設置した「大阪依存症包括支援拠点“OATIS”」（当センターを「依存症総合支援センター」、大阪精神医療センターを「依存症治療・研究センター」として、2つのセンターが有機的な連携を行うもの）として、引き続き取組みを行った。

（1）普及啓発の強化

1）依存症に関するリーフレット等の作成

依存症の正しい知識や相談窓口を伝えるためのリーフレットやちらしを作成した。

2）ホームページでの依存症に関する情報提供

依存症の基礎知識や相談窓口、リーフレットなどの刊行物、関係機関向け研修、関係機関連携会議などについてホームページで情報提供した。

3）ロビー展示

ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）、アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）に合わせ、ロビーでポスター等の展示、リーフレットの配架を行った。

4）府民セミナーの開催

依存症の基礎知識や多重債務問題に関して、府民に啓発するために、「大阪府依存症理解啓発府民セミナー」を以下のとおり、Web配信形式で開催（YouTubeでの限定公開）。

＜表6-（1）-1. 大阪府依存症理解啓発セミナー＞

配信期間	内容	対象	参加者数
10月1日（金） ～11月1日（月） （大阪府公式 YouTube 限定配信）	講義①「依存症の基礎知識について」 大阪精神医療センター 医師 入来 晃久 講義②「依存症かもと思ったら～相談できるところ～」 当センター 相談支援・依存症対策課 道崎 真知子	府民・ 関係者	①視聴回数数：313回 ②視聴回数：211回 受講確定者数：248 アンケート提出数：95
3月1日（火） ～3月31日（木） （大阪府公式 YouTube 限定配信）	講義①「依存症の正しい知識について～依存症は回復できる。だから正しく知り、気付いたら気軽に相談!!～」 関西医科大学精神神経科学教室 医師 池田 俊一郎 講義②「依存症にかかわる借金問題と家族の対応」 大阪いちろうの会 司法書士 井手 洋右	府民・ 関係者	①視聴回数：301回 ②視聴回数：193回 受講確定者数：225 アンケート提出数：63

5) 大学との連携事業

大学生に対する依存症の認識調査と啓発のため、大阪大学と連携し、以下のような講義等を実施した。

＜表 6- (1) -2. 大学との連携事業内容＞

日 時	会 場	内 容	対 象	参加者数
7月9日(金) 16時50分～ 18時20分	大阪大学豊中キャンパス 学生交流棟 キャンパスライフ健康支 援センター 研修室 ※9名はオンライン参加	講義「依存症の基礎知識」 当センター 相談支援・依存症対策課 藤田 知巳 体験談 アルコール依存症当事者 グループワーク	大阪大学 学生	18
7月16日(金) 16時50分～ 18時20分		説明「大阪府における依存症対策 ～啓発事業を中心に～」 当センター 相談支援・依存症対策課 池田 美香 講義「断酒会における啓発活動について」 全日本断酒連盟 理事長 伊藤 聡 グループワーク		18

6) 依存症予防啓発教育出前授業

依存症を早期に予防するため、府内の高等学校を対象に、希望のあった高校で依存症についての授業を行った。

＜表 6- (1) -3. 依存症予防啓発教育出前授業内容＞

日 時	実施高校	内 容	参加者数
9月10日(金) 13時45分～14時15分	私立天王寺学館高等学校	講義「依存症について理解しよう」 当センター 相談支援・依存症対策課 藤田 知巳 新安 弘佳 石井 陽子	237
9月10日(金) 15時～15時30分			
10月28日(木) 10時40分～12時30分	大阪府立東淀川高等学校	講義「依存症について理解しよう」 当センター 相談支援・依存症対策課 藤田 知巳 新安 弘佳 石井 陽子	31
11月1日(月) 10時40分～12時30分			
11月19日(金) 8時45分～9時35分	大阪府立長吉高等学校	講義「依存症について理解しよう」 当センター 相談支援・依存症対策課 藤田 知巳 新安 弘佳 石井 陽子	125
11月19日(金) 9時45分～10時35分			
12月2日(木) 14時15分～15時05分	大阪府立長野高等学校		193
12月16日(木) 18時30分～19時15分	大阪府立寝屋川高等学校 (定時制の課程)		24

7) 高校生向け依存症予防啓発推進事業

文部科学省が発行しているリーフレット「行動嗜癖を知っていますか？」を、大阪府内の高等学校3年生等を対象に配布した。

8) 新成人向け依存症啓発チラシの配布

依存症の説明と相談窓口を掲載したチラシを作成し、希望のあった市町村に配布した。

9) 依存症予防教育教職員向け研修

高等学校の教職員等を対象に、依存症予防教育を実施するための依存症に関する基礎的な知識を学ぶ研修を実施した(新型コロナウイルス感染拡大の影響で、本研修は講義動画を大阪府公式 YouTube 限定配信にて実施)。

＜表 6- (1) -4. 依存症予防教育教職員向け研修＞

配信期間	内 容	対 象	参加者数
8月5日(木) ～8月20日(金) (大阪府公式YouTube 限定配信)	講義 「依存症の基礎知識」 当センター 参事 平山 照美	高等学校及び支援 学校の教職員等	視聴回数：118回 受講確定者数：79 アンケート提出数：26
12月20日(月) ～1月21日(金) (大阪府公式YouTube 限定配信)	講義 「依存症の基礎知識」 当センター 参事 平山 照美	高等学校及び支援 学校の教職員等	視聴回数：97回 受講確定者数：54 アンケート提出数：22

(2) 相談支援体制の強化

1) 依存症専門相談（依存症相談拠点支援センター）

本人及び家族からのアルコール・薬物・ギャンブル等の依存症全般に関する相談を実施するとともに、関係機関へのコンサルテーションを実施した。

令和3年度の依存症に関する相談件数は実724件、延1,517件で、詳細は以下の表のとおりである。

＜表 6- (2) -1. 依存症専門相談の内訳＞

内容	実数	延数
アルコール	161	200
薬物 ※1	171	357
ギャンブル等	231	677
ゲーム	37	87
スマートフォン・インターネット	17	24
その他 ※2	107	172
計	724	1,517

※1 内、処方薬：実数23、延数29

※2 その他内訳：買い物（実数37、延数76）、窃盗（実数9、延数9）
性（実数36、延数50）、その他（実数25、延数37）

また、相談従事者を対象に相談対応力を向上し、支援に役立てるため、依存症関連事例検討会を年6回実施した。

＜表 6- (2) -1. 依存症関連事例検討会＞

平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
実施日	参加者数	実施日	参加者数	実施日	参加者数	実施日	参加者数
4月17日	5	4月16日	7	6月16日	5	4月20日	6
6月19日	7	6月18日	6	8月4日	6	6月15日	6
10月16日	7	10月15日	4	10月20日	5	8月31日	6
12月17日	4	12月17日	3	12月15日	5	10月19日	5
2月19日	4	2月18日	5	2月16日	5	12月21日	6
						2月15日	5

※実施曜日：火曜日

※実施時間：平成29年度～令和2年度8月は14時～16時、令和2年度10月以降は16時～17時。

2) 依存症家族サポートプログラム ＜「15. 相談」に詳細掲載（44頁参照）＞

薬物依存症とギャンブル等依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることや家族自身のメンタルヘルスの改善を目的とし、CRAFTをベースにした家族心理教育のためのプログラムを実施した。

3) 依存症当事者対象集団回復プログラム <「15. 相談」に詳細掲載(45頁参照)>

薬物やギャンブル等の問題で困っている人を対象に、薬物やギャンブル等に頼らない自分らしい生き方を取り戻すことを目的に、ワークブックを用いて、集団での回復プログラムを実施した。

4) 大阪府依存症関連機関連携会議

依存症の本人及び家族等への支援に関すること、大阪アディクションセンターに関することについて協議・検討するために、行政・司法・医療・福祉関係者・当事者等によって構成される大阪府依存症関連機関連携会議を開催し、専門的な事項を協議・検討するために、3つの部会を開催した。

<表 6- (2) -2. 大阪府依存症関連機関連携会議>

日 時		会 場	内 容
第1回	8月25日(水) 10時～ 11時45分	オンライン 会議	(1) 令和3年度大阪府依存症対策強化事業について (2) 大阪府アルコール健康障がい対策推進計画の中間見直しについて (3) 大阪アディクションセンターの活動について (4) その他(新型コロナウイルス感染症の影響下における工夫でうまくいったことや難しかったこと等)
第2回	2月16日(水) 10時～12時	オンライン 会議	(1) 令和3年度大阪府依存症対策強化事業の実施状況について (2) 各部会の報告について (3) 大阪アディクションセンターについて (4) 大阪府アルコール健康障がい対策推進計画の中間見直しについて (5) 「ギャンブル等と健康に関する調査」中間報告について (6) その他

<表 6- (2) -3. 大阪府依存症関連機関連携会議 各部会>

会議名	日 時	会 場	内 容
アルコール健康障がい対策部会	11月16日(火) 14時～16時	大阪府 社会福祉 会館 301号室	(1) 大阪府アルコール健康障がい対策推進計画の中間見直しについて (2) アルコール問題のある人への簡易介入マニュアル(SBIRTS)の改訂について (3) 高齢者の飲酒問題に関するリーフレットについて (4) その他
	12月22日(水) 15時～17時	大阪赤十字会館 302・303号室	(1) 大阪府アルコール健康障がい対策推進計画の中間見直しについて (2) 飲酒防止教育及び普及のための取組み状況について (3) 女性の飲酒問題・支援について (4) アルコール依存症の本人及び・家族の状況・変化について (5) その他
薬物依存症地域支援体制推進部会	10月29日(金) 10時～12時	ドーンセンター 特別会議室	(1) オンラインツールの活用について (2) 若年者への支援における工夫について(若年から薬物使用している依存症の人への支援について) (3) その他
	12月2日(木) 15時～17時	ドーンセンター 大会議室	(1) 第1回薬物依存症地域支援体制推進部会の概要について (2) 大阪府における薬物依存症に関する支援・事業について (3) 女性への支援における現状・工夫について (4) 本人や家族等が支援につながるための啓発について (5) その他

会議名	日時	会場	内容
ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会	11月25日(木) 10時～12時	ドーンセンター特別会議室	(1) 大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画の進捗状況について (2) 令和2年度依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」の報告について (3) オンライン化による影響について (ギャンブル等依存症の本人及びその家族の最近の状況・変化、オンラインツールの活用による良い点・難しい点など) (4) その他
	12月15日(水) 10時～12時	ドーンセンター特別会議室	(1) 大阪府「ギャンブル等と健康に関する調査」(単純集計速報)の報告 (2) 「堺市の依存症対策に関する市民意識調査概要」について (3) 本人や家族等が支援につながるための啓発について (一般府民への啓発と、悩んでいる本人・家族等への啓発) (4) その他

5) 依存症相談対応・基礎研修 (A-1)

講義と体験談から依存症についての正しい知識を学び、相談窓口で適切な対応ができるよう、関係機関職員を対象に研修を実施した。

<表 6- (2) -4. 依存症相談対応・基礎研修 (A-1) >

日時	会場	内容	対象	参加者数
6月24日(木) 14時～ 16時30分	オンライン研修	講義「依存症の基礎知識・相談の受け方」 当センター 相談支援・依存症対策課 藤田 知巳 新安 弘佳 岡 信浩	市町村、保健所、相談支援事業所、医療機関、OAC※ 加盟機関・団体等	53
8月5日(木) 14時～ 16時30分	大阪府 社会福祉会館 501号室	飯田 未依子 山田 春佳		40
9月1日(水) ～ 9月10日(金)	大阪府 公式 YouTube 限定配信	体験談から学ぶ －依存症本人・家族による体験談－ 当事者1名・家族1名		146 (受講決定者)

※26頁「1) 大阪アディクションセンター (OAC) の運営」を参照

6) 依存症相談対応・実践研修 (A-2)

相談支援の経験がある関係機関職員を対象に、「ギャンブル等依存症」と「ゲーム依存」をテーマとした研修を実施した。

＜表 6- (2) -5. 依存症相談対応・実践研修 (A-2)＞

日時	会場	内容	対象	参加者数
8月19日 (木) 13時30分～ 16時15分	国民會館 大ホール	講義①「ギャンブル等依存症について」 大阪精神医療センター 医師 入來 晃久 講義②「借金問題への対応について」 大阪いちょうの会 司法書士 井手 洋右	市町村、保健所、相談支援事業所、医療機関、精神保健福祉センター等	34
8月26日 (木)～ 9月3日 (金)	大阪府公式 YouTube 限定配信	講義③「依存症相談における家族支援について」 当センター 相談支援・依存症対策課 道崎 真知子 ギャンブル等依存症本人による体験談	市町村、保健所、医療機関、子ども家庭センター、高等学校・支援学校高等部の教職員等	25 (受講決定者)
12月3日 (金) 14時～ 16時30分	オンライン 研修	講義①「思春期・青年期のゲーム依存について」 大阪精神医療センター 医師 釜田 善和 講義②「ゲーム依存の相談対応について」 当センター 相談支援・依存症対策課 道崎 真知子	市町村、保健所、医療機関、子ども家庭センター、高等学校・支援学校高等部の教職員等	77

7) 依存症相談対応・強化研修 (A-3)

相談支援の経験がある関係機関職員を対象に、ギャンブル等依存症に関する知識や当センターで実施のプログラムについての研修を実施した（新型コロナウイルス感染拡大の影響で、本研修は講義動画を大阪府公式YouTube 限定配信にて実施）。

＜表 6- (2) -6. 依存症相談対応・強化研修 (A-3) 内容＞

配信期間	会場	内容	対象	参加者数
9月10日(金) 13時30分～ 16時30分	オンライン	講義と演習「依存症家族支援の重要性とCRAFTの活用法」 藍里病院 副院長 吉田 精次	市町村、保健所、医療機関、子ども家庭センター等	30
1月12日(水) 13時30分～ 16時30分	オンライン	講義「小児期の逆境体験に焦点を当てた依存症の方への支援」 神奈川県立精神医療センター 副院長兼医療局長 小林 桜児	市町村、保健所、医療機関、子ども家庭センター、高等学校・支援学校高等部の教育関係者等	50

8) 「大阪府版依存症相談対応人材養成テキスト」の活用

保健所と共同で作成した「大阪府版依存症相談対応人材養成テキスト」の講義内容を動画にし、ホームページから閲覧できるようにした。

(3) 治療体制の強化

1) 医療機関職員専門研修

府内の医療機関職員向けに、依存症患者に対する支援を行う人材を養成することを目的として、3回研修を実施した（大阪精神医療センターに委託）。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、オンライン研修とした。

＜表 6- (3) -1. 医療機関職員への専門研修内容＞

日 時	内 容	対 象	参加者数
10月30日 (土) 10時～17時 (オンライン)	講演「精神疾患を抱える家族支援における私の失敗と改革後の今」 一般財団法人信貴山病院 ハートランドしぎさん 臨床教育センター長 長 徹二 体験談から学ぶ 薬物依存症当事者・家族 講義「大阪精神医療センターでの薬物依存症治療について ～治療プログラム“ぼちぼち”の実践～」 大阪精神医療センター 薬物依存症治療チーム	医療機関 職員・保 健所職員	受講確定 者数：35
12月11日 (土) 10時～17時 (オンライン)	講演「やってみたくなるアルコール診療・支援」 独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター 依存症治療センター長 武藤 岳夫 体験談から学ぶ アルコール依存症当事者・家族 講義「大阪精神医療センターでのアルコール依存症治療について ～治療プログラム「HARP (ハーブ)」「SIRAPH (シラフ) の実践～」 大阪精神医療センター アルコール依存症治療チーム		受講確定 者数：19
1月29日 (土) 10時～17時 (オンライン)	講演 「ギャンブル障害に関する基礎知識」 医療法人社団正心会 よしの病院 副院長 蒲生 裕司 体験談から学ぶ ギャンブル等依存症の当事者・家族 講義「大阪精神医療センターでのギャンブル依存症治療について ～治療プログラム「GAMP (ギャンプ)」の実践～」 大阪精神医療センター ギャンブル等依存症治療チーム		受講確定 者数：12

2) 依存症認知行動療法プログラム普及支援事業

依存症に関する専門プログラムを提供する医療機関が少ないことから、依存症治療拠点機関である、医療機関からの専門プログラム見学の受け入れやプログラム実施にあたっての支援等を行った（大阪精神医療センターに委託）。

(4) 切れ目のない回復支援体制の強化

1) 大阪アディクションセンター (OAC) の運営

関係機関が情報共有・連携しながら、依存症の本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワークである大阪アディクションセンター (OAC) を平成 27 年 5 月に当センターを事務局として設置し、平成 29 年 4 月から本格稼働している。令和 4 年 3 月末現在、54 機関・団体が加盟している。

○OAC ミニフォーラムの実施

関係機関・団体同士が情報共有・連携し、また支援担当者同士の顔の見える関係づくりを進めるため、大阪府内の各ブロック 1 回ずつミニフォーラムを開催した。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、オンライン開催とした。

＜表 6- (4) -1. OAC ミニフォーラム＞

日 時	内 容	対 象	参加者数
中 ブロック 12月8日(水) 13時30分～ 16時30分	ミニ講義「支援者のこころ構え」 大阪アディクションセンター (OAC) の説明 当センター 相談支援・依存症対策課職員 依存症の本人・家族による体験談 アルコール・薬物・ギャンブル等の 各依存症当事者3名・家族1名 グループワーク・交流会	OAC 加盟機 関・団体、自助 グループメン バー、市町村、 保健所、医療機 関、相談支援機 関等	28
東 ブロック 12月20日(月) 13時30分～ 16時30分			37
北 ブロック 1月24日(月) 13時30分～ 16時30分			41
南 ブロック 1月28日(金) 13時30分～ 16時30分			22

また、寝屋川市保健所と共催で以下のとおり OAC ミニフォーラムを開催した。

＜表 6- (4) -2. 寝屋川市保健所 OAC ミニフォーラム＞

日 時	会 場	内 容	対 象	参加者数
12月15日 (水) 14時～17時	寝屋川市立 保健福祉 センター 4階 健康指導室	<第1部：研修会> 講義「依存症相談における家族支援について」 当センター 相談支援・依存症対策課 道崎 真知子 <第2部：交流会> 依存症の本人・家族による体験談 アルコール・薬物・ギャンブル等の 各依存症当事者3名・家族1名 グループワーク・交流会	OAC 加盟機 関・団体、寝 屋川市職員、 医療機関、自 助グループ メンバー等	21

○メーリングリストの活用

メーリングリストを活用し、加盟機関・団体間の情報共有を推進した。

○啓発週間の取組の紹介

ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）とアルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）に、加盟機関・団体に取り組む啓発活動をホームページに掲載し、情報共有及び情報提供を行った。

○大阪アディクションセンター活動状況冊子の更新

加盟機関・団体同士の連携を促進するため、各機関の活動状況をまとめた冊子を更新した。

(5) 大阪依存症包括支援拠点 (OATIS) の運営

令和2年4月に設置された大阪依存症包括支援拠点 (OATIS) は、予防・相談支援、人材養成などを総合的に行う「依存症総合支援センター (当センター)」と、依存症に関する専門治療や研究を行う「依存症治療・研究センター (大阪精神医療センター)」が有機的連携した、大阪府における依存症対策の総合拠点である。

具体的には年数回連絡会を開催するとともに、当センターが実施している府民セミナーや研修等の講師やプログラム等各種事業を通じ連携を図っているところである。

<表 6- (5) -1. OATIS 連絡会の開催状況>

年 度	日 程	内 容
令和 2 年度	6 月 18 日 (木)	両センターの医療・相談支援の取組み、ホームページの作成、啓発について等
	8 月 12 日 (木)	来年度の事業、両センターの連携、ホームページの内容確認等
	9 月 23 日 (水)	来年度の事業、連携状況、敬達について等
	12 月 18 日 (金)	連携状況、受診後支援事業の取組み等
令和 3 年度	7 月 8 日 (木)	今年度の取組み (全体)、各センターの取組み、医療研修、アプリについて等
	10 月 7 日 (木)	依存症連携会議の報告、医療研修について、啓発週間の取組み等

(6) 「ギャンブル等と健康に関する調査」の実施 <「4. 調査研究」の再掲 (14 頁参照) >

大阪府におけるギャンブル等の実態を把握するために、住民基本台帳から無作為抽出した府民 5,000 名を対象に令和 2 年度に実施した調査について、調査結果の分析、及び報告書の作成を行った (有効回答数 1,552 票、有効回答率 31.0%)。

<報告書は紀要 129~188 頁に掲載>

7. 精神医療審査会

概要

独立した第三者機関として、精神医療審査会を設置し、医療保護入院者の入院届、定期病状報告書の審査及び精神科病院入院者からの退院・処遇改善請求の審査を行い、精神科病院入院患者の適正な医療及び保護の確保に努めている。精神医療審査会は5名の委員で構成される合議体で、本府では8合議体40人の委員で審査を行っている。

事業実績

令和3年度の審査会開催状況は、本審査会（全体会：書面開催）1回、合議体72回であった。審査状況のうち、退院・処遇改善請求について表7-1に、病院での本人からの意見聴取の実施回数を表7-2に、審査結果を表7-3にそれぞれ示す。また、定期病状報告書等の審査状況について表7-4に示す。

なお、精神医療審査会の審査状況の推移は191頁に記載している。

<表7-1. 退院・処遇改善請求の審査状況>

単位：件

	請求件数	審査中に退院・取り下げ件数	審査件数
退院請求	422	157	203
処遇改善請求	98	27	54
合計	520	184	257
請求者数	456	170	212

<表7-2. 病院での本人からの意見聴取の実施件数>

単位：件

退院請求	処遇改善請求	合計	請求者数(人)
183	47	230	194

※請求者が退院と処遇改善請求を併せて行う場合があるので請求件数とは一致しない。

<表7-3. 審査結果>

単位：件

退院請求		処遇改善請求	
入院継続が適当	198	処遇が適当	54
他の形態での入院継続が必要	9	処遇は不適当	3
入院継続は不適当	20		
計	227	計	57

※合計には前年度末「審査継続中」を含む。

※請求者が退院と処遇改善請求を併せて行う場合があるので、表7-1の請求件数とは一致しない。

<表7-4. 定期病状報告等の審査状況>

単位：件

	審査件数	審査結果		
		現在の入院形態が適当	他の入院形態への移行が適当	入院継続不要
医療保護入院の届出	9,716	9,716	0	0
定期病状報告	医療保護	4,522	0	0
	措置	14	0	0
計	14,252	14,252	0	0

8. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）

概要

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を行っている。

事業実績

精神障害者保健福祉手帳は平成 23 年度より順次交付事務の権限移譲を行っている。

令和 3 年度には計 36 市町村が交付事務を行っており、当センターではそのうち判定依頼を受けた診断書の判定を行っている。

自立支援医療受給者証（精神通院）の承認件数は表 8-3 のとおりである。

＜表 8-1. 精神障害者保健福祉手帳承認件数＞

単位：件

審査分			審査省略分			交付数
申請	不承認	承認	年金証書	転入	再交付	
2,985	29	2,956	992	144	69	4,161

（大阪府交付分）

＜表 8-2. 権限移譲市町村からの手帳診断書の判定依頼件数＞

単位：件

年度	判定依頼件数	うち非該当
令和元年度	17,578	94
令和2年度	16,457	154
令和3年度	18,973	180

＜表 8-3. 自立支援医療受給者証（精神通院）承認件数＞

単位：件

審査分			審査省略分	承認件数
申請	不承認	承認	転入	
103,601	32	103,569	1,317	104,886

※新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針に基づく自動継続は含まず。

9. 精神科病院実地指導・精神科病院入院者実地審査

概要

入院患者の人権に配慮した適正な精神医療が確保され、入院制度等の適正な運用が図られるよう、入院患者の症状又は処遇等に関して精神科病院に対して報告徴収及び立入検査等（実地指導）を実施するとともに、精神科病院に入院している措置入院者及び医療保護入院者について、精神保健指定医による診察（実地審査）を行った。また、実地指導等の結果、要望事項を伝えたり、口頭指導を行ったり、改善計画を求めるなど、必要な措置を講じた。

（1）精神科病院実地指導

1）実地指導

精神保健福祉法第 38 条の 6 及び第 38 条の 7、大阪府精神科病院実地指導実施要領の規定に基づき、東大阪市及び豊中市内にある精神科病院 4 病院で定期的実地指導を各 1 回、臨時の実地指導を 1 回実施した。

※大阪府保健所管内の精神科病院における実地指導は、「大阪府保健所長に権限を委任する規則」第 1 条第 6 号の規定により大阪府の各保健所が実施。

※大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第 4 条第 1 項にて規定された高槻市及び第 4 条第 2 項に規定された吹田市、枚方市、八尾市及び寝屋川市内の精神科病院における実地指導は、各市保健所が実施。

2）実地指導説明会

病院間で指摘内容に格差が生じないように、府及び中核市保健所を対象に、令和 3 年 7 月 29 日に実地指導に関する説明会を Web で開催し、36 名が出席した。また、令和 3 年 10 月 12 日に 2 回目の説明会を Web で開催し、実地指導における虐待等防止・発見について説明し、26 名が出席した。

3）実地指導報告会

実地指導後は、実地指導に関する意見等についてアンケート調査を実施し、令和 4 年 3 月 17 日に実地指導報告会を開催し、実地指導に関する情報共有やアンケート結果の報告、意見交換を行い、39 名が参加した。

4）実地指導への技術支援等

府及び中核市保健所からの実地指導に関する問合せに対応するとともに、保健所からの依頼に応じて、臨時実地指導等に当センターの精神保健指定医や職員が同行するなど、技術支援等を行った。

（2）精神科病院入院者実地審査

精神保健福祉法第 38 条の 6 及び第 38 条の 7、大阪府精神科病院入院者実地審査実施要領の規定に基づき、実地指導時に、大阪府保健所管内、東大阪市及び豊中市内の精神科病院 34 病院において、実地審査を 34 件実施した。また、入院後概ね 3 か月を経過した措置入院者対象に実施した実地審査の件数は 6 件で、審査件数及び審査結果は、以下の表のとおりである。

※大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第 4 条第 1 項にて規定された高槻市及び第 4 条第 2 項に規定された吹田市、枚方市、八尾市及び寝屋川市内の精神科病院における実地審査（措置入院者を除く）は、各市保健所が実施。

＜表 9-1. 精神科病院入院者実地審査の審査件数及び審査結果＞

単位：件

入院形態	実地指導時 審査	結果		措置 3 か月 経過後審査	結果	
		適当	不適当		措置要	措置不要
措置入院	4	3	1	6	4	2
医療保護入院	30	29	1	—	—	—

10. 精神科医療機関療養環境検討協議会

概要

精神科医療機関療養環境検討協議会は、精神科医療機関内における人権尊重を基本とした適正な医療の確保と療養環境の改善、向上を図ることを目的とし、平成 21 年度に設置された。当センターはその事務局として大阪市及び堺市と共同で運営している。

協議会所属団体は、大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会、日本精神科看護協会大阪府支部、大阪精神保健福祉士協会、大阪弁護士会、大阪精神障害者連絡会、大阪精神医療人権センター、大阪府精神障害者家族会連合会、大阪後見支援センター、大阪府保健所長会、学識経験者、大阪府、大阪市、堺市である。

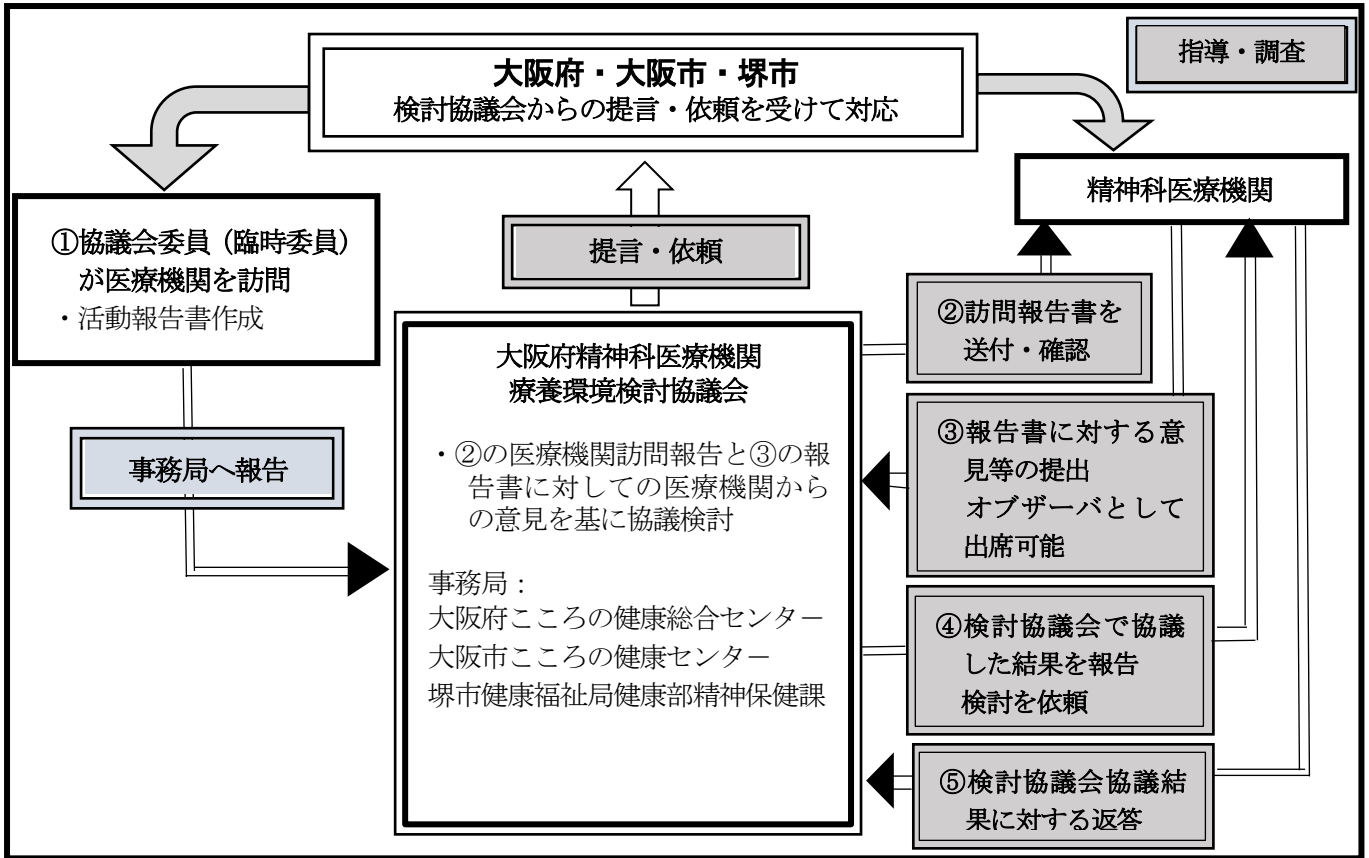
協議会委員又は臨時委員が療養環境サポーターとして医療機関を訪問し、改善事項や気づいた点について報告書にまとめた後、病院にフィードバックし、その報告書に対する病院からの回答を元に協議会で検討している。

令和 2 年度に引き続き、令和 3 年度も新型コロナウイルス感染症拡大により病院への訪問は実施できなかったが、協議会では対面と Web により開催し、過去 5 年間の病院訪問における検討項目を集約・分析し、大阪精神科病院協会を通じて各病院に結果を報告した。また、各病院で工夫している療養環境向上に向けた良い取り組みについてのアンケート調査実施について検討を行った。

＜表 10-1. 療養環境検討協議会検討要項等一覧＞

日 時	内 容
5 月 28 日 (金)	大阪府障がい者計画・障がい福祉計画等について、大阪府医療計画について
7 月 29 日 (金)	病院訪問を通じて把握した精神科病院における検討項目等について、過去に訪問した病院の振り返りについて
9 月 24 日 (金)	病院訪問を通じて把握した精神科病院における検討項目等について、精神科病院へのアンケートについて
11 月 26 日 (金)	病院訪問を通じて把握した精神科病院における検討項目等について、精神科病院へのアンケートについて
1 月 28 日 (金)	病院訪問を通じて把握した精神科病院における検討項目等について、精神科病院へのアンケートについて
3 月 11 日 (金)	病院訪問を通じて把握した精神科病院における検討項目等について、精神科病院へのアンケートについて

<図 10-1. 大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会・流れと手順>



11. 措置診察

概要

精神保健福祉法に規定される申請・通報・届出に基づき、措置診察や移送等を行っている。

事業実績

令和3年度の申請・通報・届出数の総数は394件であった。精神保健指定医による措置診察の状況を表11-1に、措置入院者の状況を表11-2に、保健所別精神保健指定医による措置診察の申請通報届出数を表11-3に、病名別新規措置患者数を表11-4にそれぞれ示す。

＜表11-1. 精神保健指定医による措置診察＞

単位：件

区分		精神保健福祉法条文						計	29条の2
		22条	23条	24条	25条	26条	26条の2		
申請・通報・届出件数		13	339	42	0	0	0	394	457
診察の必要がないと認めた件数（却下・取下げ）		13	61	10	0	0	0	84	235
診察不能件数		0	0	0	0	0	0	0	0
緊急措置体制へ引き継いだ件数		—	38	—	—	—	—	38	—
診察を実施した件数	法第29条該当の件数	0	238	28	0	0	0	266	184
	法第29条該当なかった件数	0	40	4	0	0	0	44	38
	精神障がい者でなかった件数	0	0	0	0	0	0	0	0

※22条：一般からの申請

※23条：警察官からの通報（緊急措置入院後の本鑑定の件数を含む、書面のみの通報は計上していない）

※24条：検察官からの通報

※25条：保護観察所の長からの通報

※26条：矯正施設の長からの通報（いわゆる簡易通報は計上していない）

※26条の2：精神科病院の管理者からの届け出

※29条の2：緊急措置診察入院

＜表11-2. 措置入院患者の状況＞

単位：人

措置状況	新規措置入院	緊急措置入院	措置解除	年度末措置入院	年度末仮退院中
人数	266	126	256	37	0

＜表 11-3. 保健所別精神保健指定医による措置診察の申請通報届出件数＞

単位：件

保健所	総数		22 条		23 条		26 条の 2		29 条該当 症状の者
	通報等	実施	申請	実施	通報	実施	届出	実施	
池田	12	6	0	0	12	6	0	0	4 (0)
茨木	13	6	4	0	9	6	0	0	5 (0)
守口	21	14	0	0	21	14	0	0	13 (1)
四條畷	12	5	0	0	12	5	0	0	5 (0)
藤井寺	22	11	0	0	22	11	0	0	10 (2)
富田林	11	5	2	0	9	5	0	0	5 (0)
和泉	15	8	1	0	14	8	0	0	7 (1)
岸和田	20	12	0	0	20	12	0	0	10 (2)
泉佐野	14	9	1	0	13	9	0	0	7 (1)
府保健所計	140	76	8	0	132	76	0	0	66 (7)
吹田市	5	3	0	0	5	3	0	0	3 (0)
東大阪市	33	18	4	0	29	18	0	0	17 (1)
高槻市	7	5	0	0	7	5	0	0	4 (0)
豊中市	16	8	0	0	16	8	0	0	6 (2)
枚方市	13	8	0	0	13	8	0	0	6 (1)
八尾市	8	5	0	0	8	5	0	0	5 (0)
寝屋川市	15	7	0	0	15	7	0	0	5 (1)
中核市保健所計	97	54	4	0	93	54	0	0	46 (5)
総数	237	130	12	0	225	130	0	0	112 (12)

※通知件数には取り下げ、実施件数には通報受付の後緊急措置体制で実施したものも含む。

※29 条該当症状の件数 () 内は、緊急措置体制に回ったのち、本鑑定で措置入院となった件数。

＜表 11-4. 病名別新規措置入院患者＞

単位：人

病 名	人 数	
統合失調症	112	
気分障害	32	
てんかん	2	
脳器質性精神障害	認知症	8
	その他	3
その他の精神病	18	
精神作用物質使用による精神および 行動の障害	アルコール	8
	覚せい剤	11
	その他	1
知的障害	2	
パーソナリティ障害	3	
神経症	2	
幻覚妄想状態	44	
精神運動興奮状態	20	
計	266	

12. 医療保護入院等のための移送

概要

精神保健福祉法の規定に基づき、精神保健指定医による診察の結果、精神障がい者であり、かつ、直ちに入院させなければ医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって、その精神障がいのために本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判断されたものについて、その家族等の同意があるときは、本人の同意がなくても医療保護入院又は応急入院させるため、応急入院指定病院に移送を行っている。

事業実績

令和3年度の実績は、依頼が0件、実施も0件であった。

13. 精神科救急医療情報センター

概要

警察、消防隊、府民（おおさか精神科緊急ダイヤル）から依頼のあった夜間・休日に精神科救急医療を必要としている者に対し、救急病院（当番制）への受診、受け入れの調整を行っている。

事業実績

令和3年度の相談件数の総数は2,609件であった。相談者性別件数を表13-1に、相談経路別件数を表13-2に、対応結果別件数を表13-3にそれぞれ示す。

<表13-1. 精神科救急情報センター相談者性別件数>

性別	件数
男性	1,239
女性	1,368
不明	2
計	2,609

<表13-2. 精神科救急医療情報センター相談経路別件数>

経路	件数
救急隊	519
精神科救急ダイヤル	893
警察	932
精神科医療機関等	265
計	2,609

<表13-3. 精神科救急医療情報センター対応結果別件数>

対応	件数
任意入院	319
医療保護入院	1004
応急入院	154
対象外（窓口判断）	142
対象外（病院判断）	242
外来受診	262
外来後要入院	0
来院せず	124
取り下げ	47
その他	315
計	2,609

14. 地域活動への支援

概要

府内各地域での精神保健福祉活動の向上を目的として、国・府などの施策動向や各地域の活動状況に関する情報収集及び情報提供、保健所が実施する研修や相談に対する技術支援など、各地域からの要請や相談を受けて必要な支援を行った。

(1) 地域活動への支援

令和3年度に保健所や保護観察所のほか、市町村、障がい福祉サービス事業所、医療機関、各団体等からの要請や相談を受けて支援を行い、総支援件数は416件であった。

項目別支援回数で、最も多いのは「自殺対策事業関連」で、次に、「依存症対策事業関連」となっている(表14-(1)-1)。「自殺対策事業関連」では市町村からの問い合わせ等への対応、「依存症対策事業関連」では、本人や家族向けプログラムの普及などが含まれている。

要請元別支援回数は、「保健所」が最も多く、次いで「市町村」の順となっている(表14-(1)-2)。

問題別支援回数においても、「自殺関連」が最も多くなっている(表14-(1)-5)。

＜表14-(1)-1. 項目支援回数＞

項目区分	支援回数 (%)	
自殺対策事業関連	147	(35.3)
依存症対策事業関連	29	(7.0)
医療観察法関連	1	(0.2)
自立支援協議会関連	7	(1.7)
啓発・理解促進	3	(0.7)
ひきこもり事業関連	2	(0.5)
発達障がい支援関連	1	(0.2)
措置入院者等退院後支援事業	19	(4.6)
ケース支援に関すること	15	(3.6)
実地指導関連	18	(4.4)
公民協働事業関連	3	(0.7)
教育研修(当センター主催)	23	(5.5)
各種研修会(当センター主催でないもの)	25	(6.0)
保健所主催会議(ブロック会、チーム会議など)	2	(0.5)
措置・緊急措置・情報C業務関連	11	(2.7)
その他	110	(26.4)
計	416	(100.0)

<表 14- (1) -2. 要請元別支援回数>

要請元区分	支援回数 (%)	
保健所	150	(36.1)
市町村 (障害・保健部局)	55	(13.2)
医療機関	13	(3.1)
障がい者支援施設・社会福祉施設	14	(3.4)
生活困窮窓口	2	(0.5)
府庁 (健康医療部・福祉部)	2	(0.5)
障がい者自立相談支援センター	7	(1.7)
その他庁内他部局	37	(8.9)
労働関連機関	1	(0.2)
府民	20	(4.8)
その他	115	(27.6)
計	416	(100.0)

<表 14- (1) -4. 地域別支援回数>

地域区分		支援回数 (%)	
保健所単位	池田	15	(3.6)
	茨木	20	(4.8)
	守口	12	(2.9)
	四條畷	27	(6.5)
	藤井寺	12	(2.9)
	富田林	11	(2.6)
	和泉	18	(4.3)
	岸和田	15	(3.6)
	泉佐野	24	(5.8)
	東大阪市	8	(1.9)
	高槻市	14	(3.4)
	豊中市	18	(4.3)
	枚方市	17	(4.1)
	八尾市	9	(2.2)
	寝屋川市	12	(2.9)
吹田市	12	(2.9)	
ブロック単位	北ブロック	1	(0.2)
	東ブロック	3	(0.7)
	中ブロック	0	(0.0)
	南ブロック	7	(1.7)
	全府域	123	(29.5)
府域外	大阪市	17	(4.1)
	堺市	2	(0.5)
	他府県	19	(4.6)
計	416	(100.0)	

<表 14- (1) -3. 方法別支援回数>

方法区分		支援回数 (%)	
ケース支援	職員による関係機関職員へのコンサルテーション	7	(1.7)
	医師による関係機関職員へのコンサルテーション	4	(1.0)
	本人プログラム (ケース支援あり)	2	(0.5)
	その他ケースに関連した技術支援	28	(6.7)
ケース支援以外	事業企画援助	53	(12.7)
	情報収集提供	126	(30.3)
	提供資料の作成	2	(0.5)
	家族プログラム普及	1	(0.2)
	本人プログラム普及	1	(0.2)
	教育研修	40	(9.6)
	組織育成	6	(1.5)
	その他技術支援	36	(8.7)
その他	110	(26.4)	
計	416	(100.0)	

<表 14- (1) -5. 問題別支援回数>

対象疾患区分	支援回数 (%)	
自殺関連	146	(35.1)
アルコール	16	(3.9)
薬物	7	(1.7)
ギャンブル	6	(1.4)
依存症全般	9	(2.2)
ひきこもり	3	(0.7)
発達障がい者社会復帰	3	(0.7)
こころの健康づくり	28	(6.7)
精神障がい者社会復帰	33	(7.9)
障がい全般 (三障がい)	27	(6.5)
災害	9	(2.2)
複合	2	(0.5)
その他	127	(30.5)
計	416	(100.0)

(2) その他の地域支援に関する取組み

各地域からの要請を受けて行う支援のみならず、府域全体に関する課題についての取組みを進めるため、課題や取組み状況の集約や情報発信などを行った。なお、今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により地域の活動を自粛したため、「地域精神保健福祉活動事例集」については発刊していない。

(3) 保健所心理業務 <15. 相談 (4) 保健所心理業務に詳細掲載 (56 頁参照) >

大阪府保健所における精神保健福祉活動への技術支援として、当センターより非常勤心理職員を概ね月 3 回派遣した。主な支援として、本人に対する心理療法や、家族・関係者への相談及び助言などを行った。

(4) 大阪府措置入院者等退院後支援事業

平成 29 年度にモデル的に行っていた措置入院者等への支援計画の作成・計画に基づく支援について、平成 30 年 3 月に厚生労働省がガイドラインを発出したことを受けて、平成 30 年度から「大阪府措置入院者等退院後支援事業」として府内全域での事業を開始した。

当センターは、大阪府以外の都道府県が措置し、かつ帰住先未定のケース (2 事例) の支援を行うとともに、精神保健福祉センターとして、支援主体の保健所等からの要請に基づき、手続き等に関する助言を行った。(19 事例)。

15. 相談

概要

当センターでは、「依存症相談」「自死遺族相談」「発達障がい相談」の専門相談を主とした精神保健福祉相談とともに、「こころの電話相談」「若者専用電話相談わかぼちダイヤル」「こころの健康相談統一ダイヤル」といった電話相談を実施した。集団支援として「薬物の問題で困っている人のための集団回復プログラム」「ギャンブル等の問題で困っている人のための集団回復プログラム」「薬物依存症家族サポートプログラム」「ギャンブル等依存症家族サポートプログラム」を開催した。また、保健所に心理職員を派遣し、保健所精神保健福祉活動の一端を担った。

ひきこもり地域支援センター事業では、ひきこもり専門電話相談のほか、ひきこもり支援専門のコーディネーターが市町村や保健所等での支援に対し、訪問もしくは電話でコンサルテーション等を実施した。

事業実績

(1) 精神保健福祉相談（依存症・自死遺族相談・発達障がいに関する専門相談を含む）

令和3年度の相談受理件数は、電話相談と来所相談をあわせると、新規および年度新規は実相談件数が1,169件、延相談件数が2,277件であった。専門相談の件数については、表15-(1)-1に示したとおりである。

相談全体の状況に関して、年齢別・性別件数を表15-(1)-2に、相談者別件数を表15-(1)-3に、相談内容別件数を表15-(1)-4に、支援内容別件数を表15-(1)-5にそれぞれ示す。さらには、新規（実数）相談について、居住地別件数を表15-(1)-6に、来所経路別件数を表15-(1)-7に、精神保健福祉問題別件数を表15-(1)-8に示した。

<表15-(1)-1. 相談件数>

単位:件

相談内訳		電話相談		来所相談	
		実数	延数	実数	延数
専門 相談	依存症	563	603	161	914
	自死遺族	54	61	18	115
	発達障がい	31	33	1	3
その他の相談		330	423	11	125
計		978	1,120	191	1,157

<表15-(1)-2. 対象者の年齢別・性別件数>

単位:件(%)

年齢区分	実数			
	男	女	不明	計
0～19歳	51 (7.0)	40 (9.7)	2 (7.7)	93 (8.0)
20～39歳	221 (30.3)	80 (19.4)	0 (0.0)	301 (25.7)
40～64歳	196 (26.8)	99 (24.0)	0 (0.0)	295 (25.2)
65歳以上	50 (6.9)	25 (6.1)	1 (3.8)	76 (6.5)
不明	212 (29.0)	169 (40.8)	23 (88.5)	404 (34.6)
計	730 (100.0)	413 (100.0)	26 (100.0)	1,169 (100.0)

単位：件（％）

年齢区分	延 数			
	男	女	不明	計
0～19歳	78 (5.3)	49 (6.3)	2 (7.7)	129 (5.7)
20～39歳	532 (36.1)	180 (23.2)	0 (0.0)	712 (31.3)
40～64歳	538 (36.5)	341 (43.9)	0 (0.0)	879 (38.5)
65歳以上	58 (3.9)	27 (3.4)	1 (3.8)	86 (3.8)
不明	268 (18.2)	180 (23.2)	23 (88.5)	471 (20.7)
計	1,474 (100.0)	777 (100.0)	26 (100.0)	2,277 (100.0)

<表 15- (1) -3. 相談者別件数>

単位：件（％）

対象者との続柄	実 数	延 数
本人	534 (45.7)	1,229 (54.0)
家族	538 (46.0)	855 (37.5)
関係者	82 (7.0)	158 (6.9)
本人と家族	4 (0.3)	22 (1.0)
本人と関係者	2 (0.2)	4 (0.2)
その他	9 (0.8)	9 (0.4)
計	1,169 (100.0)	2,277 (100.0)

<表 15- (1) -4. 相談内容別件数>

単位：件（％）

相談内容	実 数	延 数
精神科の受療・治療に関するもの	559 (47.9)	745 (32.7)
療養（治療）生活に関するもの	25 (2.1)	38 (1.7)
社会復帰・リハビリに関するもの	75 (6.4)	382 (16.8)
保健福祉医療の制度・サービスに関するもの	12 (1.0)	14 (0.6)
対人・社会関係（学校・職場）の適応に関するもの	245 (21.0)	488 (21.4)
家族などの問題対処の仕方に関するもの	29 (2.5)	55 (2.4)
こころの健康（日常生活問題・ストレス）に関するもの	149 (12.7)	424 (18.6)
その他	75 (6.4)	131 (5.8)
計	1,169 (100.0)	2,277 (100.0)

＜表 15- (1) -5. 支援内容別件数＞

単位：件（％）

支援内容	実数	延数
傾聴	92 (8.0)	283 (12.4)
当センター紹介・利用援助	246 (21.0)	411 (18.1)
保健所等紹介・利用援助	262 (22.4)	285 (12.5)
医療機関紹介・利用援助	127 (10.9)	144 (6.3)
精神保健福祉センター紹介・利用援助	101 (8.6)	109 (4.8)
他相談機関紹介・利用援助	89 (7.6)	106 (4.7)
制度・サービス等の情報提供・利用援助	12 (1.0)	16 (0.7)
関係機関との連絡調整	7 (0.6)	80 (3.5)
問題対処に関する助言	127 (10.9)	504 (22.1)
日常生活支援	3 (0.3)	10 (0.4)
回復支援	27 (2.3)	188 (8.3)
心理検査	4 (0.3)	4 (0.2)
支援方法の検討	4 (0.3)	9 (0.4)
その他	68 (5.8)	128 (5.6)
計	1,169 (100.0)	2,277 (100.0)

＜表 15- (1) -6. 居住地別件数＞

単位：件（％）

居住地	実数
大阪市	203 (17.4)
堺市	35 (3.0)
高槻市	51 (4.4)
東大阪市	70 (6.0)
豊中市	59 (5.0)
枚方市	29 (2.5)
八尾市	47 (4.0)
寝屋川市	23 (2.0)
吹田市	54 (4.6)
豊能	36 (3.1)
三島	48 (4.1)
北河内	73 (6.2)
中河内	6 (0.5)
南河内	82 (7.0)
泉州	122 (10.4)
他府県	65 (5.6)
不明	166 (14.2)
計	1,169 (100.0)

＜表 15- (1) -7. 来所経路別件数＞

単位：件（％）

経路	実数
医療機関	53 (4.5)
保健所	33 (2.8)
公的相談機関	28 (2.4)
学校教育機関	6 (0.5)
関係機関	78 (6.7)
家族・知人	68 (5.8)
インターネット等	567 (48.5)
チラシ・ポスター	9 (0.8)
府・市町村広報誌	24 (2.1)
その他	57 (4.9)
不明	246 (21.0)
計	1,169 (100.0)

<表 15- (1) -8. 精神保健福祉問題別件数>

単位：件 (%)

問題別	実数	延数
精神病に関する問題	70 (6.0)	92 (4.0)
高齢者に関する問題	7 (0.6)	9 (0.4)
うつ・うつ状態に関する問題	40 (3.3)	42 (1.8)
気分障害(うつ以外)に関する問題	9 (0.8)	12 (0.5)
アルコールに関する問題	161 (13.7)	200 (8.8)
薬物に関する問題	171 (14.6)	357 (15.7)
ギャンブル等に関する問題	231 (19.7)	677 (29.7)
ゲームに関する問題	37 (3.2)	87 (3.8)
インターネットに関する問題	17 (1.5)	24 (1.1)
その他の依存症に関する問題	107 (9.2)	172 (7.6)
パーソナリティ障害に関する問題	10 (0.9)	48 (2.1)
ひきこもり・不登校に関する問題	10 (0.9)	13 (0.6)
思春期に関する問題	22 (1.8)	24 (1.1)
発達障害に関する問題	32 (2.7)	36 (1.6)
摂食障害に関する問題	7 (0.6)	7 (0.3)
自死遺族相談	72 (6.2)	176 (7.7)
その他の精神疾患に関する問題	107 (3.9)	75 (3.3)
その他	120 (10.3)	226 (9.9)
計	1,169 (100.0)	2,277 (100.0)

(2) 集団支援

1) 薬物依存症家族サポートプログラム

薬物依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることで、家族自身のメンタルヘルスの改善を目的とし、CRAFTをベースにした家族心理教育プログラムを実施した。

- ・期 間 令和3年4月～令和4年3月
- ・開催回数 1グループ(全6回)を前期・後期と2回実施
- ・参加人数 前期：実5名(延11名)、後期：実4名(延5名)

<表 15- (2) -1. 薬物依存症家族サポートプログラムグループ 前期>

【前期】日 時	内 容	参加者数	
4月27日(火)	13時30分 ～ 15時30分	まず初めに大切なこと	3
5月25日(火)		本人を理解するために	1
6月22日(火)		コミュニケーションスキルの改善	2
7月27日(火)		望ましい行動を増やす, 望ましくない行動を減らす	2
8月24日(火)		あなた自身の生活を豊かにする	2
9月28日(火)		本人に治療を勧める	1

<表 15- (2) -2. 薬物依存症家族サポートプログラムグループ 後期>

【後期】日 時	内 容	参加者数	
10月26日(火)	13時30分 ～ 15時30分	まず初めに大切なこと	0
11月22日(火)		本人を理解するために	0
12月28日(火)		コミュニケーションスキルの改善	0
1月25日(火)		望ましい行動を増やす, 望ましくない行動を減らす	0
2月22日(火)		あなた自身の生活を豊かにする	2
3月22日(火)		本人に治療を勧める	3

2) ギャンブル等依存症家族サポートプログラム

ギャンブル等依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることで、家族自身のメンタルヘルスの改善を目的とし、CRAFTをベースにした家族心理教育プログラムを実施した。

- ・期 間 令和3年4月～令和4年3月
- ・開催回数 1グループ(全6回)を前期・後期と2回実施
- ・参加人数 前期:実6名(延24名)、後期:実7名(延23名)

＜表15-(2)-3. ギャンブル等依存症家族サポートプログラム 前期＞

【前期】日 時	内 容	参加者数	
4月13日(火)	13時30分 ～ 15時30分	まず初めに大切なこと	4
5月11日(火)		本人を理解するために	4
6月8日(火)		コミュニケーションスキルの改善	4
7月13日(火)		望ましくない行動を減らし、望ましい行動を増やす	4
8月10日(火)		あなた自身の生活を豊かにする	4
9月14日(火)		本人に治療を勧める	4

＜表15-(2)-4. ギャンブル等依存症家族サポートプログラム 後期＞

【後期】日 時	内 容	参加者数	
10月11日(火)	13時30分 ～ 15時30分	まず初めに大切なこと	2
11月8日(火)		本人を理解するために	5
12月13日(火)		コミュニケーションスキルの改善	4
1月10日(火)		望ましくない行動を減らし、望ましい行動を増やす	3
2月8日(火)		あなた自身の生活を豊かにする	5
3月12日(火)		本人に治療を勧める	4

3) 依存症家族サポートプログラム特別講座

依存症問題で困っている家族に共通する話題・問題について、以下のとおり特別講座として実施した。

＜表15-(2)-5. 依存症家族サポートプログラム特別講座＞

日 時	内 容	参加者数	
1月13日(木)	14時00分～ 16時00分	講義「依存症ってどんな病気？」 当センター 新安 弘佳	6
2月17日(木)		講義「依存症とお金の問題」 大阪いちょうの会 司法書士 井手 洋右	4
3月17日(木)	14時00分～ 15時30分	体験談、グループの取組み紹介「仲間とつながる」 ファミリーズアノニマスメンバー	3

4) ギャンブル等の問題で困っている人のための集団回復プログラム

ギャンブル等の問題で困っている人が、ギャンブル等に頼らない自分らしい生き方を取り戻すことを目的に、O-GAT(おおさかギャンブル障がい回復トレーニングプログラム)のワークブックを用いて、集団プログラムを実施した。

- ・期 間 令和3年4月～令和4年3月
- ・開催回数 前期6回、後期6回
- ・参加人数 前期:実8名(延18名) 後期:実9名(延31名)

＜表 15- (2) -6. ギャンブル等の問題で困っている人のための集団回復プログラム 前期＞

日 時	内 容	参加者数	
4月6日(火)	14時00分 ～ 15時30分	ギャンブルについての整理	4
5月6日(火)		引き金とその対処	2
6月1日(火)		再発を防ぐために	4
7月6日(火)		私の道しるべ	3
8月3日(火)		回復のために	2
9月7日(火)		回復への道のり	3

＜表 15- (2) -7. ギャンブル等の問題で困っている人のための集団回復プログラム 後期＞

日 時	内 容	参加者数	
10月5日(火)	14時00分 ～ 15時30分	ギャンブルについての整理	6
11月2日(火)		引き金とその対処	3
12月7日(火)		再発を防ぐために	7
1月4日(火)		私の道しるべ	6
2月1日(火)		回復のために	5
3月1日(火)		回復への道のり	4

5) 薬物の問題で困っている人のための集団回復プログラム

薬物の問題で困っている人が、ワークブックを用いて、薬物の問題への具体的な対処方法を学び、薬物に頼らない生活を取り戻すことを目的として、集団プログラムを実施した。

- ・期 間 令和3年4月～令和4年3月
- ・開催回数 前期6回、後期6回
- ・参加人数 前期：実4名(延17名) 後期：実4名(延11名)

＜表 15- (2) -8. 薬物の問題で困っている人のための集団回復プログラム 前期＞

日 時	内 容	参加者数	
4月20日(火)	14時00分 ～ 16時00分	思考・感情・行動	3
5月18日(火)		アルコールについて考える	3
6月15日(火)		再使用を防ぐために—その1—	3
7月20日(火)		再使用を防ぐために—その2—	3
8月31日(火)		再使用を防ぐために—その3—	2
9月21日(火)		強くなるより賢くなる	3

＜表 15- (2) -9. 薬物の問題で困っている人のための集団回復プログラム 後期＞

日 時	内 容	参加者数	
10月19日(火)	14時00分 ～ 16時00分	薬物の問題についての整理	2
11月16日(火)		引き金とその対処	2
12月21日(火)		回復の地図	2
1月18日(火)		再発を防ぐために	1
2月15日(火)		私の道しるべ	2
3月15日(火)		回復の道のり	2

(3) 電話相談

1) こころの電話相談

令和3年度の「こころの電話相談」の相談件数は2,234件であった。その内、毎週水曜日に行っている「わかぼちダイヤル」の相談件数は540件であり、さらにその中で「わかぼちダイヤル」の対象年齢である40歳未満（相談者が家族・関係者の場合も含む）の件数は77件であった。

当センター内に設置の「こころの健康相談統一ダイヤル」の件数5,678件を合わせると、電話相談の総件数は、7,912件となっている。

「こころの電話相談」のうち、「わかぼちダイヤル」40歳未満の相談77件を除く、2,157件についての集計結果を「こころの電話相談」として報告する。

また、相談内容別件数では、「こころの健康（日常生活問題・ストレス）に関するもの」「対人関係の適応に関するもの」「家族及び周囲の人たちの対応の仕方に関するもの」が多くなっている。精神保健福祉問題別件数では、「うつ・うつ状態に関する問題」、「気分障害（うつ以外）に関する問題」、「その他の精神疾患に関する問題」「精神病に関する問題」が多くなっている。

＜表 15- (3) -1. 電話相談者対象者との続柄別・性別件数＞

単位：件（％）

対象者との続柄	男	女	その他	不明	計
本人	606	952	1	4	1,563 (72.5)
家族・親族	36	175	1	0	212 (9.8)
関係者	11	49	0	2	62 (2.9)
不明	50	22	14	234	320 (14.8)
計	703	1,198	16	240	2,157 (100.0)

「こころの電話相談」における電話相談者は女性が55.5%、男性が32.6%で、本人からの相談が約7割であった。相談対象者の年代については、2,157件のうち、50歳代が21.1%で最も多く、次いで、40歳代（16.0%）となっている。電話相談者の居住地は、政令指定都市を除く府内が4割強であった。

＜表 15- (3) -2. 電話相談者別件数＞

単位：件（％）

年 齢	男	女	その他	不明	計
10歳未満	0	0	0	0	0 (0.0)
10歳代	6	2	0	0	8 (0.4)
20歳代	18	35	0	0	53 (2.5)
30歳代	45	91	0	0	136 (6.3)
40歳代	163	182	1	0	346 (16.0)
50歳代	186	269	0	0	455 (21.1)
60歳代	29	239	0	0	268 (12.4)
70歳代	21	61	0	0	82 (3.8)
80歳代	2	19	0	0	21 (1.0)
90歳代	0	2	0	0	2 (0.1)
不明	233	298	15	240	786 (36.4)
計	703	1,198	16	240	2,157 (100.0)

<表 15- (3) -3. 電話相談者居住地別件数>

単位：件 (%)

居住地	件数
政令指定都市・ 中核市を除く府内	540 (25.0)
東大阪市	66 (3.1)
高槻市	106 (4.9)
豊中市	63 (2.9)
枚方市	26 (1.2)
八尾市	18 (0.8)
寝屋川市	119 (5.5)
吹田市	37 (1.7)
大阪市	350 (16.2)
堺市	21 (1.0)
他府県	69 (3.2)
不明	742 (34.4)
計	2,157 (100.0)

<表 15- (3) -4. 相談内容別件数>

単位：件 (%)

相談内容	性別				計
	男	女	その他	不明	
精神科の受療・治療に関するもの	55	97	1	0	153 (7.1)
療養（治療）生活に関するもの	103	92	0	0	195 (9.0)
社会復帰・リハビリテーションに関するもの	12	20	0	0	32 (1.5)
保健福祉医療の情報に関するもの	7	7	0	0	14 (0.6)
家族及び周囲の人たちの対応の仕方に関するもの	26	179	0	0	205 (9.5)
対人関係（家庭・学校・職場等）の適応に関するもの	77	268	0	0	345 (16.0)
こころの健康（日常生活問題・ストレス）に関するもの	244	426	1	1	672 (31.2)
その他	179	109	14	239	541 (25.1)
計	703	1,198	16	240	2,157 (100.0)

＜表 15- (3) -5. 精神保健福祉問題別件数＞

単位：件（％）

問題別	件数
精神病に関する問題	157 (7.3)
高齢者に関する問題	53 (2.5)
うつ・うつ状態に関する問題	372 (17.2)
気分障害（うつ以外）に関する問題	102 (4.7)
アルコールに関する問題	6 (0.3)
薬物に関する問題	7 (0.3)
ギャンブル等に関する問題	14 (0.6)
ゲームに関する問題	18 (0.8)
インターネットに関する問題	12 (0.6)
パーソナリティ障害に関する問題	8 (0.4)
ひきこもり・不登校に関する問題	45 (2.1)
思春期に関する問題	5 (0.2)
発達障害に関する問題	2 (0.1)
摂食障害に関する問題	3 (0.1)
てんかん	1 (0.0)
その他の精神疾患に関する問題	267 (12.4)
その他	1,085 (50.3)
計	2,157 (100.0)

＜表 15- (3) -6. 支援内容別件数＞

単位：件（％）

支援内容	件数
傾聴	1,532 (71.0)
助言	95 (4.4)
保健医療福祉情報の提供	21 (1.0)
当センター紹介	20 (0.9)
保健所（市町村保健センター）紹介	69 (3.2)
他医療機関紹介	9 (0.4)
他相談機関紹介	53 (2.5)
その他	358 (16.6)
計	2,157 (100.0)

2) 若者専用電話相談

40歳未満の人のための専用電話相談として毎週水曜日に「わかぼちダイヤル～わかものハートぼちぼちダイヤル～」を開設しており、令和3年度の相談件数は540件であった。また、相談対象者がわかぼちダイヤル対象者である40歳未満（相談者が家族・関係者の場合も含む）の相談状況を見ると、相談件数は77件であり、うち43件が本人からの相談であった。相談者の居住地別に見ると、大阪市・堺市・他府県を除く大阪府域が約6割である。また、相談内容別件数では、「こころの健康（日常生活問題・ストレス）に関するもの」「対人関係の適応に関するもの」が多く、精神保健福祉問題別件数では、「その他」を除き「その他の精神疾患に関する問題」が多くなっている。

＜表 15- (3) -7. 相談対象者年齢別・性別件数＞

単位：件（％）

年齢	男	女	その他	不明	計
10歳未満	0	0	0	0	0 (0.0)
10歳代	3	3	0	0	6 (7.8)
20歳代	13	8	0	0	21 (27.3)
30歳代	20	30	0	0	50 (64.9)
計	36	41	0	0	77 (100.0)

<表 15- (3) -8. 電話相談者対象者との続柄別・性別件数>

単位：件（％）

対象者との続柄	男	女	その他	不明	計
本人	22	21	0	0	43 (55.8)
家族・親族	7	10	0	0	17 (22.1)
関係者	7	10	0	0	17 (22.1)
不明	0	0	0	0	0 (0.0)
計	36	41	0	0	77 (100.0)

<表 15- (3) -9. 電話相談者居住地別件数>

単位：件（％）

居住地	件数
政令指定都市・ 中核市を除く府内	33 (42.9)
東大阪市	1 (1.3)
高槻市	2 (2.6)
豊中市	1 (1.3)
枚方市	4 (5.2)
八尾市	2 (2.6)
寝屋川市	1 (1.3)
吹田市	2 (2.6)
大阪市	22 (28.6)
堺市	1 (1.3)
他府県	1 (1.3)
不明	7 (9.1)
計	77 (100.0)

<表 15- (3) -10. 相談内容別件数>

単位：件（％）

相談内容	性別				計
	男	女	その他	不明	
精神科の受療・治療に関するもの	4	6	0	0	10 (13.0)
療養（治療）生活に関するもの	0	0	0	0	0 (0.0)
社会復帰・リハビリテーションに関するもの	3	2	0	0	5 (6.5)
保健福祉医療の情報に関するもの	0	0	0	0	0 (0.0)
家族及び周囲の人たちの対応の仕方に関するもの	3	4	0	0	7 (9.1)
対人関係（家庭・学校・職場等）の適応に関するもの	10	12	0	0	22 (28.6)
こころの健康（日常生活問題・ストレス）に関するもの	10	17	0	0	27 (35.1)
その他	6	0	0	0	6 (7.8)
計	36	41	0	0	77 (100.0)

＜表 15- (3) -11. 精神保健福祉問題別件数＞

単位：件 (%)

問題別	件数
精神病に関する問題	1 (1.3)
高齢者に関する問題	0 (0.0)
うつ・うつ状態に関する問題	5 (6.5)
気分障害(うつ以外)に関する問題	0 (0.0)
アルコールに関する問題	0 (0.0)
薬物に関する問題	1 (1.3)
ギャンブル等に関する問題	0 (0.0)
ゲームに関する問題	0 (0.0)
インターネットに関する問題	1 (1.3)
パーソナリティ障害に関する問題	0 (0.0)
ひきこもり・不登校に関する問題	3 (3.9)
思春期に関する問題	0 (0.0)
発達障害に関する問題	0 (0.0)
摂食障害に関する問題	0 (0.0)
てんかん	0 (0.0)
その他の精神疾患に関する問題	20 (26.0)
その他	46 (59.7)
計	77 (100.0)

3) こころの健康相談統一ダイヤル

令和3年度の「こころの健康相談統一ダイヤル」の相談件数は5,678件であった。電話相談者は女性の方が多く、7割弱が本人からの電話であった。相談対象者の年齢別件数をみると50歳代が18.6%、60歳代が13.0%を占めており、居住地域別では大阪市・堺市と他府県を除く大阪府域が5割弱を占めている。

また、相談内容別では、「悩み相談」が相談内容の半数程度を占め、中でも人間関係に関するものが27.2%であった。

＜表 15- (3) -13. 相談対象者年齢別・性別件数＞

単位：件 (%)

年齢	男	女	不明	計
10歳未満	0	0	0	0 (0.0)
10歳代	23	11	1	35 (0.6)
20歳代	121	133	0	254 (4.5)
30歳代	87	157	0	244 (4.3)
40歳代	325	321	0	646 (11.4)
50歳代	341	712	4	1,057 (18.6)
60歳代	335	403	0	738 (13.0)
70歳代	9	74	1	84 (1.5)
80歳代	3	11	1	15 (0.3)
90歳代	1	1	0	2 (0.0)
不明	414	685	1,504	2,603 (45.8)
計	1,659	2,508	1,511	5,678 (100.0)

＜表 15- (3) -12. 支援内容別件数＞

単位：件 (%)

支援内容	件数
傾聴	58 (75.3)
助言	1 (1.3)
保健医療福祉情報の提供	6 (7.8)
当センター紹介	0 (0.0)
保健所(市センター)紹介	1 (1.3)
他医療機関紹介	3 (3.9)
他相談機関紹介	5 (6.5)
その他	3 (3.9)
計	77 (100.0)

＜表 15- (3) -14. 電話相談者居住地別件数＞

単位：件 (%)

居住地	計
政令指定都市・中核市を除く府内	1,451 (25.6)
東大阪市	364 (6.4)
高槻市	119 (2.1)
豊中市	204 (3.6)
枚方市	92 (1.6)
八尾市	53 (0.9)
寝屋川市	292 (5.1)
吹田市	102 (1.8)
大阪市	260 (4.6)
堺市	11 (0.2)
他府県	78 (1.4)
不明	2,652 (46.7)
計	5,678 (100.0)

＜表 15- (3) -15. 電話相談者別件数＞

単位：件 (%)

本人との続柄	男	女	不明	計
本人	1,533	2,208	19	3,760 (66.2%)
家族	33	174	1	208 (3.7%)
その他	38	66	7	111 (2.0%)
不明	55	60	1,484	1,599 (28.2%)
計	1,659	2,508	1,511	5,678 (100.0%)

＜表 15- (3) -16. 相談内容別件数（複数選択）＞

単位：件

相談内容		件数
死・自死	自殺企図	88
	自殺・希死念慮	460
	自傷行為	44
精神保健関係	病気に関すること	933
	治療（入院・薬）に関すること	206
	その他	70
悩み相談	金銭的問題	260
	仕事関係	324
	人間関係	2,052
	健康問題	509
	その他	494
その他	無言	627
	不明	74
	当窓口についての問合せ	33
	新型コロナウイルス感染症に関すること	181
	性的マイノリティに関すること	6
	その他	1,165
計		7,526

＜表 15- (3) -17. 支援内容別件数（複数選択）＞

単位：件

対応		件数
傾聴		3,937
助言		321
情報提供	行政機関	350
	医療機関	11
	その他	74
保健所へのつなぎ		0
危機対応	119 番要請勧奨	1
	110 番通報	5
	その他	3
その他		1,689
計		6,391

4) 集中電話相談

○9月自殺予防週間

令和3年度の9月の自殺予防集中電話相談（平日17時～翌9時30分及び土日祝日の終日）は、9月1日～30日に「こころの健康相談統一ダイヤル」を2回線で実施し、相談件数は1,341件であった。

男女比率は、女性からの相談が男性の約1.5倍であり、87.2%が本人からの電話である。また、相談対象者の年齢別件数をみると40歳代が17.2%、50歳代が27.6%、60歳代が19.7%を占めている。居住地別では大阪市・堺市と他府県を除く大阪府域が約3割を占めている。相談内容別では、「人間関係」に関することが586件、「病気に関すること」が443件と多かった。

<表 15- (3) -24. 相談対象者の年齢別件数>

単位：件 (%)

年 齢	件 数
10歳未満	1 (0.1)
10歳代	14 (1.0)
20歳代	90 (6.7)
30歳代	94 (7.0)
40歳代	230 (17.2)
50歳代	370 (27.6)
60歳代	264 (19.7)
70歳代	7 (0.5)
80歳代	8 (0.6)
90歳代	1 (0.1)
不明	262 (19.5)
計	1,341 (100.0)

<表 15- (3) -25. 電話相談者の居住地別件数>

単位：件 (%)

居住地	件 数
政令指定都市を除く府内	397 (29.6)
大阪市	450 (33.6)
堺市	122 (9.1)
他府県	21 (1.6)
不明	351 (26.2)
計	1,341 (100.0)

<表 15- (3) -26. 電話相談者の続柄別件数>

単位：件 (%)

対象者との続柄	件 数
本人	1,170 (87.2)
家族	36 (2.7)
その他	18 (1.3)
不明	117 (8.7)
計	1,341 (100.0)

<表 1- (3) -27. 電話相談者の性別件数>

単位：件 (%)

性 別	件 数
男	492 (36.7)
女	742 (55.3)
その他	0 (0.0)
不明	107 (8.0)
計	1,341 (100.0)

＜表 15- (3) -28. 相談内容別件数（複数選択）＞

単位：件

相談内容		件数
死・自死	自殺企図	20
	自殺・希死念慮	203
	自傷行為	22
精神保健関係	病気に関すること	443
	治療（入院・薬）に関すること	39
	その他	34
悩み相談	金銭的問題	49
	仕事関係	126
	人間関係	586
	健康問題	133
	その他	97
その他	無言	85
	不明	34
	当窓口についての問合せ	8
	新型コロナウイルス感染症に関すること	29
	性的マイノリティに関すること	1
	その他	39
計		1,948

＜表 15- (3) -29. 支援内容別件数（複数選択可）＞

単位：件

支援内容		件数
傾聴		1,242
助言		351
情報提供	行政機関	33
	医療機関	3
	その他	4
危機対応	119番要請勧奨	1
	110番通報	0
その他		88
計		1,722

○3月自殺対策強化月間

令和3年度の3月の自殺予防集中電話相談（平日17時～翌9時30分及び土日祝日の終日）は、令和4年3月1日～3月31日に9月と同様、「こころの健康相談統一ダイヤル」を2回線を実施し、相談件数は1,195件であった。

男女比率は女性からの相談が男性よりも多く、8割程度が本人からの電話である。また、相談対象者の年齢別件数をみると、40歳代が16.5%、50歳代が22.7%、60歳代が17.9%を占めている。居住地域別では大阪市・堺市と他府県を除く大阪府域が3割を占めている。相談内容別では、「人間関係」に関するものが535件、「病気に関すること」が294件と多かった。

＜表 15- (3) -30. 相談対象者の年齢別件数＞

単位：件 (%)

年 齢	件 数
10 歳未満	0 (0.0)
10 歳代	8 (0.7)
20 歳代	75 (6.3)
30 歳代	130 (10.9)
40 歳代	197 (16.5)
50 歳代	271 (22.7)
60 歳代	214 (17.9)
70 歳代	24 (2.0)
80 歳代	7 (0.6)
90 歳代	0 (0.0)
不明	269 (22.5)
計	1,195 (100.0)

＜表 1- (3) -31. 電話相談者の居住地別件数＞

単位：件 (%)

居住地	件 数
政令指定都市を除く府内	351 (29.4)
大阪市	401 (33.6)
堺市	99 (8.3)
他府県	14 (1.2)
不明	330 (27.6)
計	1,195 (100.0)

＜表 15- (3) -32. 電話相談者の続柄別件数＞

単位：件 (%)

対象者との続柄	件 数
本人	1,003 (83.9)
家族・親族	36 (3.0)
関係者	7 (0.6)
不明	149 (12.5)
計	1,195 (100.0)

＜表 1- (3) -34. 相談内容別件数（複数選択）＞

単位：件

相談内容		件 数
死・自死	自殺企図	21
	自殺・希死念慮	153
	自傷行為	25
精神保健関係	病気に関すること	294
	治療（入院・薬）に関すること	45
	その他	22
悩み相談	金銭的問題	60
	仕事関係	122
	人間関係	535
	健康問題	116
	その他	100
その他	無言	104
	不明	31
	当窓口についての問合せ	8
	新型コロナウイルス感染症に関すること	22
	性的マイノリティに関すること	5
	苦情	7
	その他	37
	計	1,707

＜表 15- (3) -33. 電話相談者の性別件数＞

単位：件

性 別	件 数
男	425 (35.6)
女	644 (53.9)
その他	4 (0.3)
不明	122 (10.2)
計	1,195 (100.0)

＜表 15- (3) -35. 支援内容別件数（複数選択）＞

単位：件

支援内容		件 数
傾聴		1,098
助言		288
情報提供	行政機関	32
	医療機関	4
	その他	16
危機対応	119 番要請	0
	119 番要請勧奨	4
	110 番通報	0
	110 番通報勧奨	2
その他		122
計		1,566

(4) 保健所心理業務

大阪府保健所における精神保健福祉活動への技術支援として、当センターより非常勤心理職員を概ね月3回派遣した。本人に対する心理的検査や心理相談、家族・関係者への相談及び助言などを行った。

令和3年度の相談件数は新規（年度新規も含む）95件、継続257件の計352件であった。対象者の年齢は、20～39歳が160件で約4割を占めている。相談内容としては「心理的相談・心の健康づくり」が288件と8割以上を占め、対象領域としては「こころの健康づくりに関する問題」「うつ・うつ状態に関する問題」「不登校に関する問題」が多かった。

精神保健福祉個別心理相談については、対象者年齢別件数を表15-(4)-1に、相談内容別件数を表15-(4)-2に、対象領域別件数を表15-(4)-3に、支援内容別件数を表15-(4)-4にそれぞれ示した。また、精神保健福祉 集団活動について表15-(4)-5に、地域における精神保健福祉活動について表15-(4)-6にまとめた。（資料Ⅱ-2「大阪府の保健所精神保健福祉活動」から心理職員業務を抜粋）

<表15-(4)-1. 対象者年齢別件数>

単位：件

年齢	実数	延数
0～19歳	18	57
20～39歳	38	160
40～64歳	36	128
65歳～	3	7
計	95	352

<表15-(4)-2. 相談内容別件数>

単位：件

相談内容	実数	延数
受療支援	2	3
治療継続支援	4	4
判定など	1	1
心理的相談・心の健康づくり	61	288
障がい受容支援	0	0
就労支援	0	0
社会復帰・生活支援	1	7
その他	26	49
計	95	352

<表15-(4)-3. 対象領域別件数>

単位：件

対象領域	実数	延数
精神病に関する問題	5	20
うつ・うつ状態に関する問題	10	42
高齢者に関する問題	0	0
アルコールに関する問題	2	2
薬物に関する問題	1	1
パーソナリティ障害に関する問題	2	2
非精神病的ひきこもりに関する問題	5	26
ギャンブル等に関する問題	1	5
ゲームに関する問題	1	2
その他の精神疾患に関する問題	1	11
不登校に関する問題	9	37
思春期に関する問題	3	11
発達障害に関する問題	8	25
こころの健康づくりに関する問題	37	147
その他	10	21
計	95	352

<表15-(4)-4. 支援内容別件数（複数選択）>

単位：件

支援内容	件数	
相談・助言	47	
心理療法	カウンセリング	202
	その他の心理療法	19
心理テスト	知能・発達テスト	3
	人格テスト	0
	その他の心理テスト	1
家族への相談・助言	27	
関係者への相談・助言	74	
計	373	

<表 15- (4) -5. 精神保健福祉集団活動>

対象者	開催数 (回)	参加者数 (人)
精神障がい者グループワーク	0	0
精神障がい者当事者教室	0	0
精神障がい者家族教室	0	0
その他本人グループ	1	30
その他家族教室	0	0
計	1	30

<表 15- (4) -6. 地域における精神保健福祉活動>

事業内容	開催数 (回)	参加延数 (人)
企画・連絡会議	12	105
普及啓発・衛生教育	0	0
専門教育	0	0
組織支援	0	0
社会資源整備・運営支援	0	0
その他	5	33
計	17	138

(5) ひきこもり地域支援センター事業

大阪府ひきこもり地域支援センターは、平成 29 年度よりひきこもり支援専門のコーディネーターが、市町村や保健所等の支援ケースに対し、訪問もしくは電話でコンサルテーション等を実施している。

令和 3 年度は生活困窮者自立相談支援機関への支援が 97 件であり、支援内容は事例に関するコンサルテーションが 78 件、市町村関係機関への講師派遣が 15 件であった。

また、本人・家族等からの電話相談の相談件数は 451 件であった。

<表 15- (5) -1. 相談支援機関支援件数>

単位：件 (%)

相談支援機関	実数	延数			
		電話等	訪問	計	
保健所	4 (4.8)	14 (5.9)	1 (1.5)	15 (4.9)	
市町村	生活困窮者自立相談支援機関	19 (22.6)	64 (26.8)	33 (50.0)	97 (31.8)
	障がい福祉課	2 (2.4)	1 (0.4)	0 (0.0)	1 (0.3)
	青少年・児童福祉課	5 (5.9)	8 (3.3)	0 (0.0)	8 (2.6)
	その他の機関	11 (13.1)	33 (13.8)	6 (9.1)	39 (12.8)
ひきこもり支援団体	10 (11.9)	27 (11.3)	6 (9.1)	33 (10.8)	
社会福祉協議会	12 (14.3)	48 (20.1)	11 (16.7)	59 (19.4)	
教育機関	3 (3.6)	3 (1.3)	1 (1.5)	4 (1.3)	
他府県等ひきこもり地域支援センター	2 (2.4)	6 (2.5)	0 (0.0)	6 (2.0)	
その他の機関	16 (19.0)	35 (14.6)	8 (12.1)	43 (14.1)	
計	84 (100.0)	239 (100.0)	66 (100.0)	305 (100.0)	

<表 15- (5) -2. 相談支援機関支援内容件数>

単位：件 (%)

支援内容	延数		
	電話等	訪問	計
事例に関するコンサルテーション	46 (19.2)	32 (48.5)	78 (25.6)
市町村等関係機関への講師派遣に関する事	69 (28.9)	15 (22.7)	84 (27.5)
支援体制の構築	13 (5.4)	9 (13.6)	22 (7.2)
情報収集・情報提供	64 (26.8)	6 (9.1)	70 (23.0)
その他	47 (19.7)	4 (6.1)	51 (16.7)
計	239 (100.0)	66 (100.0)	305 (100.0)

<表 15- (5) -3. 相談支援機関地域別支援件数>

単位：件

地域	延数			計
	電話等	訪問	()	
豊能	23	4	(1)	27
三島	23	9	(1)	32
北河内	31	5	(1)	36
中河内	0	0	(0)	0
南河内	34	21	(2)	55
泉州	53	10	(6)	63
高槻市	16	3	(0)	19
東大阪市	5	2	(1)	7
豊中市	8	5	(1)	13
枚方市	2	0	(0)	2
八尾市	5	0	(0)	5
寝屋川市	0	0	(0)	0
吹田市	5	0	(0)	5
大阪市	26	5	(1)	31
堺市	0	0	(0)	0
府全域	6	2	(1)	8
他府県	2	0	(0)	2
計	239	66	(15)	305

※ () 内は市町村等関係機関職員への講師派遣再掲

<表 15- (5) -4. 相談支援機関コンサルテーション事例延数>

単位：件

	電話等	訪問	計
事例延数	45	74	119

<表 15- (5) -5. ひきこもり専門電話相談者別延数>

単位：件 (%)

	男	女	不明	計
本人	75	81	0	156 (34.6)
親	29	174	0	203 (45.0)
きょうだい	11	38	0	49 (10.9)
その他	10	14	0	24 (5.3)
不明	7	10	2	19 (4.2)
計	132	317	2	451 (100.0)

<表 15- (5) -6. ひきこもり専門電話相談対象者年齢別延数>

単位：件 (%)

性別 年齢	男	女	不明	計
0～19歳	67	19	1	87 (19.3)
20～39歳	109	37	0	146 (32.4)
40～64歳	68	47	0	115 (25.5)
65歳以上	0	0	0	0 (0.0)
不明	44	34	25	103 (22.8)
計	288	137	26	451 (100.0)

<表 1- (5) -7. ひきこもり専門電話相談者居住地域別延数>

単位：件 (%)

居住地	男	女	不明	計
政令指定都市・中核市を除く府内	43	87	0	130 (28.8)
東大阪市	18	12	0	30 (6.6)
高槻市	4	51	0	55 (12.2)
豊中市	1	28	0	29 (6.4)
枚方市	7	7	0	14 (3.1)
八尾市	2	15	0	17 (3.8)
寝屋川市	0	8	0	8 (1.8)
吹田市	3	9	0	12 (2.7)
大阪市	20	30	0	50 (11.1)
堺市	3	5	0	8 (1.8)
他府県	9	10	0	19 (4.2)
不明	22	55	2	79 (17.5)
計	132	317	2	451 (100.0)

<表 15- (5) -8. ひきこもり専門電話相談内容別数>

単位：件

相談内容	件数
受診・治療について	21
日常生活の困りごとについて	19
人間関係について	6
社会復帰について	10
暴力への対応について	1
本人への対応の仕方について	138
訪問について	1
相談機関・支援団体等の情報提供について	80
話を聞いてほしい	124
その他	51
計	451

<表 15- (5) -9. ひきこもり専門電話相談対応内容別数>

単位：件

対応内容	件数	
傾聴	103	
問題対処に関する助言	109	
機関紹介	保健所	45
	生活困窮者自立相支援機関相談	13
	ひきこもり支援団体	34
	市町村他部署	5
	他府県等ひきこもり地域支援センター	60
	若者サポートステーション	3
	社会福祉協議会	24
	地域包括支援センター	0
	教育機関	5
	医療機関	1
その他の相談機関	20	
その他	29	
計	451	

16. こころのケア

概要

新型コロナウイルス感染症の流行に伴うこころのケアに対応するため、府民、医療従事者及び支援者とその家族、宿泊療養・自宅療養者等に対して、①刊行物・ホームページによる情報提供・普及啓発、②電話相談窓口の開設、③リスティング広告を活用した電話相談の啓発、④府民のストレスに関する調査、⑤医療従事者のメンタルヘルスチェックやメンタルヘルスケアの取組み、⑥支援者のメンタルヘルスに関する研修等を実施した。

令和3年12月17日に、大阪市北区で発生したビル火災に伴うこころのケアに対応するため、①ホームページによる情報提供・普及啓発、②電話相談窓口の開設等を実施した。

(1) 新型コロナウイルス感染症流行時のこころのケア

1) 府民向け

①刊行物・ホームページによる情報提供・普及啓発

府民向けのこころのケアに関する情報提供・普及啓発は、以下の表のとおりである。

＜表 16- (1) -1. 刊行物・ホームページによる情報提供・普及啓発＞

名 称	内 容	発行・掲載月
チラシ「新型コロナウイルスの感染拡大で不安などを感じておられる方へ」	新型コロナウイルス感染症に関するメンタルヘルスについての情報提供	初版：4月 最新：10月
ホームページ（こころのオアシス） 「新型コロナウイルス感染症に関するこころのケアについて」	新型コロナウイルス感染症に関するこころのケアに関する情報提供	開設：R2.2月 最新：R3.2月
「新型コロナこころのフリーダイヤル」及び「大阪府こころのほっとライン～新型コロナ専用～」周知カード	「新型コロナこころのフリーダイヤル」及び「大阪府こころのほっとライン～新型コロナ専用～」の周知	初版：9月 配布数：61,450

②電話相談「新型コロナこころのフリーダイヤル」の開設

令和2年10月1日にフリーダイヤルでの電話相談窓口「新型コロナこころのフリーダイヤル」を開設し、令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による不安やストレスなど、こころの健康に関する相談に対応した。

○電話番号：0120-017-556（まるいなこころ）

○日時：9時30分から17時まで（土曜日・日曜日・祝日・年末年始も実施）

○実績：令和3年度の相談件数は6,254件

＜表 16- (1) -2. 新型コロナこころのフリーダイヤル＞

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	449	533	565	534	606	574	444	445	507	560	533	504	6,254

○相談内容：感染や病状に関する不安、制度やワクチン、感染後の対応等のコロナに関連する質問、コロナ禍での孤独や経済状況・人間関係の悪化、政治や社会への不安・不満などに関する相談

③リスティング広告を活用した電話相談の啓発

新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響が拡大している状況を踏まえ、失業や休業等による自殺を未然に防止するため、インターネット広告を活用し、相談窓口を周知した。

○対象：大阪府全域の全世代の府民

○広告配信期間：令和3年12月1日～令和4年1月31日

○結果：インターネット広告の表示回数 42,244,144回

クリック数 34,931回

2) 医療従事者及び支援者等支援者向け

①刊行物・ホームページによる情報提供・普及啓発

医療従事者及び支援者、その家族向けのこころのケアに関する情報提供・普及啓発は、以下の表のとおりである。

＜表 16- (1) -2. 刊行物・ホームページによる情報提供・普及啓発＞

名称	内容	発行・掲載月
チラシ「新型コロナウイルス感染症への対応にあたる医療従事者及び支援者の皆さま」	新型コロナウイルス感染症への対応にあたる医療従事者及び支援者向けに新型コロナウイルス感染症に関するメンタルヘルスについての情報提供、こころのホットラインの案内	初版：4月 最新：8月
チラシ「新型コロナウイルス感染症の対応にあたる医療従事者及び支援者のご家族の皆さまへ」	新型コロナウイルス感染症の対応にあたる医療従事者及び支援者の家族向けに新型コロナウイルス感染症に関するメンタルヘルスについての情報提供、こころのホットラインの案内	初版・最新：10月
チラシ「メンタルヘルスのためのセルフケア」「疲れていませんか？」	メンタルヘルスチェック、こころのホットラインの紹介、メンタルヘルスのためのセルフケアについての情報提供	初版・最新：2月
ホームページ（こころのオアシス） 「新型コロナウイルス感染症に関するこころのケアについて」	新型コロナウイルス感染症に関するこころのケアについての情報提供	開設：R2.2月 最新：R3.2月
「新型コロナこころのフリーダイヤル」及び「大阪府こころのほっとライン～新型コロナ専用～」周知カード	「新型コロナこころのフリーダイヤル」及び「大阪府こころのほっとライン～新型コロナ専用～」の周知	初版：9月 配布数：35,000

②電話相談「こころのホットライン」

令和2年4月20日に「こころのホットライン」を開設し、9月1日より、宿泊療養者・自宅療養者・入院者等対象と併せて一本化し、令和3年度も引き続き、医療従事者・支援者とその家族等を対象に、電話による相談に対応した。

- 対象：医療従事者・支援者・その家族
- 日時：平日9時30分から17時まで（令和2年のゴールデンウィークのみ連休中の対応を実施）
- 実績：令和3年度の相談件数は17件

＜表 17- (2) -2. 「こころのホットライン」 医療従事者・支援者等＞

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	5	5	1	1	1	2	0	0	0	1	1	0	17

- 相談内容：感染に関する不安・心配、職場環境、業務量・業務内容、職場復帰などに関する相談

3) 医療従事者のメンタルヘルスチェック

新型コロナウイルス感染症への対応等をしている医療従事者等のメンタルヘルスの悪化の防止と、職場におけるメンタルヘルスケアへの支援に加え、今後のメンタルヘルスに関する施策に役立てることを目的に実施を希望した医療機関への協力を行った。

- 対象：大阪府内で実施の希望のあった医療機関に勤務する職員
- 期間：令和3年7月1日～8月2日
- 方法：オンラインによる無記名式
- 内容：①メンタルヘルスセルフチェックに関すること
②メンタルヘルスに関する認識や職場におけるメンタルヘルスケアに関すること
③対象者の背景情報

4) 医療従事者へのメンタルヘルスケアの取組み

大阪府看護協会が実施する「新型コロナウイルス感染症対応の看護職に対するメンタルサポート」への協力

大阪府看護協会が、新型コロナウイルス感染症に関する業務に従事する看護職対象に開設したメンタルサポート専用の相談窓口で受けた相談の内容により、依頼を受けて当センターの医師が相談に応じる（令和3年度は実績なし）。

5) 宿泊・自宅療養者向け

①刊行物による情報提供・普及啓発

新型コロナウイルス感染症の宿泊療養者・自宅療養者等向けにこころのケアに関する情報提供・普及啓発は以下のとおりである。

＜表 16- (3) -1. 刊行物による情報提供・普及啓発＞

名称	内容	発行月
チラシ・ポスター「新型コロナウイルス感染症により不安やストレスを感じている方のためのこころのホットライン」	新型コロナウイルス感染症により治療や宿泊療養・自宅療養となった方へのホットラインの紹介	初版：4月 最新：9月

②電話相談

「こころのホットライン」

令和2年4月20日から「こころのホットライン」を開設し、令和3年度に引き続き、宿泊療養者・自宅療養者等を対象に、電話による相談に対応した。

○対象：宿泊療養者・自宅療養者・入院者（療養後、退院後も含む）

（令和2年9月1日より、医療従事者・支援者・その家族等を対象者と併せて一本化で対応）

○日時：平日9時30分から17時まで（令和2年のゴールデンウィークのみ連休中の対応を実施）

○実績：令和3年度の相談件数は564件

＜表 16- (3) -2. こころのホットライン（宿泊療養者・自宅療養者等）＞

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	37	51	28	11	61	80	12	4	4	46	125	105	564

○相談内容：感染や病状・後遺症に関する不安・心配、療養環境、復帰（仕事や学校、日常生活）、経済問題、偏見・理解不足などに関する相談や、書類の書き方、提出先など事務的なことについての問合せ

6) 関係機関向けに支援者のメンタルヘルスに関する Web 研修

災害時等のメンタルヘルスについて理解を深め、COVID-19 流行下におけるストレスや支援者のメンタルヘルスについて学ぶことを目的として、Web で研修を実施した。

＜表 16- (4). 災害時等こころのケア研修＞

(再掲)

配信期間	内容	対象	参加者数
12月20日 (月)～ 1月21日 (金) (大阪府公式 YouTube 配信)	テーマ「災害や事件・事故など、危機的な状況を経験した人に接するとき、誰もが知っておきたいこと～COVID-19 流行下におけるストレスや支援者のメンタルヘルス～」 講義①「災害時等のメンタルヘルスについて」 当センター 事業推進課 西 則子 講義②「COVID-19 流行下におけるメンタルヘルスについて」 当センター 参事 平山 照美 講義③「支援者のメンタルヘルスについて」 当センター 参事 平山 照美	保健所職員、市町村の保健福祉・災害時等の対応に従事する職員、府内の精神科病院・精神科病床を有する病院・精神科診療所等の職員、相談支援事業所等の職員	①視聴回数：501回 ②視聴回数：387回 ③視聴回数：347回 受講確定者数：306 (うちコロナ受入病院勤務：102) アンケート提出数：188

(2) 大阪市北区のビル火災に関するこころのケア

1) ホームページによる情報提供・普及啓発

情報提供の内容は、以下のとおりである。

＜表 17- (1) -1. ホームページによる情報提供・普及啓発＞

名 称	内 容	発行・掲載月
ホームページ（こころのオアシス） 「大阪市北区の火災に関するこころのケアについて」	こころやからだに生じるさまざまな反応や、こころとからだの健康を保つためのヘルスケアについての周知	開設：R3.12月 最新：R4.1月
ホームページ（こころのオアシス） 「自立支援医療（精神通院）について」	自立支援医療（精神通院医療）に関するよくある質問、問合せ先について	開設：R3.12月
ホームページ（こころのオアシス） 「精神障害者保健福祉手帳の取り扱いについて」	精神障害者保健福祉手帳についてのよくある質問、問い合わせ先について	開設：R3.12月
ホームページ（こころのオアシス） 「火災の影響で医療機関をお探しの方へ」	医療機関検索システム等の利用紹介、大阪府発達障がい診断等にかかる医療機関ネットワーク登録医療機関について紹介	開設：R3.12月 最新：R4.1月
ホームページ（こころのオアシス） 「犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ」	被害にあわれた方やそのご家族の方への相談窓口、メンタルヘルスに関する情報提供	開設：R3.12月 最新：R4.1月

2) 電話相談「こころのホットライン」の開設

令和3年12月20日に電話相談窓口「こころのホットライン」を開設し、大阪市北区のビル火災の影響により、不安やストレスを感じている方、医療機関をお探しの方の相談に対応した。

○日時：9時30分から17時まで（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

○実績：相談件数は460件

＜表 17- (2) -1. こころのホットライン＞

月	12	1	2	3	計
件数	284	135	25	16	460

○相談内容：受診や治療等に関すること、転院先等について、保健福祉医療の制度やサービスに関すること、こころの健康に関すること

○期間：令和3年12月20日～令和4年3月31日で終了。

17. 会議出席・講師派遣・事業協力・国などの研修への参加

(1) 会議等出席

1) 障がい福祉関係

＜表 17- (1) -1. 障がい福祉関係の会議等出席＞

会 議 名		主 催
自立支援協議会 大阪府障がい者	障がい者自立支援協議会（書面送付のみ）	大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課
	発達障がい児者支援体制整備検討部会	大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課
	高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会	大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課
	地域移行推進部会精神障がい者地域移行推進ワーキンググループ	大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課
社会生活適応訓練事業推進委員会		大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課
障がい者相談支援アドバイザー連絡調整会議		大阪府障がい者自立相談支援センター
障がい者虐待防止・権利擁護研修		大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課
大阪府障がい者虐待対応ワーキング		大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課
大阪府発達障がい者支援センター連絡協議会		大阪府発達障がい者支援センター アクトおおさか

2) 精神保健福祉関係

＜表 17- (1) -2. 精神保健福祉関係の会議等出席＞

会 議 名	主 催
第 56 回全国精神保健福祉センター長会定期総会（Web 開催）	全国精神保健福祉センター長会
近畿ブロック精神保健福祉センター長会	近畿ブロック精神保健福祉センター長会
中部・近畿精神保健福祉センター長会（Web 開催）	中部・近畿精神保健福祉センター長会
全国精神医療審査会長・精神保健福祉センター所長会議	厚生労働省
東・北ブロック会議（Web 開催）・南ブロック会議	各ブロック担当保健所
富田林保健所精神保健医療在宅ネットワーク協議会	大阪府富田林保健所
大阪府泉佐野保健所精神保健福祉関係機関連絡会（書面開催）	大阪府泉佐野保健所
大阪府医療観察制度運営連絡協議会（書面開催）	大阪府保護観察所
第 3 回近畿ブロック心神喪失者等医療観察制度連絡協議会	近畿地方更生保護委員会
大阪府精神障害者家族会連合会 定期総会	大阪府精神障害者家族会連合会
精神保健医療連携推進会議	大阪府藤井寺保健所
大阪府精神科救急医療運営審議会	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課

3) 自殺対策関係

＜表 17- (3) -3. 自殺対策関係の会議等出席＞

会議名	主催
大阪府自殺対策審議会	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課
八尾市自殺対策計画審議会（書面開催）	八尾市
自殺対策圏域連携会議（書面開催）	大阪府和泉保健所
高槻市自殺対策連絡協議会	高槻市
池田保健所管内 自殺対策担当者情報交換会	大阪府池田保健所
大阪府妊産婦こころの相談センター運営委員会	大阪府妊産婦こころの相談センター
地域自殺対策推進センター近畿ブロック会議	自殺総合対策推進センター
地域自殺対策推進センター連絡会議	自殺総合対策推進センター
全国自殺対策主管課長会議	厚生労働省・自殺総合対策推進センター
自殺未遂者相談支援事業・事例検討会	大阪弁護士会
児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会	文部科学省

4) 依存症対策関係

＜表 17- (1) -4. 依存症対策関係の会議等出席＞

会議名	主催
大阪府麻薬覚せい剤等対策本部 乱用依存症者対策部会（書面開催）	大阪府健康医療部薬務課
大阪府麻薬覚せい剤等対策本部 啓発対策部会（書面開催）	大阪府健康医療部薬務課
多重債務者相談市町村担当者連絡会議	大阪府商工労働部中小企業支援室金融課
都道府県等依存症専門機関相談員等合同全国会議（WEB 会議）	依存症対策全国センター
ギャンプル等依存症対策研究会（Web 会議）	大阪府 IR 推進局

5) 災害時対応関係

＜表 1- (1) -5. 災害時対応関係の会議等出席＞

会議名	主催
豊中市メンタルヘルス対策推進会議ネットワーク会議 専門部会IV「災害時等こころのケア体制づくり」第1回会議（書面開催）	豊中市メンタルヘルス対策推進会議事務局

6) その他

＜表 1- (1) -6. その他関係会議の出席＞

会議名	主催
大阪府「女性に対する暴力」対策会議実務者会議（Web 開催）	大阪府府民文化部男女参画・府民協働課
大阪府被害者支援会議「第23回代表者会議」（書面開催）	大阪府被害者支援会議事務局
大阪府被害者支援会議「第27回実務担当者会議」（書面開催）	大阪府被害者支援会議事務局
大阪府子ども・若者支援地域協議会	大阪府青少年・地域安全室青少年課

(2) 講師派遣

1) 精神保健福祉関連

＜表 17- (2) -1. 精神保健福祉関連の講師派遣＞

研修会名	講義テーマ	主催
福祉専門職新規採用職員研修	こころの健康総合センターの業務概要について・保健所の業務概要について	大阪府福祉部福祉総務課
福祉専門職研修	精神障がい者の理解	大阪府福祉部福祉総務課
グループホーム世話人等研修（オンライン）	精神障がい者について	大阪府障がい者自立相談支援センター
学校教育相談課題別研修	精神疾患の理解と対応	大阪府教育センター
障がい支援区分認定調査員研修（オンライン）	障がいの特性（精神障がい）	大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課
措置入院者の退院後支援に関する説明会	措置入院者の退院後支援に関する説明	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課
日常生活自立支援事業新任者研修会（オンライン）	精神障がい者の理解	大阪府社会福祉協議会
障がい者ホームヘルパー知識習得研修（オンライン）	精神障がい者に関する基礎知識	社会福祉法人大阪障害者自立支援協会
相談支援従事者専門コース別研修（地域移行・地域定着コース）（オンライン）	精神障がい者についての基本的な理解と支援	大阪府障がい者自立相談支援センター

2) 自殺対策関連

＜表 17- (2) -2. 自殺対策関連の講師派遣＞

研修会名	講義テーマ	主催
令和3年度 第2回 人権擁護士連絡会議スキルアップ講座	自殺対策 ①「大阪府版ゲートキーパー養成研修」 ②ワーク「シナリオロールプレイ」	大阪府府民文化部人権局人権擁護課
介護予防ケアマネジメント担当者研修	高齢者の自殺予防のために	大阪府福祉部高齢介護室介護支援課
地域包括ケアシステム充実強化研修	高齢者の自殺を防ぐために ～ゲートキーパー研修～	大阪府福祉部高齢介護室介護支援課
若年層向け SNS 相談「心のホットライン」事業説明及び令和3年度報告会	大阪府のゲートキーパー養成研修と SOS の出し方教育について	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課

3) 依存症関連

＜表 17- (2) -3. 依存症関連研修の講師派遣＞

研修会名	講義テーマ	主催
吹田市社会福祉協議会職員研修	ギャンブル等依存症の理解と依存症相談の受け方について	吹田市社会福祉協議会
覚醒剤等薬物乱用者対策保護司会	依存症の方への支援のポイントについて	大阪保護観察所
大阪府薬物乱用防止指導員研修（オンライン）	薬物依存症の相談窓口について	大阪府健康医療部生活衛生室薬務課
薬物乱用防止教室	薬物依存症について知ろう	和泉市立幸小学校

4) メンタルヘルス関連

＜表 17- (2) -5. メンタルヘルス関連の講師派遣＞

研修会名	講義テーマ	主 催
グループホーム世話人等研修	支援者のストレスケアについて	大阪府障がい者自立相談支援センター
大阪府生活困窮者自立支援制度従事者研修 (オンライン)	支援者のストレスケアについて	大阪府福祉部地域福祉推進室 地域福祉課

5) ひきこもり関連

＜表 17- (2) -6. ひきこもり関連の講師派遣＞

研修会名	講義テーマ	主 催
令和3年度能勢町ひきこもり支援者向け勉強会	はじめてのひきこもり支援	能勢町福祉部福祉課
訪問看護ステーションころみ勉強会	ひきこもり支援の基礎知識	株式会社メンタル救世主 訪問看護ステーションころみ豊中
関西広域避難者支援センターらいふく ひきこもり勉強会	ひきこもりの状態にある方の支援について	関西広域避難者支援センターらいふく 茨木事務所
大東市中老年ひきこもり支援事業に係る研修会	ひきこもり支援の基礎知識	大東市福祉・子ども部福祉政策課
東大阪市ひきこもり支援者研修	ひきこもり支援～顔の見える協働～	社会福祉法人つむぎ福祉会 くるみ東大阪
第32回おたがいさんのまちづくりセミナー	ひきこもり状態にある方の支援について～コロナ禍における8050問題～	松原市社会福祉協議会
河内長野市介護支援専門員向け研修会	「8050問題」～世帯支援の方法を学び、ケアマネージャーとしての役割や連携を考える～	河内長野市地域包括支援センター
こども夢教室 ひきこもり研修	ひきこもりの基礎知識	高石市こども夢教室
和泉市ひきこもり支援に係る研修会	はじめてのひきこもり支援① はじめてのひきこもり支援②	和泉市市民生活部くらしサポート課
令和3年度岸和田市社会福祉協議会セミナー研修	ひきこもりへの理解と関わり方	岸和田市社会福祉協議会
令和3年度ひきこもり支援者講座	ひきこもり支援の基礎や対応	泉佐野市基幹包括支援センターいずみさの
令和3年度ひきこもり等青少年の支援に関する研修	ひきこもりの支援について	泉佐野市民生委員児童委員協議会
令和3年度大阪府ひきこもり支援に携わる人材の養成研修	ひきこもりの正しい理解・当事者との関わり方について	特定非営利活動法人 青少年自立支援施設 淡路プラッツ
令和3年度大阪府生活困窮者自立支援制度人材育成研修	ひきこもりの状態にある方への支援について	大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課

(3) 事業協力

<表 17- (3) -1. 事業協力>

事業名	日時	内容
大阪府立成美高校「課題研究」への協力	11月9日(月) 15時～16時20分	総合学科の中心科目である「課題研究」授業の中で、実際にフィールドに出るの研究について協力。テーマは「薬物依存症について」「スマホ依存症について」であり、当センター職員が高校生からのヒアリングに対応した。

(4) 国などの研修への参加 (以下、すべてオンライン研修)

<表 17- (4) -1. 国などの研修参加>

研修名	日程
依存症対策全国センター・久里浜医療センター 薬物依存症	7月20日・21日
厚生労働省「こころの健康づくり対策事業」国立研究開発法人 国立国際医療研究センター国府台病院 思春期精神保健対策・医療従事者専門研修	8月18日・19日 10月18日・19日
兵庫県こころのケアセンター「悲嘆の理解と遺族への支援」	8月25日・26日
兵庫県こころのケアセンター「被災者や被害者をささえるために—サイコロジカルファーストエイドを学ぶ—」	9月7日・8日
依存症対策全国センター・久里浜医療センター ギャンブル等依存症	9月16日・17日 1月6日・7日
兵庫県こころのケアセンター「関りの中のトラウマインフォームド・ケア」	10月14日
国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 PTSD 通常コース	10月29日 11月19日
国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 認知行動療法の手法を活用した薬物依存症に対する集団療法研修	11月15日・16日
令和3年度こころの健康づくり対策事業 心のケア相談研修	11月16日
厚生労働省「こころの健康づくり対策事業」国立研究開発法人 国立国際医療研究センター国府台病院 ひきこもり対策研修	11月25日・26日 1月31日・2月1日
複雑性悲嘆に対する認知行動療法 (CGT) に関する臨床研究	11月27日
依存症対策全国センター・久里浜医療センター ゲーム・インターネット依存症	12月2日・3日
国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 PTSD 専門コース	1月13日・14日
アルコール・薬物関連問題研修 (依存症に対する集団療法研修)	1月18日～20日
兵庫県こころのケアセンター PTSD の構造化面接	1月22日・29日
兵庫県こころのケアセンター 子ども達のいじめのケア	2月3日
国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 PTSD 犯罪・被害者支援コース	2月9日・10日
思春期精神保健研修事業「ひきこもり対策研修」(オンライン)	11月25日・26日・1月31日・2月1日
地域保健総合推進事業「ひきこもり相談支援の実践研修会」(オンライン)	10月18日・11月29日

紀要

大阪府こころの健康総合センターにおける クリニック放火事件への対応（報告）

平山照美*1 岡信浩*2 南由美*1 松川祥恵*1 原るみ子*1 籠本孝雄*1

要約

令和3(2021)年12月17日、大阪市北区の心療内科クリニックで放火による火災が発生し、クリニックの通院患者とスタッフなど27人が亡くなった。大阪府こころの健康総合センターでは、被害状況等の情報収集、通院患者の治療継続に関する支援、被災者とその家族、事件に衝撃を受けた住民へのこころのケアなど、関係団体と連携しながら対応を行った。ホームページにおいて、こころのケアや転院に関する情報などを提供するとともに、専用の電話相談窓口として「こころのホットライン」を設置した。常設の電話相談窓口や「こころのホットライン」を含めて460件の相談があった。相談者の76.3%が被害を受けたクリニックの通院患者で、受療・治療等に関する相談が65.9%、そのうち56.3%が転院先の情報を求めるものであった。支援内容は、医療機関を紹介したものが55.9%で最も多く、次いで傾聴が20.9%、制度・サービスに関する助言が10.9%であった。精神保健福祉問題の領域別にみると、「発達障がい」が30.2%であった。今回の対応では、転院に向けての段取りや見通しに役立つ具体的な情報が特に有用であった。災害や事件が発生した際の支援においては、その時々被災者(被害者)の背景やニーズを見極め、必要に応じて柔軟に対応していくことが重要である。

はじめに

令和3(2021)年12月17日(金)午前10時20分頃、大阪市北区の心療内科クリニックで火災が発生し、通院患者とスタッフなど27名が亡くなった。クリニックの院長も亡くなり、通院していた患者は転院を余儀なくされた。通院患者による放火とされ、連日のように事件に関して様々な情報が報じられ、多くの人に多大な衝撃を与えた。

当センターでは災害等への対策として、平時にはDPAT(Disaster Psychiatric Assistance Team:災害派遣精神チーム)の養成や「災害時等こころのケア」に関する研修などの人材養成やマニュアル等の整備、災害訓練企画への協力や参加などを行い、災害等が発生した

*1 大阪府こころの健康総合センター

*2 大阪府茨木保健所

Response to arson incident at psychiatric clinics at the Mental Health and Welfare Center. By Terumi Hirayama, Rumiko Hara, Sachie Matsukawa, Nobuhiro Oka, Yumi Minami, Takao Kagomoto

際にはこころのケアに関する相談窓口の設置や、関係機関などの人材養成及びマニュアル等の整備、災害訓練等の支援者への支援などを実施することとなっている。

精神疾患の医療の場における今回の事件に対し、通院患者の治療継続に関する支援や、被災者とその家族、事件の衝撃に影響を受けた住民へのこころのケアなど、関係団体と連携しながら対応を行った。ここでは、事件の起きた令和3年12月17日から令和4年3月末までの当センターにおける取組と実績について報告する。

1. 当センターにおける対応

(1) 初動対応

テレビやネットニュース等で、被害を受けたのが心療内科のクリニックであること、事件当時、外来診療やリワークプログラムを実施していたこと、複数の通院患者やスタッフが被害を受け、多くは心肺停止状態で救急搬送後に死亡が確認されていることなどが次々と報じられた。被害の状況が伝えられるにつれ、被害を受けた診療所での診療継続が難しいことも予想された。

通院患者の医療の継続や、被災者とその家族へのこころのケア、事件に衝撃を受けた住民へのこころのケアなどのニーズの可能性が想定され、状況を把握するた

めに情報を収集するとともに、関係機関への連絡調整を行った。

事務所内には、ホワイトボードを設置し、ライティングシートを用いてクロノロを作成するとともに、ホワイトボード上で収集した情報の集約を始めた。初動は、DPAT担当者及びDPAT統括者を中心に情報収集等を行った。

DPAT インストラクターを通して、DMAT (Disaster Medical Assistance Team: 災害派遣医療チーム)の火災現場への出動について情報提供があり、DMAT を所管する大阪府健康医療部保健医療室医療対策課とも情報共有し、大阪府保健医療調整本部は設置されていないことを確認し、DMAT は撤収したとの情報も得た。

また、クリニックの所在地が政令市である大阪市内にあったため、大阪府健康医療部保健医療室地域保健課(以下「地域保健課」という。)を通して、大阪市こころの健康センターと、通院している患者の診療継続のための対応の必要性などについて共有した。

得られた情報等より、所内で検討し、以下のとおり、活動方針を決定した。

①通院患者への対応

通院患者の医療継続について、関係機関と調整するとともに、ホームページで情報を提供する。

②「こころのケア」に関する情報提供

被害者とその家族、事件に衝撃を受けた住民を対象として、ホームページで「こころのケア」に関する情報を提供する。

③相談窓口の設置

20日(月曜日)に専用相談電話「こころのホットライン」を設置し、これを周知する。

④DPAT の運用について

DPAT 調整本部の設置及び DPAT 派遣依頼はしない。

(2) 通院患者への対応

①通院患者の概数について

影響を受けるであろう通院患者の概数を把握するため、自立支援医療(精神通院)(以下「自立支援医療」という。)において、このクリニックを登録している患者の数を確認することとした。このクリニックが、アクセスの良い繁華街の一角にあり、夜遅くまで診療していることなどから、近隣府県から通院している患者も少なからず存在するのではないかと考え、近隣府県及び政令市にも、このクリニックを登録している患者の数について照会を

行った。通院患者の全てが自立支援医療を利用しているわけではないが、少なくとも800人以上の患者への影響があると推測した(表1)。

さらに、精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)及び自立支援医療の診断書判定業務等を通じ、被害を受けたクリニックの院長が松原市内のクリニックでも外来診療をしていたことを把握していたため、同市を所管する大阪府藤井寺保健所とも情報を共有した。松原市の診療所を指定医療機関としている患者の概数については、大阪府、大阪市、堺市あわせて265人であることを確認した(表2)。

表1 自立支援医療(Aクリニック)

Aクリニック			計
大阪府	大阪府	259人	602人
	大阪市	329人	
	堺市	14人	
他府県(※)			約200人
合計			約800人

※京都府、京都市、兵庫県、奈良県、滋賀県等

表2 自立支援医療(Bクリニック)

Bクリニック			
大阪府	大阪府	224人	265人
	大阪市	25人	
	堺市	16人	

②関係機関との連絡調整

大阪市こころの健康センターから(公益社団)大阪精神科診療所協会に、地域保健課から(一般社団)大阪精神科病院協会に、患者の受け入れ等の対応の依頼及び臨時的な受診の際の自立支援医療の取り扱いについて情報提供を行っている旨の情報を得た。

事件当日は金曜日であったため、夜間・休日の対応について、地域保健課からおおさか精神科救急ダイヤル(府民対象の夜間・休日に精神科救急医療機関の利用を案内する窓口)に情報を共有するとともに、精神科救急医療情報センター(警察・消防隊・おおさか精神科救急ダイヤルからの依頼で夜間・休日に当番救急病院への受診、入院受入の調整を行う窓口)にも情報を共有した。

③転院先の医療機関の情報について

通院患者の転院先については、患者自身あるいはその家族や支援者で探すことが可能な場合には、医療機関の検索システムなどを案内し、診療内容等はそれぞれのニーズに応じて直接医療機関に確認してもらうこととした。

このクリニックでは発達障がいの診断を受けている成人の患者が多いことを手帳の診断書の判定業務等で把握していたことや、リワークプログラムを実施していたとの情報などから、それらに対応できる医療機関の情報が必要と考えた。このため、大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課の「大阪府発達障がいの診断等にかかる医療機関ネットワーク登録医療機関」、大阪産業保健総合支援センターの「職場復帰支援(リワーク支援)施設一覧」をホームページに掲載できるよう調整を行った。また、メチルフェニデートなど登録が必要な薬を処方されている患者がいることが想定されたため、その対応についても調整を行った。

④自立支援医療

本来、医療機関を変更する場合には事前に医療機関の変更届を提出する必要があるが、政令指定都市である大阪市、堺市とも調整し、被害を受けたクリニックの通院患者が、緊急措置として他の指定医療機関を受診する際に自立支援医療が適用されることや、変更日を遡及可能とすること、受給者証の再発行に関する取り扱いなど、患者の不利益にならないよう対応することとした。

また、継続申請のための診断書作成が間に合わないことも想定されたため、火災による遅延である旨を添付することにより有効期間中に作成されたものとみなすこととした。さらに、これらの緊急的対応等についてQ&Aを作成し、申請の窓口である市町村にも周知した。

また、大阪府、大阪市及び堺市を代表して大阪市から大阪府医師会にも本件の取り扱いについて情報提供

し、周知いただいた。

⑤手帳

手帳の有効期限は2年で、更新する場合には手続きが必要であり、障害年金証書等もしくは医師の診断書で市町村の窓口で申請する。大阪府では手帳の交付事務を市町村に権限委譲しているが、一部の市町では権限移譲せず当センターで交付事務を行っている。

当センターで交付した手帳について、火災の影響により更新のための診断書の作成が手帳の有効期限を超過する場合の対応や、新たな通院先等で前回診断書の写しが欲しいと言われた場合には個人情報開示請求で交付することについて当センターHPに掲載した。また、権限移譲している市町村に居住している患者については市の障がい福祉担当主管課(東大阪市は保健センター)に相談するようHPに掲載し、上記対応について市町村にも情報提供した。

(2)情報提供

当センターのホームページ(以下「HP」という)「こころのオアシス」に、「大阪市北区の火災に関するこころのケアについて」とのページを作成し、トップページのバナーから接続できるようにした。また、大阪府の公式HPのトップページからもリンクするようにした。

HPの内容は、「こころとからだをケアするために」「火災の影響で医療機関をお探しの方へ」「自立支援医療(精神通院)等について」「精神障がい者保健福祉手帳について」「電話相談こころのホットラインについて」「こころの健康に関する相談窓口について」「被害にあわれた方やその家族の方へ」である(図1)。

さらに、専用相談窓口の設置については地域保健課から報道提供され、大阪府の公式ツイッター及びフェイスブックでも周知された。

図1 ホームページによる情報提供

こころとからだをケアするために

令和3年12月17日に、大阪市北区のビル火災がありました。
このような大きなできごとがあると、被害に遭われた方や、その家族など身近な方、
ニュースを見聞きした方など、様々な人がショックを受けたり、動揺したり、不安を感じたりすることがあります。

ひどいショックを受けると、こころとからだにいろいろな反応が起こることがあります。

それは誰にでも起こりうることで、特別なことではありません。

また、反応のあらわれ方や反応がおさまるまでの期間は、人によって異なります。
多くの場合は、時間とともに徐々におさまっていきます。

こころとからだのケアをするためにできること

- ・睡眠や食事を規則正しくとるようにしましょう。
- ・カフェインやアルコールをとりすぎないようにしましょう。
- ・運動したり、リラックスできるような方法を試してみましょう。
- ・つらい気持ちや心配な気持ちは一人で抱えなくて、信頼できる人に話してみましょう。
- ・できごとに関連したニュースや映像などを繰り返し見ることは避けましょう。

もし、反応が長く続いたり、強すぎて辛い場合は、専門の相談機関や医療機関に相談しましょう。

[こころのケアについてのページはこちら](#)

火災の影響で医療機関をお探しの方へ

受診先をお探しの場合は、以下の検索システム等を利用できます。

- [精神科医療機関情報](#) (大阪府こころの健康総合センター)
- [大阪府医療機関情報システム](#) (大阪府健康医療部保健医療企画課)
- 大阪府発達障がい診断等にかかる医療機関ネットワーク登録医療機関 (大阪府福祉部障がい福祉室 地域生活支援課)

[大阪府発達障がい診断等にかかる医療機関ネットワーク登録医療機関 \[Excelファイル/101KB\]](#)
[大阪府発達障がい診断等にかかる医療機関ネットワーク登録医療機関 \[PDFファイル/517KB\]](#)

- [職場復帰支援 \(リワーク支援\) 施設一覧\(外部サイト\)](#) (大阪産業保健総合支援センター)

自立支援医療(精神通院)について

- 自立支援医療(精神通院)について

[「12月17日に発生した西梅田こころとからだのクリニックでの火災に関する自立支援医療の取り扱い」](#)
をご参照ください。

問合せ先：大阪府こころの健康総合センター自立支援医療担当 Tel：06-6691-3749
(対象：大阪市・堺市を除く大阪府にお住まいの方)

※ 大阪市にお住まいの方は、[大阪市こころの健康センター\(外部サイト\)](#) Tel：06-6922-8520 へお問い合わせ
ください。

堺市にお住まいの方は、[堺市精神保健課\(外部サイト\)](#) Tel：072-228-7062 へお問い合わせください。

精神障がい者保健福祉手帳等について

- 精神障がい者保健福祉手帳について

[「12月17日発生のクリニック火災にかかる精神障害者保健福祉手帳の取り扱い」](#)をご参照ください。

問合せ先：大阪府こころの健康総合センター精神手帳担当 Tel：06-6691-2823 (対象：大阪市・堺市を除く大阪府にお住まいの方)

※ 大阪市にお住まいの方は、[大阪市こころの健康センター\(外部サイト\)](#) Tel：06-6922-8520 へお問い合わせください。

堺市にお住まいの方は、[堺市精神保健課\(外部サイト\)](#) Tel：072-228-7062 へお問い合わせください。

- 障害年金について ⇒ [日本年金機構 全国の相談・手続き窓口\(外部サイト\)](#)へお問い合わせください。

電話相談「こころのホットライン」

大阪市北区のビル火災の影響により、不安やストレスを感じている方のために、専用の電話相談の窓口を設置しましたので、心配な方はご利用ください。

【電話番号】 [06-6697-0877](tel:06-6697-0877) (直通)

【対象】 西梅田ところとからだのクリニックの患者様(各種手続きについては「[西梅田ところとからだのクリニックの患者様へ](#)」もご参照ください)
被害に遭われた方や、その家族など身近な方
ニュースを見聞きして、ショックを受けたり、動揺したり、不安を感じている方

午前9時30分から午後5時まで ※土・日・祝日を除く

- ・秘密は厳守します。安心してご相談ください。
- ・相談が集中し、つながりにくい場合は、以下の相談電話におかけください。

【電話番号】 [0570-064-556](tel:0570-064-556) (こころの健康相談統一ダイヤル)

【電話番号】 [06-6607-8814](tel:06-6607-8814) (こころの電話相談)

*メールによる相談・お問合せはお受けしていません。

こころの健康に関する相談窓口

【電話番号】 [0570-064-556](tel:0570-064-556) (こころの健康相談統一ダイヤル)

- ・大阪府在住の方：平日（祝日・年末年始を除く）／ 午前9時30分から午後5時
- ・大阪府内中核市（東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市）の保健所（東大阪府は各保健センター）でも受け付けています。
- ・堺市在住の方：平日（祝日・年末年始を除く）／ 午前9時から午後0時、午後0時45分から午後5時

※午後6時30分から午後10時30分（受付は午後10時）にも、民間団体による相談対応を行っています。

※一部のIP電話等からは接続できません。

※お住まいの地域や発信される場所によっては、他府県につながる場合があります。その場合は、下記の「こころの電話相談」をご利用ください。

＜大阪府（大阪市・堺市を除く）＞ [06-6607-8814](tel:06-6607-8814) (こころの電話相談)

受付：平日（祝日・年末年始を除く）／ 午前9時30分から午後5時

＜大阪市＞ [06-6923-0936](tel:06-6923-0936) (こころの悩み電話相談)

受付：平日（祝日・年末年始を除く）／ 午前9時30分から午後5時

＜堺市＞ [072-243-550](tel:072-243-550) (こころの電話相談)

受付：平日（祝日・年末年始を除く）／ 午前9時から午後0時、午後0時45分から午後5時

*メールによる相談・お問合せはお受けしていません。

こころの健康に関する相談は、大阪府の保健所、大阪市各区保健福祉センター、堺市各区保健センター及び府内中核市（東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市）の保健所（東大阪府は各保健センター）でも受け付けています。

大阪府保健所、中核市保健所所在地一覧

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/hokensyo/syozaiichi.html>

大阪市各区役所・保健福祉センターの所在地・電話番号・アクセス

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000371237.html>

堺市各区保健センター連絡先

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/hokencenter/sagasu/shozaiichi.html>

被害にあわれた方やその家族の方へ

被害にあわれた方やそのご家族の方への相談窓口やメンタルヘルスに関する情報です。

- [犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ\(外部サイト\)](#)
- [被害者相談窓口](#) (大阪府政策企画部青少年・地域安全室治安対策課)
- 犯罪被害にあわれた方のお困りごとに対する連絡先・相談窓口について
[犯罪被害にあわれた方へ\(外部サイト\)](#) (大阪府警)

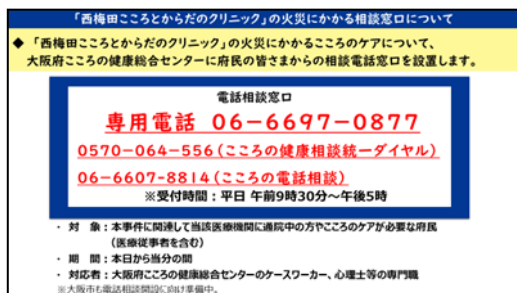
(3) 相談窓口(こころのホットライン)

12月20日(月)に、本事件に関連して当該医療機関に通院中の患者やこころのケアが必要な府民(医療従事者を含む)を対象に専用の電話相談窓口「こころのホットライン」を設置した。回線は、新型コロナウイルス感染症に関する「こころのホットライン」の相談件数が減少していたことから、これを転用することとした。こころのホットラインは当センター常勤のケースワーカー、心理士、精神科医等で対応することとした。また、1回線では十分対応できないことが予測されたため、「こころの健康相談統一ダイヤル」及び「こころの電話相談」でも、本事件に関連した相談に対応することとした。

電話相談窓口開設について大阪府知事による記者会見(図2)がテレビやネットのニュースで取り上げられたこともあって、架電が増え、つながりにくい状況になったことから、22日から「こころのホットライン」をもう1回線増やして地域保健課でも対応することとした。年末年始に向けて、閉庁日である25日(土)、29日(水・祝)にも臨時で対応することとした。この2日間については、当センターの1回線で対応し、当センターと地域保健課の常勤職員で対応した。年末年始をはきんで、令和4年1月4日(火)から2回線でホットラインを再開した。件数が減ってきたことから、1月11日(火)からは当センターの1回線で対応し、3月末でクリニック火災に関する専用の「こころのホットライン」は終了とした。相談件数や内容等については後述する。

相談にあたって、記録様式を統一するとともに、逐次情報を集計表に入力した。また、相談対応と同時に想定される相談内容について内部資料としてQ&Aを作成し、関係機関への照会や調整によりその都度情報を更新するとともに、日々相談内容の概要を振り返り、それもQ&Aに反映した。作成したQ&Aは地域保健課も含め、相談対応する職員で共有した。

図2 知事の記者会見のフリップ



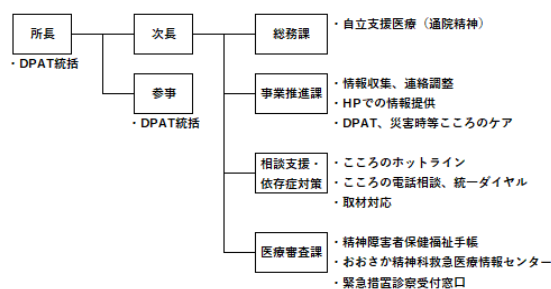
(4) 取材・照会対応

12月20日から3月16日までの間にテレビ局や新聞社など、あわせて約50件の取材に対応した。相談件数及びその内容、ホットラインで相談対応する様子、相談員へのインタビューなどが報じられた。

(5) 本件対応における当センターの体制

平時から災害時等こころのケア、DPAT、精神科医療機関情報、普及啓発等を担当する事業推進課では、情報収集や連絡調整、HP等での情報提供などを行った。平時には依存症及び自死遺族の専門相談や電話相談事業等を担当している相談支援・依存症対策課では、「こころのホットライン」をはじめとした相談対応や、ホットラインについての取材対応などを中心として、必要に応じて事業推進課とともに情報収集・連絡調整も行った。自立支援医療については総務課自立支援業務担当、精神障害者保健福祉手帳については医療審査課手帳業務担当でそれぞれ対応し、その他照会対応等も含め、全所的に対応を行った。

図3 体制



2. 相談の概況

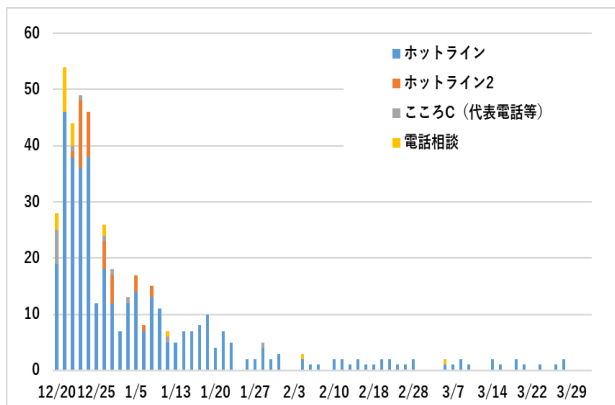
(1) 相談件数

12月20日(月)から3月31日(木)までの、土日祝日(12月25日、29日以外)を除く68日で、合計460件の相談があった。これは、当センター及び地域保健課に設置した「こころのホットライン」と、「こころの健康相談統一ダイヤル」及び「こころの電話相談」、さらに当センターの代表電話や相談支援・依存症対策課において、通院患者や府民からの相談対応を含めたものである(自立支援医療や精神障害者保健福祉手帳に関する照会等の件数は含まない)。

表3 相談件数

期間	ホット ライン	ホット ライン 2	代表 電話 等	電話 相談	合計
12/20~12/29	226	31	10	17	284
1/4~1/14	74	6	2	1	83
1/17~1/28	49	0	1	0	50
1/31~2/10	11	0	0	1	12
2/14~2/25	13	0	0	0	13
2/28~3/11	7	0	0	1	8
3/14~3/25	8	0	0	0	8
3/28~3/31	2	0	0	0	2
合計	390	37	13	20	460

図4 相談件数



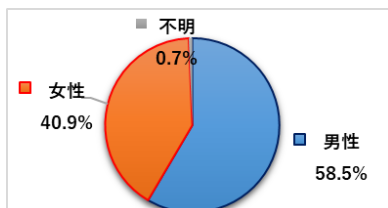
(2)相談者の性別

男性 269 件、女性 188 件、不明 3 件であった。

表4 性別

性別	件数	割合
男性	269	58.5%
女性	188	40.9%
不明	3	0.7%
合計	460	100.0%

図5 性別



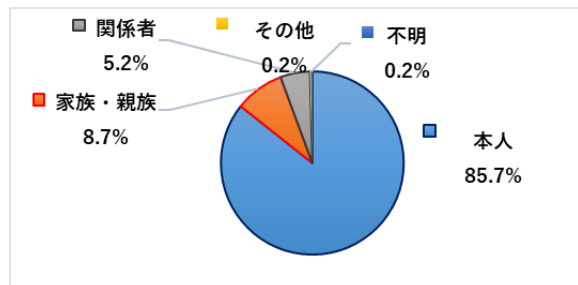
(3)相談者の続柄

相談者の続柄は、本人が 394 件 (85.7%) で最も多く、次いで家族・親族、関係者であった。

表5 続柄

続柄別	件数	割合
本人	394	85.7%
家族・親族	40	8.7%
関係者	24	5.2%
その他	1	0.2%
不明	1	0.2%
合計	460	100.0%

図6 続柄



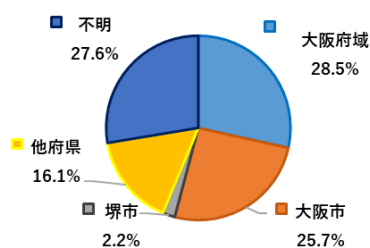
(4)居住地

居住地は政令市である大阪市・堺市以外の大阪府域が 131 件 (28.5%) で最も多く、次いで大阪市 118 件 (25.7%) であった。

表6 居住地

居住地	件数	割合
大阪府域	131	28.5%
大阪市	118	25.7%
堺市	10	2.2%
他府県	74	16.1%
不明	127	27.6%
合計	460	100.0%

図7 居住地



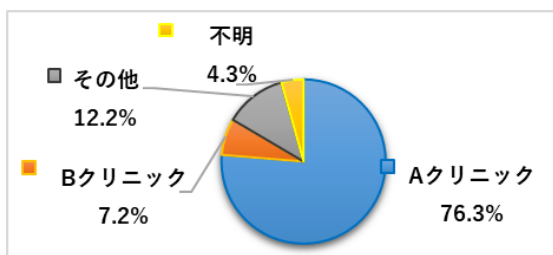
(4) 通院先

相談者の通院先は、被災した A クリニックが 351 件 (76.3%)、亡くなった医師が A クリニックの他に診療していた B クリニックが 33 件 (7.2%) であった。

表7 通院先

通院先	件数	割合
A クリニック	351	76.3%
B クリニック	33	7.2%
不明	20	4.3%
その他	56	12.2%
合計	460	100.0%

図8 通院先



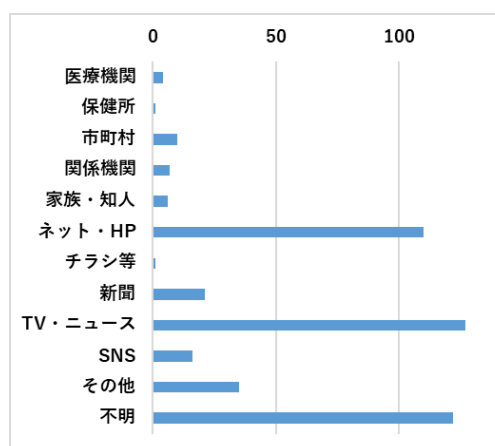
(5) 相談経路

相談経路は、TV・ニュースが 127 件 (27.6%) で最も多く、次いで不明 122 件 (26.5%)、ネット・HP が 110 件 (23.9%) であった。

表8 相談経路

経路	件数	割合
医療機関	4	0.9%
保健所	1	0.2%
市町村	10	2.2%
関係機関	7	1.5%
家族・知人	6	1.3%
ネット・HP	110	23.9%
チラシ等	1	0.2%
新聞	21	4.6%
TV・ニュース	127	27.6%
SNS	16	3.5%
その他	35	7.6%
不明	122	26.5%
合計	460	100.0%

図9 相談経路



(6) 相談内容

全相談 460 件のうち、受療・治療等に関する相談が、303 件 (65.9%) であり、そのうち 259 件 (56.3%) が転院先の情報を求めるものであった。また、自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳、障害年金等、制度やサービスに関わる相談が 68 件 (14.8%)、こころの健康に関する相談が 70 件 (15.2%) であった。

相談内容の内訳については、時間の経過によって大きな変化はみられなかった。

表9 相談内容(重複あり)

相談内容	件数	割合※
受診・治療等	303	65.9%
(内)		
転院先紹介	259	56.3%
療養生活	5	1.1%
社会復帰・リハビリ	4	0.9%
制度・サービス	68	14.8%
(内)		
自立支援医療	26	5.7%
手帳	20	4.3%
年金	32	7.0%
診断書	8	1.7%
対応の仕方	2	0.4%
こころの健康	70	15.2%
その他	45	9.8%
合計	497	

※相談総件数 460 件に対する割合

図10 相談内容

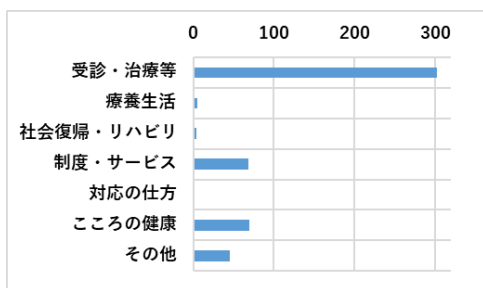
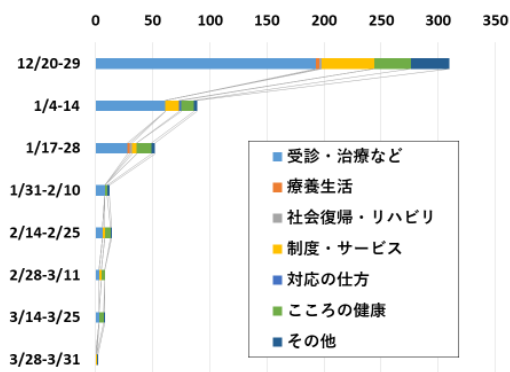


図11 相談内容の推移



(7) 支援内容

支援内容は、全相談 460 件のうち、医療機関を紹介したものが 257 件(55.9%)で最も多く、次いで傾聴 96 件(20.9%)、制度・サービスに関する助言 50 件(10.9%)

であった。

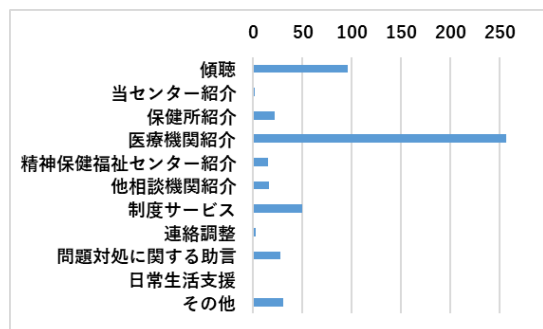
支援の際には、相談者に寄り添い、共感的に関わるとともに、不安等の訴えに対して、このような緊急事態に対する当然の反応であり、誰にでも起こり得ることであることや、報道などの情報から距離を勧める等の心理教育も行った。

表10 支援内容(重複あり)

支援内容	件数	割合※
傾聴	96	20.9%
当センター紹介	2	0.4%
保健所紹介	22	4.8%
医療機関紹介	257	55.9%
精神保健福祉センター紹介	15	3.3%
他相談機関紹介	16	3.5%
制度サービス	50	10.9%
(内)		
自立支援医療	26	5.7%
手帳	19	4.1%
年金	26	5.7%
診断書	7	1.5%
連絡調整	3	0.7%
問題対処に関する助言	28	6.1%
日常生活支援	1	0.2%
その他	30	6.5%
合計	520	

※相談総件数 460 件に対する割合

図12 支援内容



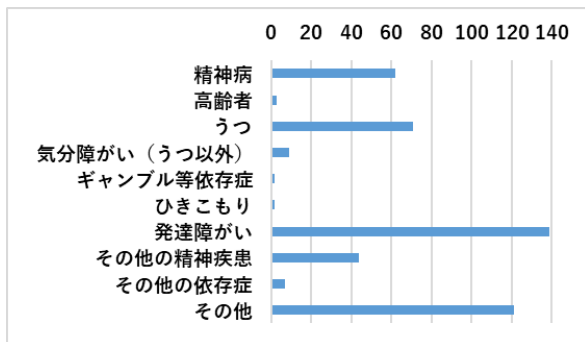
(8) 精神保健福祉問題領域

「発達障がい」が 139 件(30.2%)で最も多く、次いで「その他」が 121 件(26.3%)、「うつ」が 71 件(15.4%)であった。

表 11 精神保健福祉問題領域

精神保健福祉相談領域	件数	割合
精神病	62	13.5%
高齢者	3	0.7%
うつ	71	15.4%
気分障害(うつ以外)	9	2.0%
ギャンブル	2	0.4%
ひきこもり	2	0.4%
発達障がい	139	30.2%
その他の精神疾患	44	9.6%
その他の依存症	7	1.5%
その他	121	26.3%
合計	460	100.0%

図 13 精神保健福祉問題領域



4. まとめ

大阪市北区の心療内科クリニックの火災に対して、被害状況等の情報収集、通院患者の治療継続に関する支援、被災者とその家族、事件に衝撃を受けた住民へのこころのケアなど、関係団体と連携しながら対応を行った。ホームページにおいて、こころのケアや転院に関する情報などを提供するとともに、専用の電話相談窓口として「こころのホットライン」を設置した。

常設の電話相談窓口や「こころのホットライン」を含めて460件の相談があった。相談者の76.3%が被害を受けたクリニックの通院患者で、受療・治療等に関する相談が65.9%、そのうち56.3%が転院先の情報を求めるもので、最も多かった。支援内容は、医療機関を紹介したものが55.9%で最も多く、次いで傾聴が20.9%、制度・サービスに関する助言が10.9%であった。精神保健福祉問題の領域別にみると、「発達障がい」が30.2%であった。成人の発達障がいの患者が多いことやリワークプログラムを実施していたことから、転院先の発達障がいへの対応、メチルフェニデートの処方、リワークプログラム等についての情報も求められた。

電話相談窓口では、様々な思いに耳を傾け、相談者に寄り添いながら、転院に向けての段取りや見通しに役立つような、具体的かつ現実的な情報が特に有用であった。災害や事件により被災者(被害者)の背景や、困っていること、求めていることは、異なるものであり、その時々ニーズを見極め、必要に応じて柔軟に対応していくことが重要であると改めて認識した。

5. おわりに

この火災により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、そのご家族や被害を受けた方々に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

紀要

公民協働事業「飲酒防止教育の普及」の取組について

甲田 恵美^{*1} 西 則子^{*1} 松川 祥恵^{*1} 原 るみ子^{*1} 籠本 孝雄^{*1}

要約

大阪府では、大阪府アルコール健康障がい対策推進計画において、20歳未満の飲酒者をなくすことを目標とし、正しい知識の普及に取組んでいる。本事業では、こころ健康総合センターが中心となって保健所やアルコール関連問題に取組む民間団体、自助グループと協働で、20歳未満の飲酒者をなくすことで、将来依存症になることを予防するため、小学生から大学生を対象とした飲酒防止教育の教材を作成し、それを使って保健所が協力の得られた学校において飲酒防止教室を開催した。

本稿では平成30年度から令和3年度までの4年間の飲酒防止教育普及のための取組について報告するとともに、飲酒防止教室受講者及びその保護者のアンケート結果や検討会議より行った評価について報告する。

はじめに

地域精神保健福祉の課題解決や向上を図るためには、行政による取組だけでなく、民間団体が独自に行う取組も重要である。しかし、民間団体は運営基盤が脆弱なところが多く、横の連携が十分でないところもあり、単独で取組を進めるには限界がある場合が多い。その反面、民間団体には行政にはない自由な発想で取組を進めることもできるという利点もある。

大阪府では、平成26年に策定された大阪府アルコール健康障がい対策推進計画において、社会全体で正しい知識の普及に取組むことにより、20歳未満の飲酒者をなくすことを目標としており、若年者に対するアルコール依存症予防の取組が重要な課題となっている。そこで、平成30年度から、公民協働事業として府保健所・中核市保健所とアルコール関連問題への取組を行っている民間団体（一般社団法人大阪府断酒会、関西アルコール関連問題学会）の協働で飲酒防止教育のための教材を作成し、学校で活用することにより、飲酒防止教育を広めることをめざし、取組を行うこととした。

ここでは、公民協働事業として実施した平成30年度から令和3年度までの4年間の取組経過及び成果と課題と、飲酒防止教室受講者及びその保護者のアンケート結果による（事業）評価について報告する。

経過

飲酒防止教育の取組は、平成21年度に、大阪府岸和田保健所が地域の断酒会会員から「未成年者の飲酒を防ぐために、地元の高校生を対象に自らの体験談を話したい」と依頼を受けたことから始まった。

最初は、高校生を対象とした飲酒防止教室と飲酒実態調査の実施であったが、高校生や中学生の飲酒率が高く、中学校や小学校卒業までに飲酒経験があったという調査結果を受けて、より早い段階での教育が重要であると考え、対象を中学生、小学生へと広げての実施となった。

飲酒防止教室の内容も、最初は、精神科医師による飲酒に関する講義と、教師や生徒によるロールプレイ、断酒会会員による体験談であったが、対象が小学生に広がる中で、よりわかりやすい内容にということで、〇×クイズ形式の講義資料の作成に至った。また、保健所が実施できる教室の回数には限度があり、より広く飲酒防止を啓発するためにリーフレットを作成し、管内各市の教育委員会の協力を得て、全中学生に配布した。さらに、管内の全学校で組織的に飲酒防止教育に取組んでもらえるよう、学校の先生を対象にした飲酒防止

*1 大阪府こころの健康総合センター

Efforts of the public-private collaboration project
“Dissemination of drinking prevention education” By
Megumi Koda , Noriko Nishi , Sachie Matsukawa ,
Rumiko Hara , Takao Kagomoto

教育研修を実施するなど、工夫を重ねた。

このような取組を進める中、他の保健所でも飲酒防止教育に取組む動きや、児童生徒向けリーフレットや保護者向けリーフレットの作成を求める声などから、府全域に飲酒防止教育の取組を広げるため、新たな教材やリーフレットの作成も含めて、平成 30 年度から当センターで公民協働事業に取組むことになった。

公民協働事業による取組について

1. 教材について

平成 30 年度に、一般社団法人大阪府断酒会(当事者)、関西アルコール問題関連学会(医師、精神保健福祉士)の二つの民間団体と、当センター、政令市を除く府域保健所の担当者をメンバーとして本事業の核となる検討会議を立ち上げた。岸和田保健所の取組で作成された、「お酒〇×クイズ」やリーフレットをもとに、「大阪府版飲酒防止教室実施者用テキスト」(資料 1)と講義用パワーポイント、リーフレットを作成することとした。テキストとパワーポイントは、小学生から大学生までの幅広い層に対応するため、また、年齢に応じた内容を継続的に伝えるため、〇×クイズ編と講義編、ロールプレイ編で構成した。正しい知識を伝えるための普及啓発リーフレットについては、児童・生徒用のリーフレット「20 歳未満の人の飲酒はなぜダメなの？」(資料 2)と保護者用のリーフレット「20 歳未満の人の飲酒はなぜダメなの？～まわりの大人の方もご覧ください～」(資料 3)を作成した。

令和元年度は、検討会議において、これまでに児童・生徒から出た質問への回答や、アルコール関連問題への対応、依存症の影響や背景とともに、さらに一歩踏み込んで、家族に依存症の問題があるときの子どもへの影響や対応などについてまとめた副読本「子どもとアルコール問題に関する Q&A 集～飲酒防止教育を実施する前に～」を作成した(資料 4)。副読本の中には、マルトリートメントの視点から依存症の問題がある家族を持つ子どもたちへの影響についてコラムとして掲載した。また、アルコール依存症の当事者の方にも原稿作成してもらった。

さらに、事業の最終年度にあたる令和3年度には、前年度までの実施状況を踏まえ、テキストを改訂するため、検討会議を開催し、「大阪府版飲酒防止教室実施

者用テキスト(改訂版)」(資料 5)を発行した。

テキストは、講義編、〇×クイズ編、ロールプレイ編からなっている。講義編は、講義を通して飲酒の基本的な知識、20 歳未満の飲酒の危険性等を学ぶものである。〇×クイズ編は、飲酒に関する〇×クイズを通して基本的な知識を学ぶものである。ロールプレイ編は、飲酒を誘われたときの断り方について演習を通して学ぶものである(巻末の資料参照)。

2. 飲酒防止教育普及研修について

令和元年度からは、飲酒防止教育の講師養成テキスト講習会「飲酒防止教育普及研修」を大阪府保健所・中核市保健所職員及び学校関係者を対象に実施した。

令和元年度1回、令和2年度2回、令和3年度1回実施し、参加者は、延べ 107 名であり、うち学校関係者は延べ 70 名であった。研修は、アルコール専門医の講義・アルコール依存症当事者の体験談・テキストの使い方説明の講義に加え、飲酒防止教室を実施した学校の実践報告を取り入れたプログラムで実施した。研修を受講した教員自身がアルコール依存症を知る機会になったことに加え、当事者の体験談に感動し、ぜひ生徒に聞かせたいという思いで、自校での飲酒防止教室を企画し、実施に至った学校もあった。

3. 学校での飲酒防止教室の実施状況

令和元年度から令和3年度までの、「大阪府版飲酒防止教室実施者用テキスト」を使用している飲酒防止教室の実施状況は、表1のとおりである。

表1 飲酒防止教室の実施状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	4 校 386 名	1 校 36 名	—
中学校	5 校 750 名	1 校 144 名	—
高等学校	2 校 459 名	—	—
大学	2 校 140 名	1 校 111 名	1 校 106 名
合計	13 校 1,735 名	3 校 291 名	1 校 106 名

令和元年度は、13 校 1,735 名、令和2年度は、3校

291名、令和3年度は、1校106名に対して実施した。令和元年度末より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、各学校での実施が難しい状況となった。令和3年度に企画していた高等学校での飲酒防止教室は、令和4年度に実施予定となっている。

飲酒防止教室は、時間や、児童・生徒の状態によって使用するテキストの組み合わせを検討して、実施された。小学校では、○×クイズ編にロールプレイ編や当事者による体験談を組み合わせた内容、中学校や高等学校、大学では、講義編または○×クイズ編とロールプレイ編、当事者による体験談を組み合わせた内容になっていた。当事者による体験談では、子どもの頃の体験、依存症になった過程、回復に至った経緯などについて、受講者の年齢にあわせて理解しやすいような内容で構成した。

4. 飲酒防止教室受講者及び保護者のアンケート結果

飲酒防止教室終了後すぐに、受講者にアンケートを記入してもらった。その後、受講者から保護者に保護者用アンケートを渡してもらい、保護者には自宅でアンケートを記入してもらった。

受講者用アンケートは(資料6)(資料7)、保護者用アンケートは(資料8)のとおりである(巻末の資料参照)。受講者用アンケートに、飲酒経験に関する質問を設け、受講者の飲酒経験に関する現状把握をし、今後の飲酒防止教室や普及啓発に活用しようと考えた。

令和元年度から令和3年度のアンケート結果は、以下のとおりである。令和元年度から令和3年度に飲酒防止教室を実施した際のアンケートを対象にしている。なお(1)～(4)の①は受講者のアンケート(4)の②は保護者のアンケートにもとづいている。高校生には、大阪府版飲酒防止教室実施者用テキストのアンケートは実施していない。

(1) 受講者アンケート回答者の概要

性別は男性が316名(35%)、女性が556名(61%)、その他・無記入が38名(4%)であった。年代別に見ると、小学生は、男子が172名(52%)、女子が150名(46%)、その他・無記入が8名(2%)、中学生は、男子が132名(48%)、女子が128名(46%)、無記入が16名(6%)、大学生は、男性が12名(4%)、女性が278名(91%)、その他・無記入が14名(5%)であった。

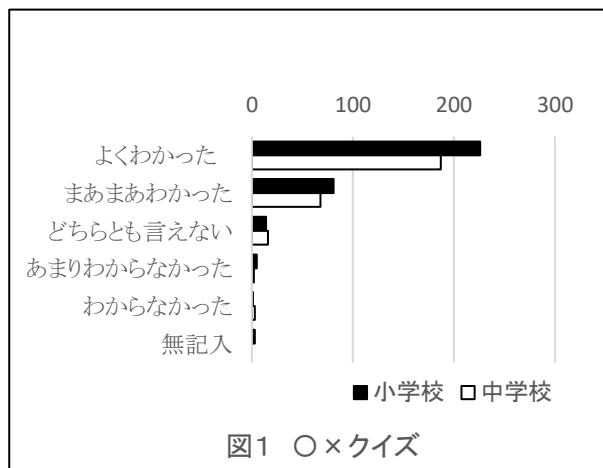
表2 性別と年代 (名)

	男性	女性	その他・無記入	合計
小学校	172	150	8	330
中学校	132	128	16	276
大学	12	278	14	304

(2) 講義内容の受講者の理解

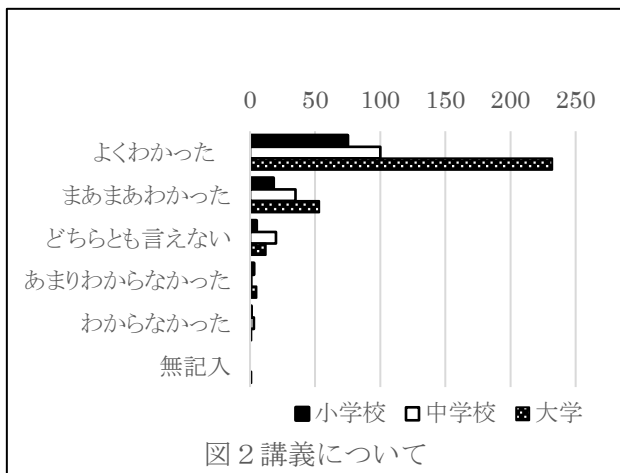
① ○×クイズ

小学生では「よくわかった」が最も多く(226名、68%)、次いで「まあまあわかった」が81名(25%)になっている。中学生では「よくわかった」が最も多く(187名、68%)、次いで「まあまあわかった」が68名(24%)になっている。



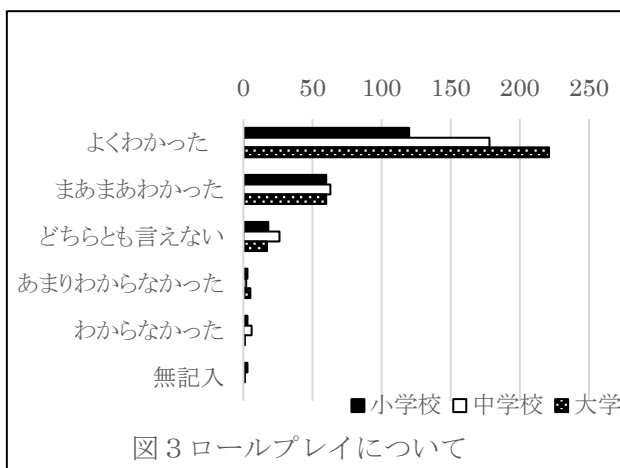
② 講義

小学生では「よくわかった」が最も多く(75名、73%)、次いで「まあまあわかった」が18名(18%)になっている。中学生では、「よくわかった」が最も多く(100名、63%)、次いで「まあまあわかった」が35名(22%)になっている。大学生では、「よくわかった」が最も多く(232名、76%)、次いで「まあまあわかった」が53名(18%)になっている。



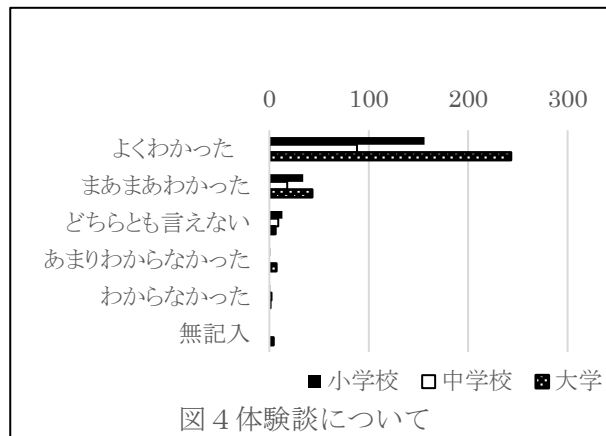
③ロールプレイ

小学生では「よくわかった」が最も多く(120名,58%)、次いで「まあまあわかった」が60名、29%になっている。中学生では、「よくわかった」が最も多く(178名,65%)、次いで「まあまあわかった」が63名、23%になっている。大学生では、「よくわかった」が最も多く(221名,73%)、次いで「まあまあわかった」が60名、20%になっている。



④体験談

小学生では「よくわかった」が最も多く(156名,76%)次いで「まあまあわかった」が34名、17%になっている。中学生では、「よくわかった」が最も多く(88名,75%)、次いで「まあまあわかった」が18名、15%になっている。大学生では、「よくわかった」が最も多く(243名,80%)、次いで「まあまあわかった」が43名、14%になっている。



(3) 受講者の飲酒経験の有無について

①飲酒経験

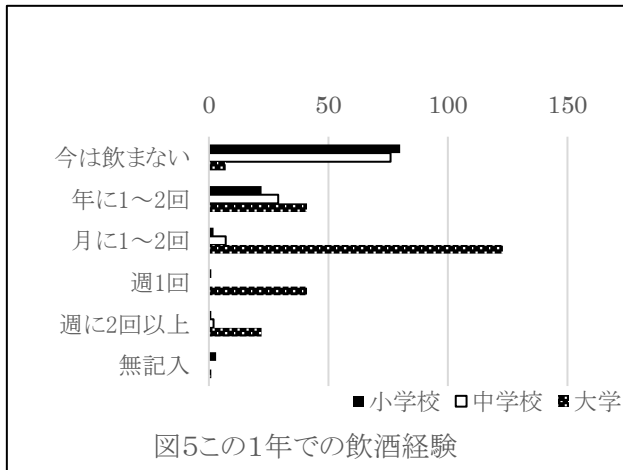
「お酒を飲んだことがある」と回答したのは、小学生が108名、33%、中学生が114名、41%、大学生は235名、77%となっている。

表3 飲酒経験(名)

	ない	ある	無記入	合計
小学校	213	108	9	330
中学校	159	114	3	276
大学	63	235	6	304

②直近の1年の飲酒回数

小学生は「今は飲まない」が最も多く(80名,73%)、次いで「年に1~2回」が22名、20%、「無記入」が3名、3%、「月に1、2回」が2名、2%の順になっている。中学生は「今は飲まない」が最も多く(76名,67%)、次いで「年に1~2回」が29名、25%、「月に1、2回」が7名、6%、「週に2回以上」が2名、2%の順になっている。大学生は、「月に1、2回」が123名、52%と最も多く、次いで「年に1~2回」「週1回」が41名、18%、「週に2回以上」が22名、9%、「今は飲まない」が7名、3%の順になっている。



③はじめてお酒を飲んだ年代

小学生は「小学生になってから」が最も多く(64名,60%)「小学生になるまで」が41名,38%になっている。中学生は「小学生になってから」が最も多く(75名,66%)、次いで「小学生になるまで」が21名,18%、「中学生になってから」が18名,16%の順になっている。大学生は「20歳になってから」が最も多く(90名,38%)、次いで「大学生(20歳未満)」が83名,35%、「高校生になってから」が30名,13%の順になっている。

小学生は、「間違えて飲んだ」が54名で最も多く、次いで「好奇心・興味」が16名、「お正月」が11名、「親にすすめられた」が9名の順になっている。中学生は「間違えて飲んだ」が59名と最も多く、次いで「好奇心・興味」が37名「お正月」が29名の順になっている。大学生は「好奇心・興味」が121名と最も多く、次いで「友達にすすめられた」が76名、「親にすすめられた」が31名の順になっている。

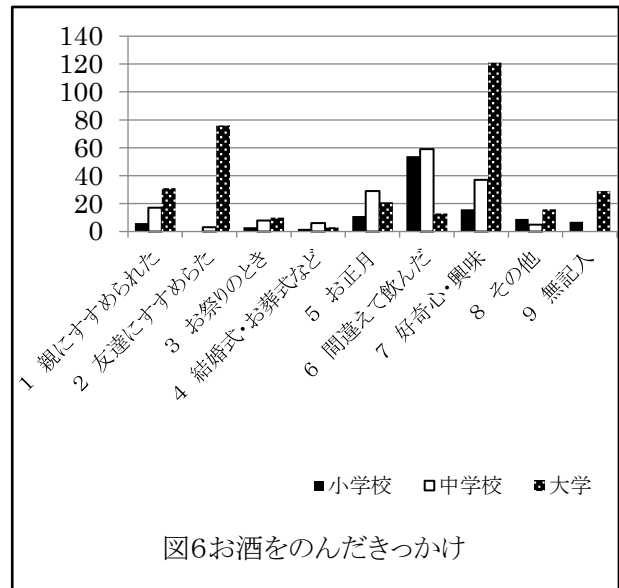


表4 はじめてお酒を飲んだのは？

	小学生になるまで	小学生になってから	中学生になってから	高校生になってから	大学生(20歳未満)	20歳になってから	無記入	合計
小学校	41	64	0	0	0	0	2	107
中学校	21	75	18	0	0	0	0	114
大学	2	13	16	30	83	90	1	235

④お酒を飲んだきっかけ(複数回答可)

(4)自由記述

①受講者からの飲酒防止教室の感想の抜粋

<飲酒に関する理解>

- ・お酒をのみすぎたらびようきになるとわかった。
- ・お酒を飲んだらどうなるかがわかった。
- ・なんでお酒を飲んだらあかんかわかった。
- ・お酒の怖さや依存性が強いことを理解することが出来た。周りでお酒で困っている人がいれば、相談を受けるなど、自主的に行おうと思った。
- ・お酒は20歳になってから適度にたしなむのがよい。

<体験談について>

- ・元(もと)アルコールいぞんしょうの人が、とても、熱心に話してくださったので、とてもその思いが伝わりました。
- ・実際にアルコールいぞんしょうだった方のお話を聞いて、どんな行動につながるのか、やめるためにかかる苦勞がよくわかりました。
- ・体験談を聞いて、20歳未満のうちは絶対に飲まな

いでおこうと思った。20歳になっても限度を考えて飲むようにしようと思った。

<その他>

- お酒をすすめてくる人にたいしてのことわり方が分かってよかった。
- 人は立ち直ることができることを教えてもらった。
- アルコール依存症になりやすい人の特徴として自分に自信がなかったり孤独だったり、当てはまる項目が多かったので、アルコール依存症にならないためにも一人で抱え込んでしまう癖をやめて、相談していくようにしようと思ったし、これからお酒を飲む機会が増えると思うのできちんと正しい飲み方をしようと思います。

②保護者からの感想の抜粋

<飲酒防止教育について>

- 子どもたちでも、理解しやすい内容になっていると思います。
- 飲酒の大切さを伝えてもらえてありがたいです。
- 学校で指導していただけるのはとても有難く思います。子どもの意識や認識も大事だとは思いますが、まわりの大人も気を付けなければいけないと思います。
- 子どもが帰ってきてから、クイズを出題してくれたので、親子で勉強になるなあと思いました。
- 飲酒について子どもと考える機会をいただきました。
- 飲酒が低年齢化していることに驚いた。

<20歳未満の飲酒について>

- 祭りの時、飲酒が心配。
- 子どもたちに対する飲酒防止対策も大切だとは思いますが、子供たちを守り、育てる側の大人に対しても未成年飲酒防止について啓蒙活動を行うことも必要ではないかと思う。
- 20歳未満の者の飲酒は、絶対にいけない事だと思う「してはいけない」と「させてはいけない」という、子ども、大人両方の理解がなくてはならないと思う
- 親に責任がある。きちんと話をして理解させておくべき
- 飲酒は大人でもこわいことになるので、早いうちからの教育が大事だと思います
- この地域は祭りがあるので、お酒や飲酒している場面に会うことが、他の地域に比べて多いと思います。大人や先輩(中・高生)がすすめてくることもある

と思うので、本人だけでなく、周りの大人も知識を持ち、行動をすることが大事だと思います

•少しぐらいなら、いいかなーと思います

•最近では飲みやすいジュースのような缶チューハイなどが増えてきている事により20歳未満の者もジュース感覚で飲んでしまい、泥酔してしまったり依存してしまうのではないかと思う

<その他>

- 地区によって、お祭り等で青年団等々だんじり等々で仲間友達や他人に勧められる事がこれからあるかもしれないので、心配です。
- 私たち両親は飲酒することがないので、子どもたちは身近に飲酒のことに感じることはありません。このような機会をあたえていただき、ありがとうございます。今後も続けてほしいと思います。
- 土地柄、祭りがある地域ですので、やはり20歳未満の者の飲酒を目にすることがありました。親世代も早くから、飲酒しているためだれも注意する人がいません。20歳未満の者の飲酒を防止するには地域全体で動かないとダメなのかもしれません。
- うちの子は大丈夫と思わず、そういう場面に出くわした時に正しい判断ができるように話し合いたいと思います。お酒は20からの楽しみにしておいて欲しいです。

考察

1. 飲酒防止教室受講者及び保護者のアンケート結果からの評価

(1) ○×クイズ、講義、ロールプレイ、体験談それぞれについて、小学生、中学生、大学生ともに「よくわかった」あるいは「まあまあわかった」との回答が8割以上をしめている。特に体験談については「よくわかった」が7割以上であり、体験に基づく話は理解がしやすかったと思われる。

(2) 小中学生にお酒を飲んだ経験がある人が一定数おり、お酒を飲んだきっかけは「間違えて飲んだ」が最も多く、次いで「好奇心・興味」「お正月」の順になっていた。小中学生に飲酒についての正しい知識を伝えることが必要だと思われる。お正月のような大人が同席する機会にお酒を飲むこともあるようなので、親に対する子どもの飲酒の影響についての啓発も同様に重要

だと言える。

(3)「知らなかったことを学べた」(受講者)、「飲酒防止について学校で指導してもらえることを有難く思う」(保護者)などの、受講生と保護者の双方から肯定的な意見がみられた。飲酒防止教育をきっかけに親子で飲酒について話し合った家族もあった。祭りがある地域で、20歳未満の者が飲酒をしている場面に会うことが他の地域より多いのではないかという意見があり、大人が子どもに飲酒をすすめることもあるので、周りの大人も知識を持ち行動することの必要性を感じている人がいた。

2. 事業に対する評価

(1) 関西アルコール関連問題学会で、本事業で作成したテキストや、児童・生徒用のリーフレットと保護者用のリーフレットを紹介することで、広くアルコール依存症にかかわる支援者に対し飲酒防止教育の教材や飲酒防止教室について啓発できた。公民協働でテキストを作成し、普及啓発を行い、一定の地域だけでなく、府管内での飲酒防止教室が可能になった。

(2) アルコール専門医、アルコール専門病院ソーシャルワーカー、大阪府断酒会や大阪マックのアルコール依存症当事者が検討会議に参加したことで、連携の輪が広がり、いろいろな立場から自由な発想の意見を出し合えた。アルコール依存症に関する最新の知見に関して情報交換ができたり、アルコール依存症当事者からの思いや意見を出してもらったり、検討会議では、率直な意見交換ができた。その結果、大阪府保健所・中核市保健所職員や学校関係者が講師として飲酒防止教室を実施できるテキストを発行することができた。自由な発想の民間と、それらの意見を集約し府全体に還元することができる行政との協働の取組の成果である。

(3) 検討会議において、アルコール専門医による講義を実施できた。講義のテーマは、令和元年度は「飲酒防止教室の実施状況について」、令和3年度は「アルコール依存症の親をもつ20歳未満の人への対応について」であり、学校での飲酒防止教育における課題に対する講義を受け、公民の関係者が新たな情報や知識を習得し、意見交換の場をもつことができた。

(4) 学校で飲酒防止教室を開催する際のアルコール専門医による講義やアルコール依存症当事者の体験談についての講師依頼について、関西アルコール関連問題学会や大阪府断酒会の協力により応諾してもらい、スムーズに行うことができた。さらに、公民協働事業として学校へ出向くことにより、アルコール専門医、アルコール依存症当事者、保健所職員等のみんなで、学校での飲酒防止教育における課題を共有し、それぞれの立場で業務に反映し、支援の充実につながった。具体的には、大阪府保健所・中核市保健所から学校へ出向いて飲酒防止教室を実施することによって、子どもの実情や学校内での困り事を知り、保健所と学校との連携や保健所の相談へつながりやすくなる機会となった。また、教職員へアルコール依存症について専門家からの正しい知識を伝えることができた。さらに、薬物依存症等、アルコール依存症以外の学校の課題がわかり、それについて一緒に取組んでいくことにつながった。

おわりに

4年間公民協働事業として学校での飲酒防止教室を実施し、小学校、中学校、高等学校、大学と年齢に応じた内容を継続的に伝えることの重要性を感じた。また、飲酒防止教室を実施する際には、アルコール依存症の当事者の体験談があると、児童・生徒への響き方が違うことも改めて実感した。

最終年度の検討会議(報告会)において、今後も会議を継続して、飲酒防止教室実施時の工夫等を報告し合い、ブラッシュアップしていけるとよいという意見が出た。課題として、新型コロナウイルス感染症の影響で、飲酒防止教室の実施件数が減っているが、このような状況下での飲酒防止教室を実施するための工夫や実施例の共有ができればよいという意見も出た。また、今後、学校側の意見を聞く機会を設けるよう検討してほしいという意見もあった。大阪府では、公民協働事業としては終了するが、引き続き、公民が連携し、20歳未満の飲酒者をなくすことをめざし、飲酒防止教育の普及を継続していきたい。

<参考資料>

『地域精神保健福祉活動事例集 16 大阪府内保健所におけるアルコール関連問題への取組』p.103-110

未成年者の飲酒防止教育の取組について(岸和田保健所)



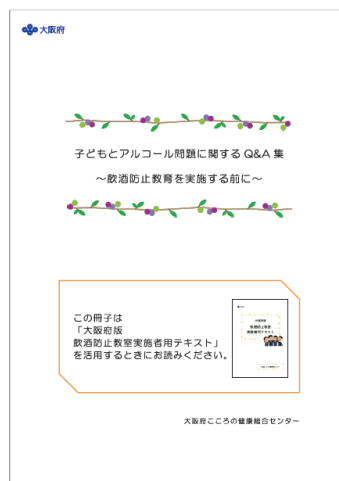
資料1 大阪府版飲酒防止教室実施者用テキスト



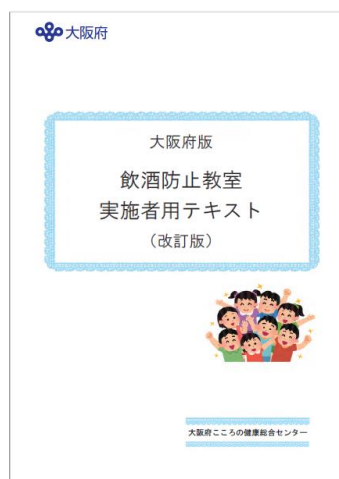
資料2 20歳未満の人の飲酒はなぜダメなの？



資料3 20歳未満の人の飲酒はなぜダメなの？
～まわりの大人の方もご覧ください～



資料4 子どもとアルコール問題に関する Q&A 集～飲酒防止教育を実施する前に～



資料5 大阪府版飲酒防止教室実施者用テキスト(改訂版)

(講義・ロールプレイ・体験談用)

飲酒防止教室についてのアンケート

飲酒防止教室実施日 年 月 日

今後の参考にするためアンケートにご協力をよろしくお願ひします。
 あてはまる番号に○をつけ、 のところはあなたの思いや考えを記入してください。

質問1 あなたの性別を教えてください。()

質問2 講義について

1.よくわかった 2 3 4 5.わからなかった

質問3 ロールプレイについて

1.よくわかった 2 3 4 5.わからなかった

質問4 当事者の人の話について

1.よくわかった 2 3 4 5.わからなかった

質問5 お酒を飲んだことがありますか？

1.ない → 質問9・10へ
 2.ある → 質問6・7・8・9・10へ

裏面に続きます。

質問5 で、あると答えた方のみ答えてください。

質問6 この1年でお酒を飲んだ回数は？(1つだけに○)

1.今は飲まない 2.年に1~2回 3.月に1~2回 4.週1回 5.週に2回以上

質問7 はじめてお酒を飲んだのはいつ頃ですか？(1つだけに○)

1.小学生になるまで 2.小学生になってから 3.中学生になってから

質問8 お酒を飲んだきっかけは何ですか？(あてはまる番号全てに○)

1.親にすすめられた 2.友達にすすめられた 3.お祭りのとき
 4.結婚式やお葬式など 5.お正月(おとそ) 6.間違えて飲んだ
 7.好奇心・興味があった 8.その他()

質問9 今日の飲酒防止教室の感想や質問を自由に書いてください。

質問10 お酒を飲むようすすめられたらどう答えますか？

(○×クイズ・ロールプレイ・体験談用)

飲酒防止教室についてのアンケート

飲酒防止教室実施日 年 月 日

今後の参考にするためアンケートにご協力をよろしくお願ひします。
 あてはまる番号に○をつけ、 のところはあなたの思いや考えを記入してください。

質問1 あなたの性別を教えてください。()

質問2 ○×クイズについて

1.よくわかった 2 3 4 5.わからなかった

質問3 ロールプレイについて

1.よくわかった 2 3 4 5.わからなかった

質問4 当事者の人の話について

1.よくわかった 2 3 4 5.わからなかった

質問5 お酒を飲んだことがありますか？

1.ない → 質問9・10へ

2.ある → 質問6・7・8・9・10へ

裏面に続きます。

質問5 で、あると答えた方のみ答えてください。

質問6 この1年でお酒を飲んだ回数は？(1つだけに○)

1.今は飲まない 2.年に1~2回 3.月に1~2回 4.週1回 5.週に2回以上

質問7 はじめてお酒を飲んだのはいつ頃ですか？(1つだけに○)

1.小学生になるまで 2.小学生になってから 3.中学生になってから

質問8 お酒を飲んだきっかけは何ですか？(あてはまる番号全てに○)

1.親にすすめられた 2.友達にすすめられた 3.お祭りのとき

4.結婚式やお葬式など 5.お正月(おとそ) 6.間違えて飲んだ

7.好奇心・興味があって飲んだ 8.その他()

質問9 今日の飲酒防止教室の感想や質問を自由に書いてください。

質問10 お酒を飲むようすすめられたらどう答えますか？

大阪府こころの健康総合センター

＜こちらは、おうちの人の書いてもらってください＞

「飲酒防止教室」保護者用アンケート

本日、20才未満の人の飲酒をなくすことを目的として、飲酒防止教室をおこないました。
今後の参考にするためご協力をお願いします。

- 質問1 今日の飲酒防止教室について、お子様から話を聞きましたか？
1. はい
2. いいえ
- 質問2 20才未満の人がお酒を飲んではいけない理由について
- ①法律で禁止されている 1. 知っている 2. 知らない
②急性アルコール中毒の危険性がある 1. 知っている 2. 知らない
③第2次性徴への影響がある 1. 知っている 2. 知らない
④アルコール依存症になりやすい 1. 知っている 2. 知らない
- 質問3 リーフレット「20才未満の人の飲酒はなぜダメなの？」について
- ①内容はわかりやすいですか？ 1. わかりやすい 2. わかりにくい
②印象に残ったところがあれば、下記にご記入ください。

質問4 その他、ご意見・ご質問などあればお聞かせください。

アンケートは以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

大阪府こころの健康総合センター